

プロローグ

— 新たな枠組みを求めて —

現代の社会経済の変化はすさまじく、内外の社会経済システムの構造が激変し、多種多様な問題が連鎖的に噴出している。国際的には、深刻さを増す地球環境問題や逼迫する資源・エネルギー問題、あるいは各地で頻発する金融・財政危機や中国経済の先行き不安など、問題が山積している。さらに、国内的には、少子高齢化や財政再建の問題に加え、疲弊した地域経済の再生や人材育成の問題、食の安全、悪化する労働・生活環境の改善や格差社会の是正など、多くの問題が差し迫ったものとなっている。

現代社会がこうしたグローバルに関連する問題群を抱えるようになったのは、1960、70年代に経済が成熟し「豊かな社会」を迎えた先進諸国がその後の「脱工業化社会」への模索のなかで打開策を国外に求め、70年代のドルショックや80年代の金融ビッグバンに代表される規制緩和・撤廃によって自由市場経済のグローバル化を推し進めたことに起因する。とりわけ、1990年前後の社会主義体制崩壊以降は、情報技術（IT）革命の動きに押されて、グローバルな問題群が一気に顕在化した。

これに対して、フランス、ドイツを中心とする大陸ヨーロッパ諸国は、ヨーロッパという地域に根を張る新たな社会経済システムのモデル（EUモデル）の実験を開始した。1990年代後半から21世紀の初めにかけては、アメリカ、イギリスのアンプロ・サクソン諸国の経済社会モデルが高いパフォーマンスを示し、またそれを範として制度転換を進めたわが国も、戦後最長の好景気を記録し、その限りでは良好なパフォーマンスを示した。けれども、2008年秋の米国発の金融危機がわが国やEU諸国を巻き込み、世界的な金融システム不安が加速化して、100年に一度といわれる世界的な経済危機を引き起こし、世界的な経済協調の場がG8からG20へと移行するなど、国内外

の経済社会の様相は一変している。

こうして1970年代以降、とりわけ社会主義体制崩壊以降大規模かつ急激に構造変動し、複雑多様化している現代の経済社会システムにおいて生起するさまざまな問題に対して、「資本主義対社会主義」の枠組みを失った現在の世界（あるいは、経済学を初めとした既存の社会科学）は必ずしも十分な分析枠組みを持たず、現実の後追いに終始している感が強い。本書は、このような学問や経済社会の現状に対して、社会システム論と制度論の観点から、「資本主義対社会主義」の枠組みに代わる新たな視点を提案し、現代の社会経済システムの構造的特徴を考察・解明することで、今後の新たな社会経済システムの方向性を提示しようとするものである。

本書では、まず第1章「経済体制論と『制度経済学』」において、現実の経済システムを捉える手がかりとして、これまで体制（システム）レベルの問題を唯一本格的に扱ってきた「経済体制論（比較経済体制論）」の伝統的枠組みについて検討を加えることから考察を始めている。そこでは、既存の枠組みが20世紀の東西対立構図の下で硬直化し、現代の経済社会システムを分析する枠組みとしてまったく不十分なことが指摘されるとともに、それを克服する「制度（社会）」と「変化（歴史）」の視点を有する「制度経済学」や「制度変化の経済理論」の可能性が示唆される。つづく第2章「制度経済学・進化経済学・移行経済学」では、社会主義体制崩壊後の移行経済を取り上げ、「制度経済学」、「制度変化の経済理論」、および「進化経済学」の経済システム分析のツールとしての一定の有効性を確認した。

第3章「経済システムと制度論——制度経済学を超えて——」では、第1章、第2章の議論を受けて、改めて経済システムと制度論との関係に焦点を当て、経済学を初めとした社会科学において制度に関する議論が隆盛を極めていることの意味を問い直した。その結果、制度本来の意味は現在の通常の制度に関する議論が想定するような個人主義や効率性の観点から把握できるものでなく、その根本は「共（協）」の原理に基づく自覚的な設立にあり、その意味で経済システムを本格的に扱うためには「制度経済学」や「制度変化

の経済理論」等における制度の意味を超える必要があることを示唆した。

第4章「社会システム論と制度論」では、第3章までの議論を受けて、社会システム論と制度論の観点から現代の社会経済システムを捉える視点を明確にするために、日常的用法では区別されることなく用いられている「システム」と「制度」とのあいだの根本的相違に焦点を当て、社会システム論と制度論それぞれの特徴と相互の関連を考えるなかで、新しい社会経済システムを作り上げようとする際には、近代科学の「方法の思想」の流れに沿う社会システム論や制度論におけるシステムや制度ではなく、そこから自由なシステムと制度の視点、すなわち現実そのものに拘泥することなく諸事象の関連性を一般的に捉える「システムの眼」と社会経済的諸事象をその基盤から統一的に捉える「制度の眼」が必要不可欠となることを示した。

第5章「社会経済システムと制度論——制度論の視点の根源性——」では、社会システム論と制度論に関する第4章の議論を受け、まずわれわれの「制度論の視点」を提示し、「古典的制度（化）」と「近代的制度（化）」との根本的相違を明らかにした。つぎに、理論と実践（政策）を対立的に捉える改革思想の混乱や現実の諸改革の混乱等、学問的・日常的な諸混乱の根底にある根源的な文化的対立である「客観主義と相対主義の対立」を根底から乗り越える視点としてのガダマーの哲学的解釈学を取り上げた。哲学的解釈学においては、近代科学の「方法の精神」の支配領域を越えたところにある、人間の「生」ないし「実践」という広大な領域の正当性が「存在論」の次元で主張されており、その点で「制度論の視点」と解釈学の論点とが結びつき、そこに「制度論の視点」の根源性があることを示した。さらに、「制度論の視点」に対応する「トータル・システム」としての「社会経済システム（論）の視点」を、構造と基本構成原理の観点から示した。こうして、第5章において、われわれが示したことは、20世紀の「政治経済システム」の枠組み（認識論の次元）から「古典的制度」と「トータル・システム」に基づく「社会経済システム」という枠組み（存在論の次元）への視点の転換であり、それが現代の社会経済システムを捉えるための基本枠組み（視点）である。

その意味で、第5章は本書の中心となる性質のものであるということが出来る。以下の諸章は、基本的にこの枠組みに基づき、現代の社会経済システムの構造や特質を考察・解明し、今後の新たな社会経済システムの方向性を提示しようとする試みであると位置づけることができる。

第6章「デジタル化社会と現代アジア——社会科学の転換と近代西欧文明——」と第7章「情報技術革命と社会経済システム変革の方向」では、1990年代以降の経済社会激変の直接的要因となった「情報技術（IT）革命」とそれを基礎に置く「デジタル化された社会」が現実の経済社会の動きや社会科学、あるいは現代アジアに及ぼす影響を考察した。まず、第6章では、いわゆる「デジタル化社会（デジタル化された社会）」をめぐる議論と現代社会に広く浸透している「マクドナルド化」現象が近代西欧文明の下で生まれた近代西欧の科学技術のパラダイムを「隠された前提」としていること、そしてそのパラダイムの有する特質が「人間中心主義」・「制御」・「部分知」・「非生命化」であること、したがって、現代社会の諸混乱・諸問題の根本原因が近代西欧文明のパラダイムにあるとすれば、文化的基盤が西欧とまったく異なる現代アジアはそこから自由になる必要があるということを、示した。つづく第7章においては、「情報技術（IT）革命」に焦点を当て、ハイデッカーの近代科学や近代技術についての議論を参考に、現代の社会経済の本質を考察した。近代においては、人間がすべての存在の「基体的主体」となったことで近代科学の「方法の優位」や近代技術の「立て組みの支配」が生まれた。それは、一方では膨大な成果をもたらしたが、他方では「存在の真理」の考え方や領域が失われ、「真実」や「現実」から遠ざかることになった（「存在の忘却」）。したがって、近代社会がひとつの限界に達しているとするれば、その解決策はその近代社会を生み出したものと同じ文明・文化の線上において解決することは不可能であり、存在と真理についての捉え方の根本的な転換が必要とされることになることを示した。

第8章「社会経済システムの構造と現代社会の位置——価値基準の崩壊と外部基準の拡大——」では、今日見られる代表的な経済社会現象としての外

部基準・外部評価の拡大を取り上げ、社会経済システムと人間存在の基本構造を描くことで現代の経済社会の位置と現代社会における諸問題の根本原因を解明し、その解決策の基本方向を示した。そこでは、トータル・システムとしての社会経済システムが、「私」・「社」・「公」・「共（協）」・「自然」という5つの基本構成原理と「経済」・「政治」・「社会」・「文化」・「自然」という5つの機能的側面から多層的・多面的に構成されているにもかかわらず、近・現代の歴史においては、それらのなかの限定された側面（フォーマル性の強い「私」・「社」・「公」や「経済」・「政治」の側面）だけに焦点が当てられ、社会経済システムがトータル性を失っていること（「パーシャル・システム」化していること）が、現代社会において起こっている根源的な諸問題の根本原因であること、そして現代人のあり方もこうした社会経済システムの構造と平行でわれわれ自身が人間存在に関わる問題を抱えていること、したがって、これらの諸問題の根本的な解決は、近代文明が軽視してきた側面（インフォーマル性の強い「共（協）」・「自然」や「社会」・「文化」・「自然」）に焦点を当て、社会経済システムと人間自身がトータル性を取り戻すこと以外にありえないことを、示した。

現代の世界では、1970年代に「成長の限界」が指摘され、1980年代前後には地球上の人類の活動が地球の許容範囲を「行き過ぎ」ている段階に達したと指摘されていたが、今日ではこれまで取り残されていた人口大国の中国、インドまでが本格的な成長を始め、経済、政治、社会、文化等さまざまな領域で国の内外を問わず根源的な諸問題を抱えるまでに至っている。第9章「経済文明と制度的変容——トータル・システムの危機——」では、こうした現代の「経済文明」の姿を「工業化」・「近代的制度（化）」・「トータル・システム」を軸に考察した。近代においては、18世紀以降の3つの革命（工業革命・組織革命・情報技術革命）を根底で規定する科学技術の力が成長の推進力となり、「伝統的社会」が「工業化社会」・「組織化社会」・「情報化社会」へと転換してきたが、それぞれの社会への転換を推し進めた「フォーマル化」・「システム化」・「ヴァーチャル化」という3つの制度化は当該社会の

社会的・文化的・歴史的基盤からの「経済の離陸」・「社会の離床」・「文化の遊離」を引き起こすプロセスであった。この「制度的変容」（「近代的制度化」）のプロセスは、一方では社会に経済が埋め込まれていた「社会経済システム」から経済が社会を規定する「経済社会システム」への転換を引き起こし「経済文明の時代」を招来したが、他方では当該社会の社会的・文化的基盤そのものを不安定化・動揺させ、あるいは弱体化させ、トータル・システムの危機を招き、今日のさまざまな問題や混乱を引き起こす根本原因となっている。したがって、これらの問題を根本的に解決するには、トータル性を再生し、「経済社会システム」を「社会経済システム」本来の社会的・文化的・歴史的基盤へ引き戻すこと（「着陸」・「着床」）が必要となることを、明らかにした。

第10章「アジアの時代の社会経済システム——近代西欧文明との比較を通して——」と第11章「現代アジアの社会経済システム——「第三のモデル」の可能性と必要性——」においては、中国やインドが成長軌道に乗り始め「(東) アジアの時代」といわれる今日、その内実と今後の可能性や進むべき方向性について、トータル・システムの観点から考察し、アメリカ型ともEU型とも異なる第三の社会経済システムのモデルの可能性と必要性を示した。まず、第10章では、西欧と対極の文化を有する東アジアに限定して、現在東アジアが注目されているのはその固有性に基づくものではなく、あくまでも「経済」が注目されているにすぎず、トータル・システムとしての社会経済システムの観点から考えるとき、アメリカ文明からヨーロッパ大陸文明へと歴史の大きな流れが逆転していることを考え合わせても、「社会経済システム」本来の自然な形としてはやはり経済を社会のなかへ、それも東アジア固有の社会のなかへ埋め戻す必要があること、そしてそれは西欧社会に比べてはるかに大きな困難な課題であることを、指摘した。第11章では、既存の社会経済システムのモデルであるアメリカ型経済社会システム（アングロ・サクソン型モデル）とヨーロッパ型社会経済システム（EU型モデル）の2つのモデルを比較検討した上で、(極) 東アジアの歴史的位置を確認し、

わが国を中心とした（極）東アジアが目指すべき社会経済システムのモデルの可能性と必要性の概略を示した。

最後に、エピローグにおいて、本書における問題意識（課題）を再確認した上で、第1章から第11章までの各章とその課題との対応関係を示し、本書における考察の全体像を表示するとともに、本書が、内容的には、「社会経済システム論」の序説として位置づけられる性質のものであることを示した。

第1章/

経済体制論と「制度経済学」

はじめに

社会主義経済システムの成立と崩壊は20世紀最大級の出来事であり、そのことが経済学に提起した問題は多方面にわたると考えられる。なかでも、経済システム（経済体制）を研究対象とする経済体制論（比較経済体制論¹⁾）に及ぼした影響には大きなものがある。けれども、この領域で、現在のところその影響が十分に考慮されているとは言い難い。本章ではこうした状況を踏まえて、社会主義経済システムの停滞・崩壊と相前後して（あるいは、それに先だつて）登場した経済理論における新しい動きを視野に入れ、いま経済体制論がどういう位置にあるかを、その過去を再検討することを通して考察し、さらにその将来展望も試みてみることにしたい。

1 経済体制論の枠組み

経済体制論（経済システム論）の現状を把握するに当たって、ここではまずその過去、すなわちその伝統的な基本的枠組みの検討から始めてみよう。

(1) 基本的枠組み

経済体制論の中心的なテーマは、経済活動を行う際のルールや枠組みを与える機構・構造である経済システム（経済体制）と経済状態との関連を考察することである。それゆえ、体制論の基本的課題は、①経済システムの構成要素に関する研究とその構成要素間の相互関係の研究、②経済システムとその構成要素が与えられた環境でどのような機能を発揮するかの研究、③各国

における経済システムの識別、および④経済システムと具体的な経済成果との関係の研究などである²⁾。

このような経済体制論の中心的なテーマと基本的課題は、経済システムを次のような関数として捉えることで、明瞭になる。

$$o = f (s , p , e)$$

この場合、o=産出 (output)、s=システム (system)、p=政策 (policy)、e=環境 (environment) である。このとき、体制論の中心的なテーマは、政策、環境変数 (p、e) を一定としたとき、システム変数 (s) と産出 (o) との一般的関連を考察することである³⁾。

さて、以上のように、政策、環境変数 (p、e) を一定としたときのシステム変数 (s) が産出 (o) に与える影響を考察することが、体制論固有の課題であったが、確かに理論的な枠組みとしてそのようなことがいえても、現実にはそのような状況を期待することは極めて困難であった。というのは、経済システムを比較するとき、システム変数の影響を政策、環境変数の影響から分離しなければならないが、特に環境変数の影響は無視できないものがあると考えられたからである。そこで、たとえば、旧東西両ドイツの比較がそうした影響を最少化し、システム変数の影響の分離を可能にすると考えられ、好んで研究対象として選ばれた⁴⁾。しかし、なんといっても経済体制論におけるもっとも基本的な課題は、システム変数の内容、すなわち①経済システムの構成要素として何を考えるかである。これまで、経済体制論の議論に基本的な枠組みを与えていたのは、①の経済システムの構成要素に関する議論であった⁵⁾。なぜなら、それがそもそも経済システムを規定 (ないし分類) するさいの基本的な視点とされていたからである。そこで、次にその点を考察してみよう。

(2) 伝統的類型化

伝統的に経済体制は、所有制度と資源配分様式（ないし、相互調整様式）という2つの軸によって区分されるのが一般的であった。すなわち、所有制度の軸として「私有 vs. 国有（公有）」が、資源配分様式の軸として「市場 vs. 計画」が考えられた。その結果として、私有・市場の資本主義経済、国有・計画の社会主義経済、私有・計画の計画資本主義経済、そして国有（公有）・市場の市場社会主義経済の4つのプロトタイプが得られた。経済体制論の理論的な分析において、こうした枠組みに疑問を投げかけ、それを修正しようとする、あるいはそれを乗り越えようとする試みもみられた。たとえば、ノイバーガーとダフィー（E. Neuberger & W. J. Duffy）、ホレスフスキー（V. Holesovsky）の研究はそうした試みの代表的なものである⁶⁾。けれども、結果としてそれらはやはりこの枠組みを越えるものではなく、この枠組みのなかにとどまっていた。

それでは、経済体制論以外の領域ではこの点に関してどのような認識がもたれていたのか。新古典派経済学は体制規模の問題に関心をもたなかったことの結果として、いわば暗黙の内に、私有・市場の資本主義経済を当然視して分析を進めてきた。換言すれば、その枠組み自体を、つまり所有制度と市場そのものを問題としてこなかった。そのことがコース（R. H. Coase⁷⁾）の研究が長いあいだ正当に評価されなかった原因でもあるように思われる。しかし、今日そのコースの指摘の重要性が認識され、従来のそうした状況も大きく変化してきている⁸⁾。

このような状況下、経済体制論のなかで以上のようなコース以降の新しい動きがどのように取り入れられ、影響を与えているかを考えるとき、一部でそうした動きがみられるものの、現在のところその考察は決して十分ではない⁹⁾。そこで、次に以上の経済体制論の基本的枠組みや伝統的類型化にどのような修正が必要とされているのかを考察してみよう。

2 伝統的枠組みの欠陥

経済体制論の伝統的枠組み（基本的枠組み、伝統的類型化）に関して、結論から先にいえば、社会主義経済圏の崩壊とともに（あるいは、それ以前から）それも崩壊した、ないしはその欠陥を露呈したというべきであろう。このことは、漠然としてであれば（つまり、理論的にということでは）、ある意味で誰もが抱いている印象であるかもしれない。けれども、理論的にということになれば、必ずしもはっきりしない。少なくとも、体制論の領域においてこれまでの分析枠組みとの関連で正面から議論されているとは思えない。そこで、それでは、それがどういう意味で崩壊した、ないしは欠陥を露呈したといえるのかを、ここで伝統的な類型化の2つの軸の検討から始めてみることにしよう。

(1) 伝統的類型化を越えて

伝統的な経済体制類型化の1つの軸に関して、結論からいえば、資源配分様式としての「市場 vs. 計画」の軸は、政治的にはともかく、経済的にはまったく不適切であるということである。この点はコースの1937年の論文「企業の本質」の指摘から、理解することができる。すなわち、彼の主張は、市場を代替するものとして企業（組織）を捉え、それも企業の組織化費用が市場での取引費用を下回る限り、企業を組織化することが有利であるというものであった。この彼の指摘は、後になって、エージェンシー理論、内部組織の経済学などの新しい研究の発展につながった。いずれにせよ、コースは「市場 vs. 組織（企業）」の対比の軸を提供していることになる。このことは、要するに本章の文脈で表現すれば、意味のある対比（軸）は、「市場 vs. 計画」ではなく「市場 vs. 組織（企業）」であるということになる¹⁰。ここで、コースは組織を代表するものとして企業を念頭においているけれども、組織は決して企業に限定されるわけではない。むしろ、現代社会のひとつの大きな特徴は、経済的・政治的な相互調整主体としてさまざまな経済組織、政治組

織、社会組織の重要性が高まり多元化していることであるように思われる。

このように考えるとき、従来の枠組みである「市場 vs. 計画」の問題点ははっきりしてくる。つまり、「市場 vs. 組織（企業）」では、市場と組織は互いに他を代替しうるが全面的に代替することは必ずしも念頭に置かれていない。というより、コストの面から事実上一般にはありえない。これに対して、「市場 vs. 計画」とは「市場か計画か」であり、市場を選択するか、さもなくば市場を全面否定して計画を採用するかの二者択一の枠組みの性質が強い。すなわち、ありえない全面的市場と全面的計画（指令）を分類の軸に置いているのである。この結果として、それによって分類される経済システムの特徴が極めて非現実的なものとなると同時に、体制論の思考がそれに限定され質的な発展を拒まれたとってよいように思われる。

つぎに、伝統的な経済体制類型化のもう一方の軸である「私有 vs. 国有（公有）」の軸の不適切さも同様に指摘できる。つまり、この軸も「市場 vs. 計画」の軸と同じように、結局二者択一の図式に陥っていたとってよい。すでに1932年の時点で（ソ連が誕生して10年ほどしか経過してない時点で）、バーリとミーンズ（A. A. Berle and G. C. Means）は、『現代株式会社と私有財産』のなかで、所有と支配（あるいは、経営）との分離を主張した¹¹⁾。すなわち、この時点ですでに「私有 vs. 国有（公有）」の二者択一的な枠組みに対して、所有の内容の多様性が指摘され、「私有 vs. 国有」の枠組みの不適切さが示唆されていたと考えることができよう。その後、所有権概念の法学的分析、社会学的分析、あるいは所有権の正当化論において、所有（権）の多様性が承認されてきた¹²⁾。これらは、「私有 vs. 国有」の二者択一的な枠組みの不適切さを明らかにした。

けれども、「私有 vs. 国有」の枠組みにとって、決定的な意味をもつのは、所有権への経済学的アプローチである。このアプローチへの古典的貢献は、コース、アルチャン（A. Alchian）、デムゼッツ（H. Demsetz）などによる¹³⁾。これらは、所有権の経済理論や法と経済学などの新しい理論の展開につながったが、所有権への経済学的アプローチで所有権に関して主張されるポイン

トは、所有権の不完全性 (inherent difficulty of delineating property rights) である¹⁴⁾。すなわち、経済学的な所有権は、完全には境界確定 (定義・執行) されないものとして捉えられる。ここから、ただ乗り、怠業、過剰利用等によって他人の財産を自分のものにしてしようとする行動の分析が、可能となる。所有制に関して、こうした限界を越えられなかった理由を、バーゼル (Y. Barzel) は「過去において経済学者が行動の分析に所有権の概念を利用できなかったのは、おそらく権利を絶対的なものとみなす彼らの傾向に由来する」と指摘している¹⁵⁾。

結局、「私有 vs. 国有」という枠組みも、「市場 vs. 計画」の軸と同様に、私有か国有かの二者択一の色彩が強い。けれども、現実の所有制は私有制、国有制といっても多様であり、それぞれの所有制のなかで、それぞれの所有制度が各経済主体にどのようなインセンティブを与え、いかなる成果を引き出すかが重要になってくる。このように考えるとき、従来の枠組みである「私有 vs. 国有 (公有)」の限界が明白になる。結果として、「市場 vs. 計画」の枠組みの場合と同じように、体制論の思考が質的な発展を拒まれた。

(2) 基本的枠組みの問題点

それでは、以上の体制類型化の軸とされた所有制と資源配分様式をシステム変数として含む経済体制論の基本的枠組みに、問題はないのか。この点について、以下で検討してみよう。

まず、上述の体制類型化の問題点を考慮に入れば、従来の体制分析におけるこの基本枠組み自体の意味が怪しくなってくる。前述のように、経済体制論の中心的なテーマは、経済システムと経済状態との関連を考察することである。そのために、4つの基本的課題が考えられたが、その中でももっとも基本的な経済システムの構成要素に関する議論が上述のように根本的欠陥をもつとすれば、残りの課題に関する従来の議論の意味も問題となってくる。つまり、この基本枠組みでは、本質的に先に上げた4つの経済システム以外に考慮されることがなかった¹⁶⁾。このように、システム変数そのものがフレ

キシブルに考えられなかったことの結果として、体制論の枠組みでありながら、体制（システム）の内容そのものは極めて貧弱であった。たとえば、第三世界の発展途上国はこの枠組みによる議論の対象からおおむね除外されていた。さらに、その枠組みによる議論は静態的（静学的）なものに限定され、システムの構成要素間の関係やシステムの安定性に関する議論も不十分であった¹⁷⁾。

いずれにせよ、こうした伝統的枠組みの問題点は、従来の体制論の議論の線上では、すでにその枠組みの役割を終え、新たな枠組みを要求しているように思われる¹⁸⁾。そこで、次に以上で議論されたことを踏まえて新たな枠組みの展望を検討してみることにしたい。

3 新しい視点：「制度経済学¹⁹⁾」

以上のように、伝統的な経済体制論の枠組みには多くの問題点が指摘されるが、これは実は新古典派の経済理論に一般に欠如していた点に大きくかかわってくる。そして、従来の経済理論に欠如していたものとは、要するに、制度と時間（それも、歴史的時間）、この2つの視点である。

(1) 市場・所有権・取引費用

従来の経済理論に欠如し、伝統的な経済体制論の問題点のひとつである制度に関する議論は、本章の文脈で表現すれば、所有権と市場との関係にかかわる議論である。

そもそも、所有権は希少性と並ぶ最も基本的な経済学的概念であり、市場交換の前提となる制度である。所有権が、普遍性、専有性（排他性）、移転性（譲渡可能性）の3条件を満たすとき、人々の利己心に基づくインセンティブを通じて、私的所有権は効率的な市場を実現する。けれども、すべての希少な資源について、これらの3条件を満たす所有権を規定することはできない。このとき、私的所有権は外部性ないし社会的費用の内部化を要請され

る。外部性の存在は取引費用のかかる交渉を必要とし、その取引費用を考慮に入れることがさまざまな制度的配置を生み出す。こうして、取引費用の比較こそが制度選択の基準となる。(ただし、その場合の取引費用は、究極的には、所有権の配分や所得配分を含めたそれ自身の正当性を問うプロセスの費用をも含むものである²⁰⁾。)

上述の市場と所有権を取引費用でつなぐ議論は、エッグルトソン (Thrainn Eggertsson) が「制度経済学」(Economics of Institutions) と呼ぶものを生んだ。これは、「新制度派経済学」あるいは「新しい制度経済学」(New/Neo Institutional Economics) と呼ばれたりもする²¹⁾。この新しいアプローチは、1970年代以降に現れた所有権の経済学、取引費用の経済学、新しい経済史(クリオメトリックス)、法と経済学などの領域にみられる。これらの理論的發展はすべてひとつの特徴を共有している。すなわち、それらは経済活動に対する情報の問題の含意を再導入しようとしている。情報の問題は取引費用を引き起こし、経済分析において所有権に中心的な役割を与える。

このアプローチと新古典派マイクロ理論とを決定的に区別するのは、取引費用と所有権の概念である。新古典派マイクロモデルにおける完全情報(したがって、取引費用ゼロ)の下では、組織(企業)や法(ルール)は意味をもたず、すべての回避行動が除去される。しかし、現実の世界では、情報の希少性を反映して取引費用が発生する。正の取引費用の下では、市場での取引費用を節約するために組織(企業)が誕生し、法(ルール)が資源配分に影響を及ぼす。また、正の取引費用の下で、所有権の不完全性(財・サービスの質的多様性)が問題になる。すなわち、財の質的次元やエージェント(代理人)の行動に関する不確実性が、契約の不確実性につながり、機会主義的行動やエージェンシー・コストを生み出し、その結果が生産と交換の組織に影響を及ぼす。こうして、このアプローチの基本的枠組みは、所有権を含む制度的制約がインセンティブや取引費用を決め、経済行動に影響を与え、その結果として経済成果が決まるというものである。この枠組みに従えば、多様なシステム(体制)の内容——制度や組織など——を考慮に入れ、それらと

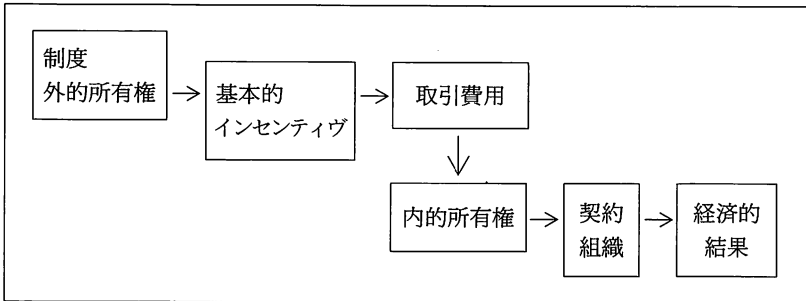
経済行動、経済成果との関連を考察することが可能となる。この点をはっきりさせるために、「制度経済学」と呼ばれるアプローチの特徴について、次に考察してみよう。

(2) 「制度経済学²²⁾」

制度経済学は、諸制度と経済的結果（富）との結びつきを考察するための研究プログラムである²³⁾。制度経済学のアプローチは明らかに方法論的個人主義の枠の中にあり、それは経済システムないし社会システムの諸側面を説明する諸理論が個人的行動に基づくことを要求する。しかしながら、方法論的個人主義は緩く解釈され、個人は孤立しては行為せず、諸制度によって制約されている。意思決定単位の行動は、合理的な選択モデルの見地からモデル化される。その意味で、その枠組みの基本は新古典派経済学の修正版であるけれども、どのカテゴリーの変数が内生的なもの扱われるかに応じて、分析のレベルが変わる。新古典派理論に制度と組織の役割を提供するためには、取引費用と所有権の概念が中心となる。制度経済学は、取引費用を取り込むことによって新古典派経済学の狭い合理的選択モデルを拡大してきた²⁴⁾。

制度経済学における主要な理論的概念の関係は、図1-1のように示される。制度 (institutions) は、個人的行動を制約するフォーマルなルールとインフォーマルな制約として定義される。所有権 (property rights) は、個人による貴重な資産のコントロールという一般的な意味で用いられ、法理論における使用法には対応せず、資産の希少な属性をさまざまな使用法においてコントロールする個人のパワーを反映する²⁵⁾。個人の所有権には2つのものがある。内的所有権 (internal property rights) と外的所有権 (external property rights) である。外的な所有権は、個人を制約する制度的環境の諸要素——法、規制、規範、執行など——を指す。内的所有権は、その個人自身による、希少な諸資源に対するコントロールを得るための、さまざまな投資——たとえば、監視、塀を立てること、私的な護衛を雇うこと、そして評判をチェックすることなど——を通して確立される。取引費用 (transac-

図 1-1 制度と富の関連



出所) Eggertsson (1993) p. 226.

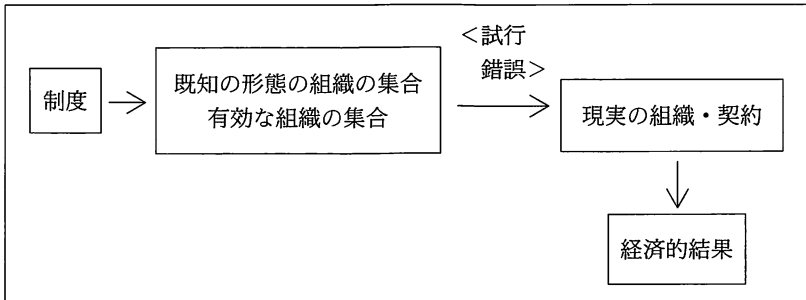
tion costs) は、この文脈では、内的所有権を確立・維持することの個人的資源コストを指す。

個人的観点から眺めるとき、諸制度とその現れである外的所有権が、機会集合や基本的なインセンティブ・システムを定義し、さまざまな投資と関係する取引費用を決定する。外的所有権は行為者に対して完全な保護と完全な確実性を提供しないので、交換における自己の取引費用を下げるために、個々人は契約 (contracts) に具体化されるさまざまな手段に訴える。こうして、契約の構造は、契約当事者の制度的環境と、彼らが自ら設定したさまざまな内的ルールをとともに反映することになる²⁶⁾。最後に、組織 (organization) は、生産において協同する、あるいは共同で活動する行為者の集合と、彼らがそれにしたがってプレイするルールを指し、そのアウトプットは商品 (企業) から成文法 (立法府) にまで及ぶ。

制度経済学は、図 1-1 に示したどの変数が内生的であるかに依存して、分析レベルを分割できる。たとえば、次の 3 つの可能性が考えられる。分析の第 1 のレベルは、制度的取り決めのヴァリエーションが経済的結果 (ないし富) にどのように影響を与えるかを説明しようと試みる。このために制度、組織、および契約上の取り決めは外生変数として扱われる²⁷⁾。

第 2 の分析レベルは、制度的枠組みが経済組織と契約上の取り決めの構造にどのような影響を与えるかを説明しようと試みる。図 1-2 に示されてい

図1-2 制度と組織



出所) Eggertsson (1993) p. 227.

るように、ここでの基本的概念は、それぞれのケースで制度的枠組みは経済的行為者に利用できる有効な経済組織の集合を定義（制限）するということである²⁸⁾。

第3の分析レベルは、制度的枠組みと所有権の構造のさまざまな要素を説明しようと試みるもので、多様な研究が考えられる。制度的枠組みはフォーマルなルール、インフォーマルな制約、およびその執行特性から構成され、法、歴史、政治学、社会学、そして人類学等の領域にかかわってくるので、このレベルでは新古典派の修正モデルの有用性が他の2つのレベル以上に問題となる。

多くの場合に、取引費用と所有権の概念を含むように拡張された制度経済学は、経済システムのさまざまな側面を扱うための強力なツールであることを明らかにしてきたけれども、制度経済学のある重要な側面を、特に社会的規範と他のインフォーマルな制度の発生、維持および衰退を説明する試みがなされるとき、その弱点が感じられる。インフォーマルな制度は人々の世界観、すなわち彼らの道徳観と彼らの因果関係観に密接に関係し、インフォーマルな制度における変化は学習に関係する。それゆえ、特に規範や慣習のようなインフォーマルな制度の変化の研究の場合には、おそらく新古典派選択モデルに代わるものが要求される。この点で、メンタル・モデルと学習に関する操作可能な理論によって制度経済学を拡張させる必要が生じてくる。こ

のレベルの注目すべき研究が、次に考察する D.C.ノース (D.C.North) のものである。

(3) 「制度変化の経済理論²⁹⁾」

ノースは「もし経済学が特定の制約の下での選択の理論であるとするれば、経済史の仕事はそれらの制約の変化に関して理論化することである」という立場から、「制度変化の経済理論」(Economic Theory of Institutional Change) を提唱する。それは上述の「制度経済学」に時間(変化)の要素を導入したものと考えることができる。ノースにとっての中心的課題は、現実の多様な歴史的变化の経路を説明することである。すなわち、豊かな国と貧しい国、先進国と低(未)開発国とのギャップを、何が説明するのかが、問題となる。彼は、『西欧世界の勃興——新しい経済史の試み——』(1973³⁰⁾)以来この争点を扱ってきた。まず、そこでは、制度が経済成果の決定因、相対価格変化が制度変化の源泉とされたが、基本的に効率性に基づく説明が行われ、相対価格の変化はより効率的な制度を建設するインセンティブを創造するとされた。それゆえ、非効率的な制度は、この理論的枠組みの下では持続できなかった。つぎに、『経済史における構造と変化』(1981³¹⁾)において、制度の効率性の見解が放棄された。そこでは、取引費用の存在によって、支配者が自己利益にかなう所有権を考案し、その非効率的な所有権が流布されるという観点が導入され、経済成長を生み出さない所有権の広範な存在を説明することが可能となった。けれども、アルチャンの進化的仮説³²⁾——競争が劣った制度を取り除き効率的制度を残すという仮説——にしたがえば、なぜ競争の圧力が非効率的制度の除去に導かないのかという問題が残っていた。『制度・制度変化・経済成果』(1990)は、この問題に対して一応の答を提示している。

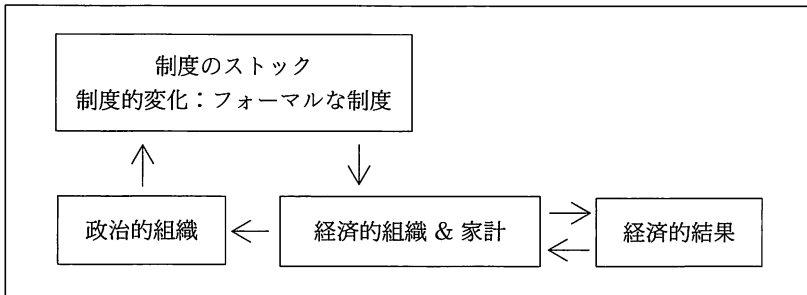
『制度・制度変化・経済成果』におけるノースの分析の焦点は、制度と組織の相互作用にある。制度は社会におけるゲームのルール(人々が自分たちの相互作用を形成するために考案した制約)である。制度が意味をもつのは、

価値あるものを測定し、権利を保護し、そして取り決めに監視・執行することに費用がかかるからである。制度がひとたび創造されるとさまざまな形で行為する費用を決定する。その制度によって提示される機会を利用するために組織が創造される。組織（とその企業家）は、その目的を達成しようとする試みのなかで、制度変化の主要なエージェントとなる。組織の発展は制度的枠組みによって影響されるが、逆にまた組織は制度的変化に影響を与える。こうして、制度経済学は、所与の制度的枠組みの中の経済活動に投資することによってだけでなく、長期的に、制度的枠組みを改めることを通して自らの所有権を強化することに投資することによってもまた、個々人が彼らの地位を改善しようとすることを承認する。

このような制度変化の分析にとって、図1-1の短期的な枠組みはもはや利用できない。図1-3はフォーマルな制度変化の循環プロセスを描いている³³⁾。たとえば、技術変化ないし世界市場の変化のような、経済政策の変化を引き起こしコミュニティの政治的均衡をくつがえす外生的変化（制度変化）は、つねに勝者と敗者を生み出す。その変化の効果は新しい経済的均衡を生み出し、それは勝者と敗者の政治組織にフィードバックする。さらに、それは新たな経済政策手段を引き起こし、それがまた新たな経済的均衡を生み出すという具合に、繰り返す³⁴⁾。

こうして、制度変化の経路は制度と組織との相互依存的関係から形成されるが、制度変化はフォーマルなルールだけでなく、規範、習慣、慣習などのインフォーマルな制約に大きく依存する。フォーマルなルールとインフォーマルな制約がインセンティブ・システムを具体化し、それに応じた組織が生まれる。その結果、制度変化はフォーマルなルール、インフォーマルな制約、および執行の限界的な諸変化の帰結である。ノースは執行特性を強調するが、執行はインフォーマルな制約に大きく依存する。フォーマルなルールは政治的ないし司法上の決定の結果として一夜で変化しうるけれども、慣習、伝統、そして行為コードに具体化されたインフォーマルな制約はそうではなく、変化に時間を要する。このインフォーマルな制約が社会に組み込まれているこ

図 1-3 制度変化のダイナミクス



出所) Eggertsson (1993) p. 228.

との結果として、制度は連続的漸次的に変化する。それゆえ、長期的視野をもつ研究においては、インフォーマルな制度の変化が考察されなければならない。これらの文化的制約は過去を現在と将来に結びつけ、また歴史的变化の経路を説明するための鍵を提供する。

さらに、制度変化には主観的知覚モデル（これをノースはイデオロギーと呼ぶ）が密接にかかわる。もし政治経済的市場が効率的（すなわち、政治的取引費用と経済的取引費用がゼロ）であり、行為者が常に真の主観的知覚モデルをもつとすれば（あるいは、もし彼らが当初誤ったモデルをもっているも、情報のフィードバックがそれを完全に修正するとすれば）、そのときになされる選択は常に効率的である。しかし、現実には、政治的経済的市場における取引費用が非効率的な所有権を促進し、そして行為者の不完全な主観的モデルが、彼らが直面する問題の複雑性のゆえに、そうした所有権の永続性を導く可能性が生まれる。結果として、常に制度は生産性の増大を促すものと生産性を減少させるものとの混合となる。上述のように、ノースにとっての中心的課題は、多様な歴史的变化の経路を説明することであったが、こうして彼はこの問題に対して一応の答を提示している。

以上のように、「制度経済学」と「制度変化の経済理論」においては、基本的ルール（制度）の分析と行為者の戦略（個人の選択）とがはっきりと区別される。この区別が、制度の理論を構築するための必要な前提条件である。

制度を人々が自己に課す制約と定義し、個人の選択を基礎にして制度の理論を構築することで、制度の理論は新古典派経済理論の選択理論的アプローチを補完するものになりうる。ミクロ経済理論の強さは、それが人間行動に関する仮定に基づいて構成されていることである。制度は人間によって創造され、発展し、そして人間によって改められる。こうした立場からは、制度の理論は個人から始められなければならない。同時に、制度は個人の選択に広範な制約を課す。こうして、制度が選択の集合に課す制約と個人の選択とを統合することで、経済学と他の社会科学との対話の可能性が開ける³⁵⁾。

おわりに

従来の体制論の欠陥は、大別して2点であった。ひとつは、「私有 vs. 国有（公有）」と「市場 vs. 計画」という2つの軸による伝統的類型化に拘束され、経済システムそのものの内容が乏しくなり、現実の経済システムの多様性を捉えることができなかったこと。もうひとつは、かなりの程度第1の欠陥の結果として、その分析そのものが静態的（静学的）な性質のものになり、経済システムの動きを捉えることができなかったことである。こうした従来の体制論の議論の質的發展を妨げたものは、ひとつには、社会主義経済の存在そのものであったと考えられる。すなわち、理論的にその問題点がいかに指摘されようとも、現実に社会主義経済が存在する限りにおいて、「資本主義 vs. 社会主義」の枠組みは説得力をもちえたのである。さらに、従来の体制論の議論の欠陥は、経済理論に従来そうした視点が欠如していた結果であった。新古典派経済学の成功はおおむね、数学的モデルの利用を可能にした諸仮定——方法論的个人主義、合理的選択モデル、そして「経済人」の仮定——の利用と、累積的な研究プログラムを可能にした統一された構造による。しかしながら、それは従来情報の問題と取引の費用を見過していた。情報と取引の問題を無視することは機会費用を伴った。純粹な交換に焦点を当てながら、新古典派理論は、取引の問題を扱う諸構造——企業、組織

的市場、および貨幣——の理論を展開してこなかった。確かに、そのモデルの権限内の領域においては、一般的な新古典派モデルは強力であり、累積的研究を可能にした。しかしながら、多くの新古典派経済学の研究プログラムは、経路依存（path dependence）——当初の選択が将来の選択を制限すること——の現象を招き、重要な研究上の問題がときどき無視される、あるいは不適切なツールによって検討されるというコストを伴った。その結果、経済システムの一般理論の展開が遅れた³⁶⁾。

けれども、望ましい研究プログラムは、「オープンフィールド・シンドローム」（open-field syndrome）と呼ばれる経路依存と正反対の現象を招いてもならない。オープンフィールド・シンドロームは、いくつかの複雑な理論的枠組みが同じ研究領域に集まるとき、その機会費用を無視する傾向のなかに生まれる。極端な場合には、統一された形式を欠く領域においては、理論体系の発展は妨げられ、その後の世代によって改良・拡大されず、累積的な研究プログラムは現れないであろう。合衆国の制度派経済学者の最初の世代はこのカテゴリーに入ると一般にいられている。それゆえ、理想的な研究戦略には、研究方法のコストを考慮した注意深い柔軟性が必要とされる³⁷⁾。

社会主義経済圏が崩壊した今、体制論の質的発展が要求されている。それは、結局、従来の体制論の欠陥であった制度と時間（それも、歴史的時間）、この2つの視点を何らかの形で体制（システム）分析の中に組み込むことであるように思われる。新古典派経済学の拡張版に基づく制度経済学の研究プログラムは、新古典派アプローチの強さを利用して、経済分析の継続性を維持し、学問における取引の費用を下げる。（しかしながら、研究のフロンティアでは、別のパラダイムを伴う実験的研究の必要と範囲もまた存在する。）こうした観点から考えるとき、ここで取り上げた「制度経済学」と「制度変化の経済理論」という2つのアプローチは、経済体制論（経済システム論）の質的発展にとって一定の可能性をもつように思われる³⁸⁾。

<注>

- 1) 経済体制論と比較経済体制論は同じではなく、どちらかといえば、前者の方が後者よりもより広範な領域を含んでいるが、ここでは、本章(本書)の目的に照らして、通常比較経済体制論といわれているものを経済体制論の中心として議論してある。
- 2) 阿部(1991)1-10ページ。注4)参照。
- 3) ちなみに、この枠組みでは、システム、環境変数(s, e)を一定としたときの政策変数(p)の産出(o)に与える影響を考察するのが政策論固有の課題とされた。なお、この枠組みにおいて、それぞれの変数には、たとえば、次のようなものが考えられていた。なお、Sturm(1974)(1977)を参照。

① o_i ($i=1, \dots, 4$): 産出(成果)変数 $o_1 = \text{GNP}$ $o_2 = \text{成長率}$ $o_3 = \text{物価上昇率}$ $o_4 = \text{失業率}$	③ p_k ($k=1, 2$): 政策変数 $p_1 = \text{外国貿易}$ $p_2 = \text{生産構造}$
② s_j ($j=1, 2, 3$): システム変数 $s_1 = \text{所有制度}$ $s_2 = \text{インセンティブ様式}$	④ e_l ($l=1, \dots, 5$): 環境変数 $e_1 = \text{労働の投入量}$ $e_2 = \text{天然資源の賦存量}$ $e_3 = \text{資本ストック量}$ $e_4 = \text{規模の経済}$
- 4) Sturm(1974)(1977)、Gregory and Leptin(1977)、Wilkins(1981)、Eidem and Viotti(1978) pp. 99-100、Gregory and Stuart(1980) ch. 10参照。
- 5) 本文上記の体制論の基本的課題の③、④は、基本的には①の議論に基づいた研究であるといえる。②は、1920年代から40年代にかけて展開された「社会主義経済論争」などがそれに当たると考えられる。なお、システムの構成要素である所有(私有)と市場との関係については、拙稿(1992)を参照。
- 6) Neuberger and Duffy(1976)、Holesovsky(1977)、拙稿(1988)参照。
- 7) Coase(1937)(1960)(1988; 邦訳1992)参照。
- 8) そうした動きのひとつが、本章で後に取り上げる「制度経済学」(Economics of Institutions)である。また、組織に対する経済学的アプローチについては、Douma and Schreuder(1991)を参照。
- 9) 経済体制論のなかで、コース以降の議論が組み込まれている試みの数少ない事例として、Pejovich(1990)が上げられる。このなかで、ペーヨヴィッチは「新制度派経済学」(New Institutional Economics) = 「所有権の経済学」(Property Rights Economics)の立場に立ち、経済体制論にとっての取引費用とインセンティブの重要性を説いている。Ibid., pp. xiii, 29-30.

- 10) こうした見方は、所有権や契約等の社会的取り決めの第三者執行機関としての国家の役割、あるいは市場の失敗を補完する国家の役割を否定するものではない。注26)参照。
- 11) Berle and Means (1991; 1st ed.1932; 邦訳1958) 参照。
- 12) 拙稿 (1983)、拙稿 (1994) 参照。
- 13) Coase (1960)、Alchian (1950)、Demsetz (1967)、Furubotn & Pejovich eds. (1974) 参照。
- 14) Barzel (1989) p. 2. なお、所有権への経済学的アプローチは、環境や天然資源との関係で、さかんに取り上げられるようになっている。たとえば、新澤 (1993) を参照。
- 15) *Ibid.* この点については、新古典派の経済学者だけでなく (否それ以上に)、ブルス (W. Brus)、ホルヴァート (B. Horvat) などの社会 (主義) 的所有を主張する (していた) 者にも当てはまるように思われる。つまり、彼らは取引費用のために社会的所有が完全に境界確定されず、ただ乗り、怠業、過剰利用等が生まれてくるのをほとんど考慮に入れてこなかった。Brus (1975; 邦訳1982)、Horvat (1982) 参照。
- また、吉田 (1981) の「所有構造」の議論は社会学の議論としては、現在のところほぼ完成されたものといえるが、経済学的に展開するためには、ここでバーゼルが指摘しているハードルを越える必要がある。吉田 (1981)、拙稿 (1987) 参照。
- 16) Kornai (1990) は、所有制度 (私有と国有) と相互調整様式 (市場的調整と官僚的調整) との関連 (親密性) を考察し、市場的調整と私有、官僚的調整と国有との結びつきが「強い結合」であり、市場的調整と国有、官僚的調整と私有が「弱い結合」であると主張している。これは、従来問題とされてこなかった所有制度と調整様式との関連を考察した数少ない研究であるという点で評価できる。
- 17) さらに、その枠組みには、従来十分に取り上げられなかったいくつかの大きな問題点も含まれていた。たとえば、従来の分析では、変数 e に「その他すべてのもの」が含まれていたが、実は今日問題になっているのは、従来この変数に含まれていたものと変数 o との関係であり、変数 s 、 p 、 e 間の相互関係である。
- 18) 「アジア諸国の経済をできるかぎり経済理論に忠実に解明していこうとする」原洋之介は、不均衡動学や情報の経済学などの経済学のなかにみられる最近の新しい潮流の登場によって、今はじめて「アジア研究と経済理論との間の『生産的な』対話が可能になりつつあるのではないかと述べている。本章で次に

取り上げる「制度経済学」は、各国の制度面の研究と経済理論とをつなぐ「新しい経済学」のひとつの候補である。原（1985）23、304ページ、原（1992）284-288ページを参照。

- 19) 経済学における制度と組織への問題関心の高まりのなかで、制度を扱うアプローチも多様である。ここでは、「制度経済学」というとき、それは一般には「新制度派経済学」と呼ばれるものを指している。注21)参照。

なお、制度を扱う多様なアプローチについては、たとえば八木（1991）や磯谷（1994）を参照されたい。

- 20) したがって、このときの取引費用は経済的取引費用だけでなく、政治的取引費用も含む広い概念である。嶋津格（1992）、および日本法哲学会編（1991）の塩野谷裕一のシンポジウム・コメント（95-97）、および注33)を参照。

- 21) Eggertsson（1990）p. 6, Eggertsson（1993）pp. 224, 235.

ところで、このように呼ばれるアプローチのなかにも、少なからず相違がみられる。本章では、ウィリアムソン（O. E. Williamson）流のアプローチとノース（D. C. North）を中心とするLA-シアトル学派のアプローチを区別し後者を重視しながらも、両アプローチを含め「制度経済学」と呼ぶエッグルトソンの用法に依っている。両アプローチの相違については、North（1986）、Williamson（1985b）を参照されたい。

- 22) 本節の議論は、基本的に Eggertsson（1990）（1993）によるが、後者に負うところが大きい。

- 23) このプログラムは、経済学の限界領域——法と経済学、経済史、所有権の経済学、情報の経済学、および組織の経済学——にみられるさまざまな理論的貢献を統合しようと試みる。これらの領域の理論的な貢献には次のものが挙げられる。Coase（1937）（1960）、LA-シアトル学派の所有権の経済学者、特に Alchian（1977）、North（1981；邦訳1989）（1990、邦訳1994）、Cheung（1969）（1970）、Barzel（1989）、および Demsetz（1988）、経済史の Libecap（1989）、法と経済学の Goldberg（1976a）（1976b）、そして組織の経済学の Williamson（1985a）などの研究である。これらの理論的発展はすべてひとつの特徴を共有している。すなわち、それらは、情報、取引費用、そして所有権（ないし制度）の制約を導入し、新古典派経済学を修正しようとする点で、共通する。

- 24) このとき、取引費用への対応は、一般に、行為者の制約を修正するか、あるいは選択過程そのものを修正するかの、いずれかの方法によってなされる。Alchian（1965）の所有権と情報の問題に関する研究と Stigler（1961）の情報と研究モデルに関する研究は、行為者の選択過程よりも制約を修正することに向けられた。これに対して、限定された合理性（bounded rationality）に基

づく Simon (1957) や Williamson (1985a) のアプローチは、決定過程に焦点を当てている。けれども、2つのアプローチは同じカテゴリーに属し、それらの間の選択は便利さと有用さとの実践的問題であるといえよう。

- 25) 制度経済学においては、取引 (trade) は、資産そのものの交換としてよりも、むしろ貴重な資産のさまざまな属性に対する所有権の交換として定義される。ある行為者にとってのある資産の価値はその行為者がコントロールできる属性の数に応じて変わり、貴重な属性を何もコントロールできないフォーマルな所有権は何の価値もない。したがって、所有権システムは、人的資本を含む貴重な資産に対する個人や集団による実際上のコントロールの分配を指している。換言すれば、所有権のシステムは社会におけるパワー分配を記述している。その意味で、社会の制度的構造の経済的含意は、所有権システムの中に表されている。

こうした考え方は奴隷制について典型的に現れる。すなわち、奴隷制は非対称的なパワー関係のひとつの極端な事例であるが、もし測定と執行の取引費用がかからなければ、奴隷所有者の所有権は完璧である。しかしながら、正の測定・執行費用の世界では、奴隷はときどき、彼らの活動の監視費用が高いため、彼らの労働の質の何らかの特別な (限られた) コントロールを、すなわち彼らが取引きできる小さな所有権を獲得できると考えられる。Eggertsson (1993) p. 230、North (1990) p. 32.

- 26) 制度経済学においては、契約は本質的に理論的フィクションであるが、国家は、一貫した執行のシステムを含む明確で安定的な外的所有権を提供することによって、そしてまた測定費用を引き下げる重量や尺度の基準を提供することによって、個々の行為者の契約の費用を引き下げることに大きな役割を果たすことができる。

- 27) 成熟した市場組織の存在を仮定する伝統的な新古典派経済学は、このカテゴリーに入る特殊なケースである。しかしながら、制度的取り決めの多様性を考察し、制度的変化の諸帰結を理解するためには、新古典派モデルに取引費用と所有権の概念が追加されなければならない。さまざまな法的取り決めの経済的帰結を考察する「法と経済学」の研究の多くも、このカテゴリーに属すると考えられる。

- 28) この領域のパイオニア的研究は、Coase (1937) と Cheung (1968) によって行われた。契約の経済学、資本主義の経済制度に関する Williamson (1985a) の研究、および産業組織に関するさまざまな最近の研究—— Werin & Wijkander eds. (1992) など——は、ここに属する。

ところで、資本主義の市場制度以外の制度的配置に対する組織の調整の研究

は少ないが、いくつかの注目に値するものがある。たとえば、North (1981) (1990) による経済史への適用、Ostrom (1990) の共有資源 (common pool resources) に関する研究、そして Bates (1989) による経済発展に関する研究である。

29) 本節におけるノースの「制度変化の経済理論」は、主に North (1990) ch.1 による。また、North (1981)(1992) と安場 (1993) もノース理論の概要を知る上で有益である。

30) North (1973、邦訳1980、増補版1994)。

31) North (1981；邦訳1989) なお、邦訳のタイトルは『文明史の経済学』である。注23) 参照。

32) Alchian (1950)。

33) フォーマルなルールの変化を説明するためには、フォーマルなルールを作成する政治的組織の意思決定過程と構造を理解することが必要である。この領域では、実証的な政治理論によって、情報と取引費用を伴う拡張された合理的選択モデルの適用がかなり成功してきた。また、公共選択の研究と規制の経済学も貴重な貢献をしてきている。Alt & Shepsle eds. (1990) を参照。

34) 制度的変化の連鎖は、その経済を効率的な（富を高める）制度的構造へ向けるか、あるいはそこから引き離す。フォーマルな制度的取り決めの変化は、ルール作成者のパワー（と制約）を反映する。彼らは、取引費用の存在によって、国民のパイの規模を極大化しない制度を選択することができる。

35) 注18)、注37)を参照。

36) エッグертソンは次のような興味深い指摘を行う。彼によれば、新古典派的な研究プログラムのなかにある経済学者の経路依存は、明白なもの (the obvious) の循環的な再発見の歴史によって明らかであるという。たとえば、ハイエク (F. A. Hayek) の情報の再発見、ケインズ (J. M. Keynes) の失業の再発見、フリードマン (M. Friedman) の貨幣とインフレとの結びつきの再発見、コース (Coase) の企業と経済学における法の再発見である。Eggertsson (1993) p. 224参照。

ところで、コースは「企業の本質」の冒頭で「経済理論はこれまで、その仮定を明確にし損なったことによって受難をうけてきた。理論を構築しようとする経済学者は、その理論が組み立てられている土台の検討をしばしば怠ってきたのである。しかし、仮定を検討することは基本的なことである。それは、——、互いに競い合う一連の仮定のなかから正しいものを選択する判断が、経済学にとってはことのほか重要であるからでもある。」と述べている。このとき、彼のいう「仮定」「土台」が上記の「明白なもの」に当たり、コースの主

張はエッゲルトソンの指摘に通じるものがある。Coase (1988) p. 33 (邦訳、39ページ) 参照。

37) 経路依存の危険はあるが累積的研究を可能にする統一的な理論的枠組みと、オープンフィールド・シンドローム現象との間のトーレード・オフ関係を考慮に入れた研究戦略は、原洋之介のいう次のような研究アプローチにほぼ等しい。つまり、彼のいう「経験的多様性の嫌悪にもとづく形式化への志向」と「経験的多様性への愛着にもとづく個性への執着」という2つの方向を包み込むような知のあり様が、ここでいう理想的な研究戦略に対応すると考えることができよう。原 (1985) 21-23、36-37、43ページ参照。

38) 旧社会主義経済の市場経済への移行の理解は、制度経済学の研究のフロンティアである。制度経済学の観点からすれば、フォーマルな制度とインフォーマルな制度は特定の経済的結果を生み出すことにおいて互いに補足的であり、効率的なフォーマルなルールのデザインは新しいフォーマルなルールと現存するインフォーマルなものとの相互作用を考慮に入れなければならない。その意味で、これまでの市場経済への移行プログラムにおける誤りのいくつかは、フォーマルな制度とインフォーマルな制度との相互作用に関する限られた理解によるのかもしれない。逆に言えば、今後において、インフォーマルな制度の役割のより良い理解は、現存するインフォーマルな制約を利用するフォーマルなルールをデザインするのに役立ちうるであろう。

なお、青木昌彦 (1988; 邦訳1992) は、日本経済のミクロ的な制度分析を試みたものとして高く評価されているが、本章で扱った新たな経済体制論の観点からいえば、日本経済のマクロ的な側面の制度分析とその歴史的な分析は興味深いテーマとなりうる。

<参考文献>

- [1] 阿部望 (1991) 『経済システムの国際比較』東海大学出版会。
- [2] Alchian, A.A. (1950) "Uncertainty, Evolution and Economic Theory," *Journal of Political Economy*, 58, 211-21.
- [3] Alchian, A.A. (1965) "Some Economics of Property Rights," *Il Politico* 30, 816-829.
- [4] Alchian, A. A. (1977) *Economic Forces at Work*, Liberty Press.
- [5] Alt, J. E. & K. A. Shepsle eds. (1990) *Perspectives on Positive Political Theory*, Cambridge University Press.
- [6] Aoki, M. (1988) *Information, incentives, and bargaining in the Japanese economy*, Cambridge University Press [永易浩一訳 『日本経済の制度分

- 析：情報・インセンティブ・交渉ゲーム』筑摩書房、1992年〕。
- [7] Barzel, Y. (1989) *Economic Analysis of Property Rights*, Cambridge University Press.
- [8] Bates, R. H. (1989) *Beyond the Miracle of the Market: The Political Economy of Agrarian Development in Kenya*, Cambridge University Press.
- [9] Berle, A. A. and G. C. Means (1991) *The Modern Corporation and Private Property*, Transaction Publishers (1st ed. 1932) [北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂、1958年]。
- [10] Brus, W. (1975) *Socialist ownership and political system*, Routledge & Kegan Paul [大津定美訳『社会化と政治体制：東欧社会主義のダイナミズム』新評論、1982年]。
- [11] Cheung, S. N. S. (1968) "Private Property Rights and Sharecropping," *Journal of Political Economy* 76, 1107-1122.
- [12] Cheung, S. N. S. (1969) "Transaction Costs, Risk Aversion, and the Choice of Contractual Arrangements," *Journal of Law and Economics* 12, 23-42.
- [13] Chenug, S. N. S. (1970) "The Structure of a Contract and the Theory on Non-exclusive Resource," *Journal of Law and Economics* 13, 49-70.
- [14] Coase, R. H. (1937) "The Nature of the Firm," *Economica*, Vol. 4, 386-405, reprinted in Coase (1988).
- [15] Coase, R. H. (1960) "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics*, Vol. 3, 1-44, reprinted in Coase (1988).
- [16] Coase, R. H. (1988) *The firm, the market, and the law*, The University of Chicago Press [宮沢・後藤・藤垣訳『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992年]。
- [17] Demsetz, H. (1967) "Towards a theory of property rights," *American Economic Review*, Vol. 62, reprinted in Furubotn, E. G. & S. Pejovich eds. (1974)
- [18] Demsetz, H. (1988) *The Organization of Economic Activity* (2vols.), Basic Blackwell.
- [19] Douma, S. & H. Schreuder (1991) *Economic Approaches to Organizations*, PrenticeHall.
- [20] Eggertsson, T. (1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度の経済学：制度と経済行動(上)・

(下)』晃洋書房、1994年).

- [21] Eggertsson, T.(1993) “The Economics of Institutions:Avoiding the Open-Field Syndrome and the Perils of Path Dependence,” *Acta Sociologica*, 36, 223-237.
- [22] Eide, R. and S. Viotti (1978) *Economic Systems: How Resources are allocated*, Martin Robertson.
- [23] Furubotn, E. G. & S. Pejovich eds. (1974) *The Economics of Property Rights*, Ballinger Publishing Company.
- [24] Goldberg, V. P.(1976a) “Towards an Expanded Economic Theory of Contract,” *Journal of Economic Issues* 10, 45-61.
- [25] Goldberg (1976b) “Regulation and Administered Contracts,” *Bell Journal of Economics* 7, 426-441.
- [26] Gregory, P. and G. Leptin (1977) “Similar Societies under Differing Economic Systems: The Case of the Two Germans,” *Soviet Studies*, Vol. 29, No. 4.
- [27] Gregory, P. and R. C. Stuart (1980) *Comparative Economic Systems*, Houghton Mifflin Company.
- [28] 原洋之介 (1985) 『クリフォード・ギアツの経済学：アジア研究と経済理論の間で』リポート。
- [29] 原洋之介 (1992) 『アジア経済論の構図：新古典派開発経済学をこえて』リポート。
- [30] Holesovsky, V.(1977) *Economic Systems: Analysis and Comparison*, McGraw-Hill Book Company.
- [31] Horvat, B. (1982) *The Political Economy of Socialism*, Martin Robertson.
- [32] 磯谷明德 (1994) 「<制度の経済学>と現代経済学の革新—G. M. ホジソンの『現代制度主義』を中心に—」細江・濱砂編『現代経済学の革新と展望』九州大学出版会.
- [33] Kornai, J.(1990) “The Affinity Between Ownership Forms and Coordination Mechanisms:The Common Experience of Reform in Socialist Countries,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 4, No. 3, 131-47.
- [34] Libecap, G.(1989) *Contracting for Property Rights*, Cambridge University Press.
- [35] 日本法哲学会編 (1991) 『現代所有論』法哲学会年報.
- [36] 新澤秀則 (1993) 「アメリカの環境政策における取引」神戸商科大学『研究

- 年報』 Vol. 23、33-44.
- [37] Neuberger, E. and W. J. Duffy (1976) *Comparative Economic Systems: A Decision-Making Approach*, Allyn and Bacon, Inc.
- [38] North, D. C. (1973) *The Rise of the Western World: A New Economic History*, Cambridge University Press [速水融・亀本洋哉訳『西欧世界の勃興—新しい経済史の試み—』ミネルヴァ書房、1980年、1994年(増補版)].
- [39] North, D. C. (1981) *Structure and Change in Economic History*, W. W. Norton & Company [中島正人訳『文明の経済学：財産権、国家、イデオロギー』春秋社、1989年].
- [40] North, D. C. (1986) “The New Institutional Economics,” *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 142, 230-237.
- [41] North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994年].
- [42] North, D. C. (1992) “Institutions, Ideology, and Economic Performance,” *Cato Journal*, Vol. 11, No. 3, 477-88.
- [43] Ostrom, E. (1990) *Governing the Commons*, Cambridge University Press.
- [44] Pejovich, S. (1990) *The Economics of Property Rights: Towards a Theory of Comparative Systems*, Kluwer Academic Publishers.
- [45] 嶋津格 (1991) 「所有権は何のためか」日本法哲学会編 (1991) 所収 (58-76).
- [46] Simon, H. (1957) *Models of Man*, Wiley.
- [47] Stigler, G. J. (1961) “The Economics of Information,” *Journal of Political Economy* 69, 213-225.
- [48] Sturm, P. H. (1974) “A Comparison of Aggregate Production Relationships in East and West Germany,” Ph. D. Dissertation, Yale University.
- [49] Sturm, P. H. (1977) “The System Component in Differences in per capita Output Between East and West Germany,” *Journal of Comparative Economics*, 1/1977.
- [50] 八木紀一郎 (1991) 「ヨーロッパ制度主義経済学の成立—EAEPE (発展の政治経済学・欧州学会) とジェフ・ホジソン—」京都大学『経済論叢』第147号第1・2・3号、97-114.
- [51] 安場保吉 (1993) 「クリオメトリックス」日経新聞『やさしい経済学』(1993年、11月3-9日).
- [52] 吉田民人 (1981) 「所有構造の理論」安田・塩原・富永・吉田編『基礎社会

学第IV巻：社会構造』東洋経済新報社、198-244.

- [53] Werin, L. & H. Wijkander eds.(1992) *Contract Economics*, Basil Blackwell.
- [54] Wilkens, H.(1981) *The Two German Economies: A Comparison between the National Product of the German Democratic Republic and the Federal Republic of Germany*, Gower.
- [55] Williamson, O. E.(1985a) *The Economic Institutions of Capitalism*, Free Press.
- [56] Williamson, O. E.(1985b) "Reflections on the New Institutional Economics," *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 141, 187-195.
- [57] 拙稿 (1983) 「最適所有権制度の選択」神戸商科大学大学院『星陵台論集』 Vol. 16, No. 1, 42-60.
- [58] 拙稿 (1987) 「所有権制度分析のための枠組み」関西大学経済学会『関西大学経済論集』 Vol. 36, No. 6, 119.
- [59] 拙稿 (1988) 「経済体制の類型化について」関西大学経済学会『関西大学経済論集』 Vol. 38, No. 4, 95-119.
- [60] 拙稿 (1992) 「『私有化』とその理論的基礎」関西大学経済学会『関西大学経済論集』 Vol. 42, No. 2, 105-130.
- [61] 拙稿 (1994) 「所有論の現状と今後」関西大学経済学会『関西大学経済論集』 Vol. 44, No. 1, 29-57.

第2章/

制度経済学・進化経済学・移行経済学

はじめに

われわれは前章において、経済体制論（比較経済体制論）の伝統的枠組みを検討し、従来の体制論の欠陥を2つに大別した。そのひとつは、経済システムそのものの内容が乏しく、現実の経済システムの多様性を捉えきれないこと。もうひとつは、この第1の欠陥と大きく関係するが、その分析そのものが静態的性質のものになり、経済システムの動き・変化を捉えられないこと、であった。そして、こうした欠陥が新古典派の経済理論に従来一般に欠如していた制度と時間（変化）という2つの視点に大きく関わることを指摘した上で、「制度経済学」(Institutional Economics/Economics of Institutions)と「制度変化の経済理論」(Economic Theory of Institutional Change)がこうした視点をシステム分析のなかに組み込む一定の可能性をもつことを指摘した。

本章では、旧社会主義諸国の市場経済への移行の試みに焦点を当てながら、体制移行の急進的アプローチ (radical approach) の特徴を批判的に検討し、それを克服するための視点として「制度経済学」、「制度変化の経済理論」、および「進化経済学」(Evolutionary Economics)の有効性を検討し、さらにそれらと「移行経済学」(Transitional Economics)との関連を明らかにすることを通して、前章で指摘した経済体制論（経済システム論）の質的発展の可能性を探ってみることにしたい。

1 体制移行の急進的アプローチ

(1) 1989年東欧革命¹⁾

1989年の東欧革命に端を発する今回の旧ソ連・東欧における社会主義経済体制から資本主義経済体制への移行の実験は、おおむね計画と国有制度の経済システムを急速に市場と私有制度の経済システムへ転換しようとする急進的なアプローチ²⁾であったが、その後数年が経過した時点（1995年）でそのプロセスを振り返るとき、とりわけ改革の2つの柱であった私有・民営化（privatisation）と安定化政策については、表2-1、表2-2、表2-3にみられるように、その改革は決して当初の意図通りには進んでいない。性急にすぎた諸改革は、国民に自由をもたらしたが、同時に超インフレや生産の減退、さらには官僚の汚職やマフィアの犯罪の横行を招き、貧富の差を拡大させた。したがって、現時点で、旧ソ連・東欧において試みられたいわゆるショック・セラピー政策ないしビッグ・バン政策（あるいは、移行政策一般）がなぜ意図通りの成果を上げえなかったのかを根底から問い直す必要があるとわかっていまいだろう。

表2-1 GDPに占める民間部門の比率（94年央時点の推定、%）

▽東欧		▽ CIS	
チェコ	65	ロシア	50
エストニア	55	アルメニア	40
ハンガリー	55	キルギスタン	30
ラトビア	55	ウクライナ	30
ポーランド	55	アゼルバイジャン	20
スロバキア	55	グルジア	20
アルバニア	50	カザフスタン	20
リトアニア	50	モルドバ	20
ブルガリア	40	ウズベキスタン	20
クロアチア	40	ベラルーシ	15
マケドニア	35	タジキスタン	15
ルーマニア	35	トルクメニスタン	15
スロベニア	30		

出所) 「市場経済移行報告」、欧州復興開発銀行(EBRD)、
『日本経済新聞』1994年10月20日。

表2-2 ロシア・東欧の主要生産物指標（年変化率）

年	アルバニア	ブルガリア	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロベニア	ラトビア	ロシア
GDP								
1989	11.7	- 0.3	2.4	0.4	0.2	-0.5	—	—
1990	-13.1	- 9.1	- 1.2	- 3.3	-11.6	-4.7	2.7	-4.0
1991	-29.4	-11.7	-14.2	-11.9	- 7.6	-9.3	- 8.3	-14.3
1992	- 6.0	- 7.7	- 7.1	- 5.0	1.5	-6.0	-33.8	-22.0
1993	11.0	-6.0	-0.5	- 2.0	4.0	1.0	-19.9	-13.0
粗工業生産物								
1989	5.0	2.2	1.7	- 2.5	- 0.5	1.1	3.1	1.4
1990	- 7.5	-17.2	- 3.3	- 4.5	-24.2	-10.5	- 0.2	0.1
1991	-30.0	-22.2	-24.4	-19.1	-11.9	-12.4	0.6	- 8.0
1992	—	-16.2	-10.6	- 9.8	4.2	-13.2	-35.1	-18.0
1993	- 1.0	- 9.3	- 7.1	3.8	7.4	- 2.8	-34.6	-16.2
粗農業生産物								
1989	10.7	1.2	2.3	- 1.3	1.5	0.3	3.9	1.7
1990	- 6.9	- 6.0	- 2.3	- 3.8	- 2.2	1.7	- 3.5	-3.6
1991	-24.0	- 6.4	- 8.9	- 5.0	- 2.0	- 3.3	- 3.5	-4.5
1992	—	-12.5	-12.8	-22.7	-11.9	-10.0	-13.8	-9.8
1993	15.0	-20.1	- 0.8	-25.0	2.2	- 3.5	-11.5	-4.0

出所) Poznanski (1995c) p.24.

表2-3 ロシア・東欧の主要経済指標

年	アルバニア	ブルガリア	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロベニア	ラトビア	ロシア
失業率（年末）								
1989	—	0.0	0.0	0.3	0.1	—	0.0	0.0
1990	9.8	1.8	0.7	1.7	6.1	5.3	0.0	0.0
1991	9.4	11.5	4.1	7.4	11.8	10.1	—	0.1
1992	26.7	15.6	2.6	12.3	13.6	13.3	2.1	0.8
1993	25.0	16.4	3.5	12.1	15.7	15.4	5.8	1.1
消費者物価指数（年変化率）								
1989	—	6.2	1.4	17.0	244.1	—	—	—
1990	—	19.3	9.7	28.9	584.7	—	—	—
1991	104.0	254.3	56.7	35.0	70.3	117.7	172.2	216.4
1992	266.0	79.4	11.1	23.0	43.0	201.3	949.7	1020.0
1993	—	72.9	20.8	22.7	36.9	32.7	109.1	41.0
実質賃金（年変化率）								
1989	—	3.0	—	0.7	8.3	18.4	4.6	—
1990	—	6.9	—	-3.7	-24.4	-26.5	5.3	8.7
1991	—	-39.4	-25.0	-4.0	- 0.3	-15.1	-29.2	- 7.2
1992	—	19.2	10.1	-4.0	- 2.7	- 2.8	-22.7	-29.8
1993	—	10.4	0.6	-1.6	- 1.8	16.0	6.7	- 1.7

出所) Poznanski (1995c) p.25.

(2) ロシア革命

ところで、経済システムの移行（転換）というとき、今回の革命とロシア革命³⁾との奇妙な類似点に気づく。すなわち、ロシア革命は当事のロシアの資本主義体制から社会主義体制への急激な転換であったが、今回と同様に、その結果は決して意図通りには運ばなかった。旧ソ連では、1917年10月のロシア革命直後、土地の国有化、銀行の国有化などを通して急速に経済の集権化、極端な共産主義化が行われた。1918年の中頃から1921年の中頃までの、いわゆる「戦時共産主義」の時代である。この時代は、全工業の統制ないし国有化政策、私的商業の禁止、農民余剰の押収（食糧割当徴発制）、および貨幣廃棄と無料配給の試みなどによって特徴づけられる。これらの政策は、労働能力のあるすべての者を働かせ、農業や工業の生産物をすべて国家が掌握し配給するという効果はあったが、全体としては、ソビエト国家の管理能力を超えた工業までを国有にした結果、工業生産を混乱させ、余剰食糧の徴発により農民の不満を増大させるなど、さまざまな問題を引き起こした。それが、平和の到来とともに爆発し、各地で起こった大小の暴動の引き金となった。

1921年には、戦時経済から平和政策への転換が図られ、余剰食糧徴発制の廃止、私的商業の合法化、中小工業の国有化布告の廃止、通貨改革などにより、より分権的な資源配分システムへの転換が図られた。これが1921年から27年頃まで続いたいわゆるネップの時代である。けれども、やがて資本形成の問題をめぐって「大論争」が起り、1920年代末から1930年代初めにかけて再び急速な集権化（「大転換」）が図られ、いわゆるソ連型の経済システムが確立していった。言うまでもなく、こうした急進的な改革の結果は、多くの問題を引き起こし、大きな困難と犠牲を伴った。

(3) 比較の枠組みと経済システム

このように、今回の革命と70年以上も前のロシア革命において共通するのは、極めて急進的な改革が採られたにもかかわらず、あるいはむしろ急進的

な諸政策が採られたがために、多くの困難が引き起こされたということである。それでは、この両革命に共通する現象は、どのようにして、なぜ生じたのであろうか。

ロシア革と今回の革命において急進的な改革が試みられた根本的な要因は、それぞれの時点において採用された改革の背後にある基本認識にあったと考えられる。つまり、ロシア革命時において、当事のロシアの置かれた後進的な資本主義の現状・問題点がマルクス主義的なイデオロギーに染まった社会主義的な立場から理解・判断された。旧ソ連では、上述のように、ネップの時代の数年間を除き、経済の主要部分で急速な意思決定の集権化が試みられ、1920年代末までに、資本主義・分権的市場経済の世界のなかで、生産手段の国有と集権的資源配分に基づくまったく異なる経済システムが導入された。もちろん、これはマルクス主義の考え方に基づくものであったが、よく言われるように、マルクスの研究そのものは資本主義体制の研究であって、社会主義的性質の新しい経済がどのようなものであるべきか（経済システムの性質の問題）、そしてそれがどのように創造されるべきか（経済システムの創造方法の問題）という点にはほとんど触れられていなかった⁴⁾。その意味では、社会主義経済システムは資本主義システムの欠陥を糾弾するための理想のシステムとして提唱されていたにすぎない。

さらに、1920、30年代頃には集権的配分システムに関しては歴史上何ら確固たる経験が存在しなかったのであるから、旧ソ連において集権的配分システムを導入するプロセスはおおむね未知のものへのステップであり、しかもそれが急速に行われたというところに、その改革の最大の特徴があった⁵⁾。また、それが目指したものは経済理論的にも問題の多い、そのままの形では決して実現可能なものではなかった。このように、ロシア革命においては資本主義の現実と社会主義の理想とが比較され、結果として私有と市場の市場経済から国有と計画の社会主義経済への移行が急進的なプログラムの下で進められた。

他方、今回の改革では、目標とされる経済システムの性質とその経済シス

テムの創造方法という点については、少なくとも改革の出発点においては、極めて明瞭な形で答えが示されていた。すなわち、旧ソ連・東欧における市場経済への移行において、西欧の成熟した市場経済が目標とされ、そのための移行プログラムとして、多くの国々において価格の全面的な自由化、財政収支のバランス、企業の私有化、および証券市場の導入など市場経済システムの基礎的条件となるものを可及的速やかに実現するという新古典派的な処方箋が提案され、おおむねその線に沿って改革が実施されてきた。

このように、今回の市場経済導入の目標と移行プログラムは、ロシア革命時のそれらと比較すれば、極めて明瞭な形で提示されていたが、実はこうしたポスト共産主義の急進主義そのものは反共産主義の副産物でしかなかった⁶⁾。とりわけ旧ソ連においては、ゴルバチョフ政権時代から高まっていた親米、親西欧ムードがピークに達し、旧ソ連時代のすべてが否定され、一刻も早く西欧諸国に仲間入りがしたいという空気を背景として急進改革に対する人々の支持を得ることができたが、その急進改革のためのプログラムを提供したIMFの安定化政策の基礎にある新古典派経済学のパラダイムそのものが、ひとつの理想化された状態の下で築かれたものであった。すなわち、新古典派的処方箋の基礎にある市場観は、財の均一性・消費者の無名性、多数の売手・買手の存在、価格情報の普及とその下での経済主体の極大化行動、および長期的な参入・退出の自由という4つの技術的条件が満たされるときに成立する完全競争モデルを理念型とし、そこでの均衡がパレート最適を達成するとする市場観である。こうした新古典派の「無機的な市場観」の特徴としては、経済と経済外的要因の分離可能性が暗黙裡に想定され、対象となる経済の歴史や制度といった社会的条件が捨象されていること、および一定の経済構造を仮定するという意味で静学的であること、の2点が挙げられる⁷⁾。こうした特徴をもつ市場観に成り立つ新古典派経済学が、社会主義から市場経済への体制移行というような大規模な転換を扱うためのパラダイムとして必ずしも十分なものでないことは容易に想像される。

結局、今回の改革では、経済システムの性質については、西欧の先進市場

経済が目標とされたが、現実の旧ソ連・東欧の社会主義経済の現状が市場経済の理想モデル（完全競争市場モデル）の視点から判断され、理想的な市場経済への移行が意図された。その意味で、今回の体制移行の改革も、ロシア革命と同様に、理念が優先していたといえる⁸⁾。

このように、それぞれの革命において、一方の体制（例えば、資本主義）の現実・問題点が他方の体制（社会主義）のモデルないし理想と比較評価されたということである⁹⁾。言うまでもなく、こうした比較評価は決して望ましいものではなく、従来から経済体制論のなかで回避されるべき比較として挙げられていたものである。理想と現実が比較されれば、結果は目に見えているからである¹⁰⁾。しかし、現実には、ロシア革命においては資本主義の現実と社会主義の理想との比較が、そして今回の革命では社会主義の現実と市場経済の理想とが比較され、前者の場合には私有と市場の市場経済から国有と計画の社会主義経済への、そして後者においては逆に社会主義経済から市場経済への移行が急進的な改革プログラムの下で進められた。けれども、ともに結果は決して望ましいものではなく、意図通りには運ばなかった。ここに、なぜ一方の体制の現実が他方の体制の理想と比較評価され、それに基づいて極めて急進的な改革の試みがなされ、結果としてうまくいかなかったかという問題が生じる。それは、結局、経済システムの性質の理解と経済システムの創造方法に関する理解が不十分であったということにつきる。これらは、新古典派経済学に欠如していた動態的視点と、そこで捨象されていた経済の歴史や制度といった社会的条件とにかかわってくる。

そこで、以下では、このような制度と変化の視点と同時に、近年発展してきている経済システムを捉える上で有益な情報の経済学、契約の理論、ゲームの理論などを分析の枠組みのなかに取り込んでいるアプローチとして「制度経済学」と「進化経済学」を取り上げ、その特徴を移行経済との関連で論じ、それぞれのアプローチと体制移行との関係を明らかにしていくことにしたい。まず、「制度経済学」において、経済システムと経済システムの変化がどのように理解されているかを、節を改めて論じることにして。

2 制度経済学と制度変化¹¹⁾

(1) 制度経済学¹²⁾

制度経済学は、基本的に、制度、経済行動、および経済成果の間の相互関係を分析するものであり、そのために一般に制度、所有権、取引費用などの分析タームが用いられるが、その考え方も多様である¹³⁾。ここでは、ノース(D. C. North)の制度と制度変化の経済理論を取り上げ、まず彼の理論の枠組みを概説し、体制移行との関連を考察してみよう。

ノースにとって、新古典派経済学の行動仮説の最大の問題点は、世界に関する真のモデルを提供する認知システムを個人がもっているという仮説、あるいは初期の多様なモデルを収斂に導く情報を受け取るという暗黙の仮説である。現実には、行為者が受け取る情報は不完全であるために、主観的に導出された個人が多様な主観的知覚モデル(イデオロギー)は決して収斂しない。現実世界(環境)の複雑性に対する意思決定者の知識と計算能力の厳しい限界¹⁴⁾は、情報の複雑性・不完全性とそれを解読する個人の主観的知覚モデルの重要性(限界)を示唆している。解決されるべき問題の複雑性とそれに対する個人の問題解決のためのソフトウェア(計算能力)のこのような限界は、人間の相互作用における不確実性を引き起こす。これは人間の相互作用の規則化されたパターン(諸ルールや手続きなど)である制度を発展させる。制度は行為者の選択集合を制限し不確実性を減少させる機能を果たすが、主観的モデルの不完全性と情報の不完全性のために、制度は決して完全ではなく、最適(効率的)でない可能性もある。

他方、取引費用の問題は、基本的に情報に費用がかかるということに起因する。一般化して言えば、財・サービスの属性・レベルやエージェントの成果特性の多様性のために、そうした属性・レベル・特性についての測定・監視・執行は不完全・不正確である¹⁵⁾。取引費用とは、そうした属性・レベル・特性を測定し、権利を保護し、契約を監視・執行する費用、あるいはこのような意味での財・サービスに対する所有権を定義・保護・執行する費用

であり、社会的・政治的・経済的制度的原因である。こうした取引費用の存在は、特化と分業の増大（経済の発展）にとって障害となる。したがって、経済発展とともに、特化や有用な属性の数と可変性が大きくなれば、制度的信頼性の高まりの必要性が生じるが、西側経済においては、この信頼性が時間をかけて徐々に出現した。

このように、ノースは、主観的知覚モデル、取引費用の概念、およびそれを決定する制度的枠組みの重要性を強調する。ノースのいう制度とは、憲法・法令・契約などのフォーマルなルールと、慣習・ルーティン・行為コードなどのインフォーマルな制約、およびそれらの制度的制約の執行上の特性までを包摂する広い概念である。

フォーマルなルールは、政治的（あるいは、司法的）ルールから、経済的ルール（所有権）を経て、個別的契約までのルールの階層性を構成する¹⁶⁾。ルールの機能は政治的・経済的交換を促進することである。政治組織、政治的ルールは所有権（経済ルール）を規定しインセンティブ構造を与え、プレイヤーの機会集合と組織形態を決め、その下で契約が締結される。その契約は交換を促進するさまざまな方法——フランチャイズ化、垂直的統合など——を反映する¹⁷⁾。政治制度——複雑なシステムの委員会制度、組織に関するフォーマル、インフォーマルなルール——は、政治家間の協力に関する事前の取決めであり、これによって安定した交換構造が作成され、不確実性を減少させる。政治的取引費用が低く、政治的行為者が正確なモデルをもてば、効率的な所有権が生まれ、政治的市場の効率性が確保されるが、逆に、高い取引費用と不完全な行為者の主観的知覚は、非効率的な所有権を生み出し、その結果生まれる経済組織が生産的ルールを創造するインセンティブを欠く可能性もある。

インフォーマルな制約¹⁸⁾は経済社会に深く浸透しているために、同じフォーマルなルールを課しても結果は大きく異なる。こうしたインフォーマルな制約は、社会的に伝達された文化遺産——行動に影響を与える知識・価値・その他の要因がある世代からつぎの世代へ教育と模倣によって伝えられるも

の——の一部である。国家やフォーマルなルールが存在しない（たとえば、原始社会の）場合でも、緊密な社会的ネットワークのもとに大きな安定性をもつインフォーマルな構造が存在する。現代においても、インフォーマルな制約は広く浸透している。反復される人間の相互作用を調整するためのインフォーマルなルール（制約）は、フォーマルなルールの拡張・改良・修正されたもの、社会的に承認された行為規範、そして内的に強制される行為規準である。文化的に派生するインフォーマルな制約はフォーマルなルールの変化に応じてすぐに変化しない。そのために、変更されたフォーマルなルールと永続的なインフォーマルな制約との間の緊張は、経済の変化様式に大きな影響を与える。

執行メカニズムの構造とその不完全さの程度と頻度が、取引費用と契約形態の決定に大きな影響を与える¹⁹⁾。経済学の基本前提は、取引からの利益が常に取引の費用を上回り、当事者の協力を導き、自発的な取引がもたらされるというものである。けれども、現実には取引の費用が取引からの利益を上回るために、取引が行われないことが起こる。こうして、協力的な結果を保証するために必要な資源（取引費用）の増大は、新古典派モデルの取引からの利益を引き下げる。交換の時間的・場所的複雑性の増大は、協力的な結果を実現するために必要な制度の複雑性を増大させる。現代経済の技術に内在的な取引からの利益を実現する非人格的交換（impersonal exchange）が存続するためには、強制の脅威によって取決めを執行できる制度、すなわちフォーマルな第三者執行を必要とする²⁰⁾。第三者執行は、所有権を監視し、契約を効果的に執行できる強制力としての国家の発展を必要とするが、現段階ではそのような中立的な国家そのものをどのように創造するかが大きな問題となる。結局、政治的状況と世論の状況——人々の心のなかに刻み込まれる法律——が効果的な制度的制約を創造する問題の核心となる²¹⁾。

全体としては、フォーマルなルール、インフォーマルな制約、および執行特性の複雑・緊密に結合した制度的枠組みが、確かなコミットメントを引き出す制度的環境を提供し、低コストの（効率的な）取引を可能にする。こう

して、制度的枠組みが経済成果を決定する上で主要な役割を果たす。けれども、情報の不完全性と不完全な主観的知覚モデルは必ずしも制度の効率性を保証しない。結局、市場は、全体として効率性を引き上げる（取引費用を引き下げる）制度と引き下げる（取引費用を引き上げる）制度との混合である。それゆえ、取引費用を引き下げる効率的な制度的枠組みの達成が諸経済の成功にとって決定的に重要になる²²⁾。

(2) 制度変化²³⁾

制度変化の方向は、制度と組織との相互作用によって形づくられる。制度はわれわれの日常生活に安定した（しかし必ずしも効率的ではない）構造を与え、不確実性を減少させる。いわば、制度はゲームのルールであり、組織はゲームのプレイヤーである。組織は、共通の目的で結合した個々人の集合である。制度的枠組みはインセンティブ構造ないし選択の機会集合を与え、それに応えて組織が創造され、一定の行動を取ることによって、制度変化が起こる。その意味で、組織は制度変化のエージェントである。

まず、組織（とその企業家）は、その目標を追求するために、制度的制約に埋め込まれた利得——インセンティブ——を反映する種類の知識・技術を獲得・学習し²⁴⁾、知識ストックを発展させることを通じて²⁵⁾、制度変化の方向を形づくる。こうして、制度的枠組みが知識と技術の獲得の方向を形づくり、その方向がその社会の長期的発展を決める。

つぎに、組織（企業）の極大化行動は、現存する制約集合のなかで選択を行うだけでなく、その制約そのものを変更することにもかかわる。組織がどの方向をとるかは、その利得に関する主観的な知覚に依存するが、組織は、自己の収益性を上げるために政治的ルールの変更に諸資源を直接向けたり、自己の収益性に貢献する種類の技術や知識に投資するよう間接的に社会に働きかけたりする。こうした投資が技術と知識の長期的な成長を形づくり、経済成長の基本的な決定因となる。

また、相対価格の変化は²⁶⁾、人々の相互作用における個々人のインセンテ

イヴを変え、政治的交換や経済的交換における取決めないし契約の変更によって、少なくとも交換当事者の1人が自らの状態が良くなると知覚し、契約の再交渉を導く。しかしながら、諸契約はルールの階層性のなかに組み込まれているために、その再交渉はより高いレベルでのルールの再編成につながる可能性がある。こうして、それぞれの制度的制約は、相対価格の変化ないし嗜好の変化²⁷⁾によって、徐々に侵食され、別のものによって置き換えられる。

ところで、インフォーマルな制約の主要な役割はフォーマルなルールを修正・補完・拡張することである。文化的特性の持続性は、相対価格、フォーマルなルールの変化に直面して、フォーマルなルールと異なる速度でインフォーマルな制約を変化させる。かりに、フォーマルなルールの大規模な変化が起こったとしても、同時に多くのインフォーマルな制約が非常に粘り強く生き残り、社会的・政治的・経済的交換における参加者間の基本的な交換問題を依然として解決している。それゆえ、制度変化は圧倒的に漸進的である²⁸⁾。

こうした制度変化の経路を形づくる力として、ノースは、収穫逡増（自己強化メカニズム）と、大きな取引費用によって特徴づけられる不完全な市場の2つを挙げている。制度について収穫逡増が存在せず、市場が競争的な（取引費用ゼロの）世界においては、制度は重要でない²⁹⁾。しかし、制度的基盤の相互依存網は大幅な収穫逡増を生み出す。この収穫逡増の特性によって、制度が重要になり、諸経済の長期的な経路が形づくられる。しかしながら、その結果生まれる市場が競争的である（取引費用ゼロに近似している）かぎり、長期的な経路は効率的な経路である。けれども、情報のフィードバックが不完全で、取引費用が大きいものであるならば、行為者の不完全な主観的モデルがその経路を形づくることになる。そのとき、社会や経済の一貫した貧しい成果の存続と長期的に異なる発展パターンが生まれる。こうして、ひとたび発展の経路がある特定のコースに設定されると、制度的基盤の相互依存網（ネットワークの外部性、組織の学習プロセス、および歴史的に派生する争点の主観的モデル化など）による収穫逡増の特性がそのコースを強化

する。適応的な効率的経路が準備され、経済成長に結びつくこともあるが、逆に非生産的な経路による経済的停滞・衰退につながることもある³⁰⁾。

(3) 制度変化と体制移行³¹⁾

ノースの制度変化の枠組みのなかでもっとも重要な論点は、おそらく、取引費用を引き下げる効率的な制度的枠組みの重要性と制度的枠組み全体の漸進的な変化の特性であろう。したがって、ここではこうした点に焦点を当てて体制移行と制度変化との関係を検討してみよう。

このような取引費用を決定する制度的枠組みと漸進的な制度変化という観点から体制移行を眺めるとき、社会主義経済から資本主義経済への移行に伴う費用（移行費用）は、基本的に2つの要因によるものと考えられる。まず第1に、移行の費用は、おおむね、制度構築のスピードの遅さ、その結果として生ずる不完全なルール、新しく制定されたルールに習熟するために必要な時間（学習費用）、およびこれらのルールの執行の不十分さなどのフォーマルな諸制約の不十分さ³²⁾に、由来する。有効な市場経済を確立するためには、価格の自由化と制度変更という2つのフォーマルなルールの確立が必要とされるが、ふたつの発展のスピードは著しく異なる。こうした制度構築の遅れとその結果としての不十分なルールは、取引費用を引き上げ、付加価値の生産を引き下げる。新しいルールの導入に不可避免的な学習プロセスもまた、移行経済に高い取引費用を課す。かりに諸ルールが存在しても新たな制度的枠組みに関する知識の蓄積と、新しいルールに適用できるルーティンの発生は時間を要する。さらに、不十分な法（ルール）の執行は、移行経済における取引費用のもうひとつの原因である。司法システムによる法の執行に関する不確実性は、経済的エージェントに対して、より単純なもの（現金取引、同時取引、USドルによる取引など）に取引を制限し、反復取引の便益によって行動が制限される者に取引相手の範囲を制限することを強いる。このようにして、制度構築の遅れ、不完全なルール、学習プロセス、および不十分な法の執行³³⁾は、実際に行われる取引に高い取引費用を課すだけでなく、高

い取引費用のために実現されなかった取引も生み出すことによって、移行経済に大きな損失（移行費用）をもたらす。

つぎに第2に、移行費用は、インフォーマルな諸制約（とりわけ、行為コード、行動規範、タブー等々の社会的規範の集合としての道徳的秩序）の弱さ（不十分さ）に由来する³⁴⁾。インフォーマルな制約の強調は、経済主体が純粋合理的な効用極大者であるとする主流派の新古典派経済学の主張と対照的である。確かに、いつの時代でも、新古典派的な合理的効用極大者の行動規範に近い人々も存在するが、われわれの周囲で広く観察できる現象は、自らの個人的モラル・コードのために、人々がしばしば合理的行動を控えることである。たとえば、明らかに個々人は盗みが咎められなくとも必ずしも盗みをしないし、一定の条件下で欺くことが有利でもそうしない。また、費用なくそうすることが可能でも、仕事の手を抜いたり、機会主義的行動に従事しない。こうした行動規範は人々の選択集合を制約することを通じて取引費用を引き上げる上で決定的な役割を演じる。けれども、旧共産主義体制下では、通常の意味における（すなわち、一定の明確なルーティンに基づいて機能する）官僚制は存在せず、無法・恣意性が支配した³⁵⁾。こうしたことが、主要な分配装置としての支配層による財・サービスへの特権的アクセスと結びついて、1917年のロシア革命ないし1945年のソビエトの征服を生き延びたあらゆる道徳的秩序を浸食した。人々は、ルールとモラル・コードにしたがって行動する結果として損をすることが多くなり、ますます多額の損失を被るようになった。そして、ルールが不正であると感じ、ルールを制定した者が恣意的に振る舞っていると考える人が多くなるほど、ルールは軽視され、受け継がれたモラル・コードに従って解決される問題がますます少なくなり、日常生活において、不正直・不正の習慣が蔓延し、道徳の退廃が進んだ³⁶⁾。こうしたものが、移行のプロセスにおいてポスト共産主義社会が対処しなければならぬ過去の遺産であった。こうして、移行費用の大きな部分は取引費用を高める道徳的秩序の弱化に由来すると考えられる。

さらに、2つの要因が移行の費用を高めている。第1に、中央計画経済か

ら自由市場経済への原則的移行は、合法・非合法含めて、経済的活動の領域を拡大したが、それは同時に、不正直・不正の範囲も拡張した。第2に、共産主義社会から原則として民主主義と市場を伴う社会へ転換した経済においては、遍在した秘密警察の恐怖が消滅し、道徳的秩序がまだ十分回復されていないために、人々は進んで賄賂を要求し³⁷⁾、仲間を出し抜く。新たに生まれた私的セクターも類似の問題によって苦しめられている。こうして、旧ソ連・東欧の移行経済において容易に観察される現象である法と秩序の基本的な弱体化が引き起こされた。その結果として、実際に行われた取引の取引費用と、選択されなかった取引において実現されなかった付加価値との双方による損失の規模はとりわけ大きなものであったに違いない（経済改革直後から今日まで継続している経済の混乱・停滞による損失の大きな部分は、こうした要因によるものであると考えられる）。

以上のように、旧ソ連・東欧諸国の移行の経済においては、不完全なフォーマルなルールと不十分なインフォーマルなルール、そして不十分な執行という未だ安定的な制度的枠組みが十分確立されていない状況が存在する。こうしたなかで、これらのものがいつ改善の方向へ向かうか、あるいはそもそも改善の方向へ向かうのかどうかという問題は、とりわけ重要である。しかし、その方向への進歩は遅いと予想される。というのは、経済政策や法の変更などのフォーマルな側面は比較的短期間でも変更可能だが、経済構造の変更は数年単位の時間が必要で、そして個々人の行動を支配するインフォーマルな制約の変化は数十年単位の時間が必要とされるからである。したがって、ある程度安定的な制度的枠組みが確立されるまでのあいだ、移行経済は、成熟した資本主義市場経済よりも低いレベルの付加価値の生産とそれよりも高いレベルの取引費用で運営され続けなければならない。旧ソ連・東欧の国々の今後を左右するのは、政治システムと経済システムの双方における変化である。個人の行動は共産主義体制下では無法と恣意性によって形づくられた。それゆえ、変化の不可欠の要件は法のルールの再建であるが、政治的变化が不完全だったか、おおむね旧共産主義体制によって進められた国々においては、

道徳的秩序の変化（改善）の可能性は低い。それゆえ、不完全な政治的变化の下で、試みられる移行の費用はずっと高く、その効果はずっと低いと予想され、有効な市場経済の確立には大きな困難が予想される³⁸⁾。

3 進化経済学

制度経済学において、制度とはもっとも一般的には経済システムを構成するルール（あるいは、制約）と捉えられる（したがって、経済システムはさまざまな制度から構成されるものと捉えることができる）。制度はまた、フォーマルなルールからインフォーマルな制約まで含められ、人間の情報処理能力の問題と深く関わる広い概念として捉えられていた。こうした制度の変化は、上述のように、漸進的なものにならざるをえない。その意味で、制度変化は進化のプロセスになる。そこで今度は、変化を強調する「進化経済学」において、経済システムと経済システムの変化がどのように理解されているかに焦点を当てながら、その特徴を取り出し、体制移行との関連を考察してみよう。

(1) 基本的特徴³⁹⁾

ここでは、経済改革に対する進化経済学の含意を念頭において、その基本的特徴を論じることから始めよう。現代におけるこの理論の代表は シュンペーター（J. A. Schumpeter）の研究に始まるが、現在もっとも詳細な説明を与えてくれるのはネルソン＝ウィンター（Nelson and Winter, 1982）である⁴⁰⁾。一般に、進化経済学には、つぎのような2つの基本的特徴がある。ひとつは、社会経済的メカニズムを情報処理装置と捉え、社会的現実の複雑性と個々人の知的能力の限界に着目すること⁴¹⁾。もうひとつは、均衡のプロセスではなく、成長と変化のプロセス（ないしメカニズム）を重視すること⁴²⁾、である。

まず、情報処理装置としての社会経済的メカニズムの概念は、個々人の知

的能力の限界と社会の複雑性を強調することによって、社会が利用可能な知識・情報をどのようにして有効に利用することができ、社会に存在する知識を社会経済的なプロセスがどのように維持し高めることができるかに焦点を当てる。その際、組織と個々人は有限の情報集合によって厳しく範囲を限定された選択に直面しなければならない。したがって、社会はローカルな情報のみを用いながら進まざるをえないと考えられる。このような社会経済的プロセスの理解の上に、進化経済学には、人間の知識に関する2つの本質的な仮定が存在する。ひとつは人間の知識の限界に関係し、もうひとつは人間の知識の性質に関係する。第1の仮定は、人間の知的な能力の諸限界は諸制度と諸組織の構造と機能に厳しい制約を課すということである⁴³⁾。さらに、人間の知識に関する第2の仮定として、進化経済学では、人間の知識が2つのタイプに区別される。第1は、技術的知識 (technical knowledge)、すなわちレクチャーによって伝達し、テキストブックに体系化できる明示的なルールや手続きの集合である。第2は、实际的知識ないし個人的な知識 (practical, or personal, knowledge)、あるいは暗黙知 (tacit knowledge) である。これは、どのような活動の遂行においても必要とされるがその活動と直接親しむことによってしか獲得されない明瞭化できない知識である。こうした個人的知識は特定の社会的文脈に特殊である。すなわち「個人的知識の社会的ストックは長い歴史的なプロセスを通して獲得され、特定の社会の諸制度や諸組織によって形づくられる。したがって、個人的知識は主としてそうした諸組織や諸制度の文脈においてのみ有用である⁴⁴⁾。」

つぎに、進化経済学におけるもうひとつの基本的特徴である成長と変化のプロセスないしメカニズムは、不確実性が行動に与える影響とその結果としての情報資源に対する需要とに大きくかかわってくる。不確実性の世界において、多くの個々人の相互作用を組織化する複雑なシステムは、個々人の行動を調整し (coordinate)、彼らの間を流れる情報を処理することができなければならない。ルーティン (routine) は、そうした調整・処理を行う有効な手段である。狭い範囲内で変化する仕事の繰り返しを通して、組織は各構

成員の稀少な情報処理資源を節約し、組織的効率性を高めることができる。大量の情報が組織的ルーティンのなかに蓄積されているが、これらのルーティンは暗黙知ないし個人的な知識を具体化したものである。上述のように、暗黙知を明瞭に表現することは困難であり、それゆえ伝達することも困難であるから、組織的ルーティンに表現されている暗黙知は、組織についての個人的情報を保護するすぐれた形態である⁴⁵⁾。もちろん、組織は完全に非伸縮的なわけではなく、ルーティンを変更する。しかし、別のルーティンの探求は、現存する情報のストックによって制約され、選択肢全体にわたる広範囲の選択としてではなく、むしろ現在の活動の周辺での探求、いわゆる「近接の探求」(local search) にならざるをえない。

このような、ルーティンへの依存と探求の制約を前提とすれば、不確実性の世界で成功する社会は現存する組織の集合の働きに内在的なこうした慣性ないし硬直性から自らを解放するメカニズムをもたなければならない。この点は、組織的ルーティンの突然変異の問題につながってくる。企業は、変化が求められるとき、自らの現在のルーティンにできるだけ近いところから探求を始めるが、このような熟慮による探求と偶然によって企業の組織的ルーティンの突然変異がもたらされる。市場による淘汰は、すぐれたテクニックを見つけた企業や、すぐれた探求ルールを用いる企業に好意的であり、企業を成功に導くテクニックあるいは探求ルールが、拡大あるいは模倣によって企業のポピュレーションのなかに広がっていく。その拡大・模倣のプロセスのなかでルーティンの新しい突然変異が起り、イノベーションが起こる。経済システムはこのようにしてルーティンの新しい突然変異が継起的に注ぎ込まれている動的な流れのなかにある。こうした経済プロセスの進化的見解⁴⁶⁾は、さまざまな社会の成功は生産的な社会変化の創造と外生的な出来事への対応という点でその社会がどの程度有効かに依存すると、主張する。すなわち、経済システムにとって、イノベーションと順応性 (adaptability) が成功のための決定的な要素である⁴⁷⁾。資本主義はこうしたメカニズムを提供すると考えられる。すなわち、資本主義経済においては、変化はかなりの程

度、古いものの置き換えと、新しい構造による実験および新しい構造の間での選択によって、すなわち参入と退出によって成し遂げられている。

(2) 進化経済学と体制移行

上述の基本的特徴をもつ「進化経済学」に基づく改革の進化的戦略は、特定の状況で遂行される明瞭に規定された手続きのリストではなく、むしろ改革の一般的アプローチに関する哲学ないし世界観である。したがって、詳細な手段に関して焦点を当てることは困難であるが、マレル (P. Murrell) は急進的な改革戦略と対比させ、それらの改革哲学のあいだの主要な概念上の相違を以下の8点に要約し、その一般的な特徴を説明している⁴⁸⁾。

- ① 最終状態の実施 vs. 最悪の（最重要な）問題の確認
- ② 破壊 vs. 漸進的置き換え
- ③ コミットメント vs. 可逆性
- ④ 急速な改革 vs. 緩やかな改革
- ⑤ 大規模な実験 vs. 小規模な実験
- ⑥ デザイン vs. 経験
- ⑦ 市場の結果 vs. 市場プロセス
- ⑧ 全面的な自由市場 vs. 二重経済

まず第1に、急進的な改革パラダイムは意図される最終点から定義され、できるだけ多く早く実施されることが強調される。対照的に、進化的なアプローチは、遠い将来の最終状態のビジョンよりもむしろ現在の要件の実践的な評価に基づき、最初に旧体制のどのような特徴がもっとも緊急に変更される必要があるかを問う。第2に、急進的アプローチは、最終状態の実施を妨げるという理由から、最終状態において何も価値をもたないとされる旧制度の破壊を強調する。これに対して、進化的アプローチは、現存する配置の急速な変化は社会が長いあいだに築き上げてきた多くの情報——現存する組織の継続的働きや経済的エージェントの継続的相互作用のなかに保持されている情報——を破壊するという理由から、かりにこの情報が長期的には有用で

ないとしても、代替的市場的配置が形成され始めた改革の初期段階では非常に生産的でありうることを承認し、新しい私的セクターの諸制度が成長するにつれ古いものが徐々に置き換えられることを主張する。第3に、急進的アプローチが無条件に最終状態を目指すということを前提とすれば、この状態の実施へのコミットメントは明らかに大きな意味をもつが、進化的アプローチは、改革のプロセスには大量の学習が存在し、初期の政策のスタンスは旧体制の下で獲得された知識に大きく依存することを強調する。それゆえ、最初に選択された政策は不十分であり、それを変更する可能性、すなわち可逆性が重要であると主張する。第4に、急進的な改革は、古いものは価値がないという前提に立って古いものを破壊する手段としてスピードを追求するが、逆に進化的アプローチは、現存する諸関係を壊す急速な改革は有用な現存する情報ストックを破壊することを強調する。

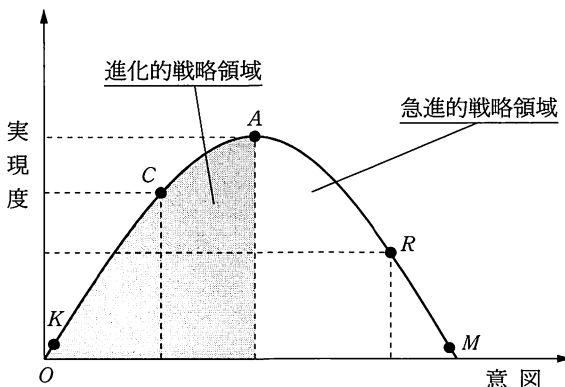
第5に、改革における実験の規模の問題は改革のスピードの問題に類似している。すなわち、急速な改革は社会を大きな危険にさらすが、大規模な改革も同様である。社会経済的プロセスに関する知識が不完全であるということと、ひとつの領域の実験の失敗が経済のその他の多くの領域に同時に波及する可能性があることから、進化的パースペクティブは、社会は実験の規模（範囲）を制限しなければならないと主張する。第6に、急進的な改革は、経験と実験に対する理性信仰の結晶であるが、進化的アプローチは、純粋に理論から導出された完全に新しい方法——とりわけ急速で、非可逆的、広範囲の方法——を用いる改革に懐疑的である。すなわち、進化的アプローチは、経験と実験によって社会に蓄積された知恵——社会の個人的知識のストック——を評価する。第7に、緩やかな改革でさえ多くの現存する経済的結合を破壊し、多くの個人的な情報が失われる。それゆえ、改革のプロセスは、その進行とともに、代替情報を生み出すべきであり、進化的アプローチは、改革が進行するとき、組織間・個人間結合を破壊し再建することができる市場プロセスに焦点を当てる。対照的に、急進的アプローチは、改革は望ましい最終的結果を求めて努力すべきであると主張する。最後に第8に、経済の諸

部分が異なるルールに直面するとき市場経済に歪みが生じるために、急進的な改革アプローチは、経済全体規模での自由化を提唱する。対照的に、生産的組織の崩壊を回避するために変化は緩やかなものでなければならないが、私的セクターにおいては参入・退出の刺激が必要とされる場合、進化的アプローチではこの矛盾する必要を満たすために移行期に二重経済が必要とされることもあるとする。

(3) 改革の意図と実現度

改革への進化的アプローチは、基本的に、以上のように特徴づけられるが、進化的アプローチは総じて改革の急進的アプローチがその意図通りには進まないことを指摘する。こうした観点から、マレル（1995）においては、改革のレトリック（意図）とその実現度との関係を議論している。そこで、マレルが主張しているところを参考にしながら、改革の意図とその実現度との関係を敢えて図示すれば図2-1のようになる。この図2-1は税率と税収との関係から最適税率を示すラッファー・カーブ（Laffer Curve）と同様の形状を示す。改革の意図とその実現度との間には当初ある点（図2-1のA点）までは正の関係がみられるが、その点をすぎるとむしろその関係は負の関係に変わるといふものである。

図2-1 改革の意図と実現度



これに関して、マレルが指摘しているのは、1990年のモンゴルの市場移行策、1990年代初めの旧ソ連・東欧諸国における市場移行策、そして1965年のいわゆる経済改革の第2の波の中心となった旧ソ連のコスイギン改革である。彼によれば、モンゴルで採られた政策はもっとも完全な市場移行策として当初高く評価されたにもかかわらず、ほとんどその実を挙げなかった。これに対して、旧ソ連・東欧諸国の移行策もかなり急進的なものであり、その急進策が目指した成果は挙げなかったが、モンゴルの改革ほどひどいものではなかった。また、コスイギン改革は、改革の目標も体制内改革に終始し改革の目標も低く、したがって得るべきものもほとんどなかった。マレルはこれらの3つのケースを挙げ、ラフファー・カーブの形状に類似する改革の意図と実現度との関係を示唆しているが⁴⁹⁾、それでは、その両者のあいだの関係はなぜそのような形状を示すのであろうか。答えの鍵は、社会が用いることのできる知識・情報の性質にある。すなわち、経済システムの転換（移行）に当たって、実際に当局が変更できるのは、フォーマルな制度・ルールとそれにかかわる技術的知識だけである。これらは比較的短期に変更可能であるが、それぞれの文脈で必要とされる実際的な個人的情報ないし暗黙知の発達には長期の時間を要する。したがって、改革に当たっては短期的には旧来の（現存の）個人的情報ないし暗黙知に頼らざるをえない部分が多くなる。そのとき、こうした側面とフォーマルな側面での改革・変更とが一定の整合性を保っている限り（すなわち、図2-1のA点までは）、改革の意図が高いほど改革は進行することになるが、やがて両者の整合性が崩れ始めると逆に改革の意図の高さが改革の実現をますます妨げるようになる。1978年以降の中国の市場経済移行策を、こうした枠組みのなかで位置づければ、それはいわば一貫して漸進的なプロセスであり、その政策目標の穏健さの結果として、中国よりも自由主義的な経済システムを目標として掲げたモンゴルや旧ソ連・東欧における場合よりも、より改革の実現度は高いものになっているということである⁵⁰⁾。

図2-1に示されるような関係を、急進的な改革戦略と進化的改革戦略と

の相違としてマレル自身が挙げた8つの特徴に関連づけて理解すれば、図2-1のA点よりも左側の領域を進化的改革戦略の領域として、右側の領域を急進的な改革戦略の領域として位置づけることができよう。もちろん、進化的改革領域のなかで具体的に諸政策をどのように進めるかが大問題なのであるが、図2-1は体制移行改革に対する進化経済学の一般的な関係を示すものとして捉えることができるように思われる。

おわりに——移行経済学との関係——

「移行経済学」とは、新古典派経済学、「制度経済学」、あるいは「進化経済学」と同様の意味で、移行の「経済学」と呼ばれているのではなく、社会主義計画経済から資本主義市場経済への移行に伴って生じる多様な問題を扱う経済学という意味である。要するに、「移行経済学」は、そのアプローチによってではなく、それが扱う問題領域、ないしは対象によって特徴づけられているものである。したがって、移行の経済の諸問題にどのようなアプローチで取り組むべきかに関して一致した見方があるわけではないが、取り組むべき問題についてはかなり共通の理解がえられているように思われる。たとえば、「どのような形の市場経済国家へ移行すべきか」と「社会主義経済体制から市場経済体制への移行の理論」といった課題、すなわち移行目標と移行措置の問題が提示される⁵¹⁾。これらは、本章の観点からいえば、導入される新しい経済がどのようなものである(べき)かという「経済システムの性質の問題」と、それがどのようにして創造される(べき)かという「経済システムの創造方法の問題」である。社会主義経済から市場経済への移行の試みが始められて数年が経過した今、こうした2つの問題が大きな争点となっていること自体、考えてみれば不思議なことであるが、このことは明らかに、おおむね新古典派的な処方箋に沿って進められた市場経済への移行政策に、経済システム(資本主義市場経済)の本質の理解と経済システム創造方法の理解が十分でなかったことを示唆している。それらは、結局、移行経済に対

する処方箋の基礎にある新古典派的な市場観に欠如している制度と変化・進化（歴史、時間）という観点にかかわってくる。

一般的に言えば、新古典派経済学はさまざまな制度的枠組みが与えられた場合の経済行動、経済政策、経済成果を扱うべきものである。これに対して、その制度的枠組みがどのようなものによって構成され、経済行動、経済成果と経済システムの変化にどのような影響を及ぼすかに焦点を当てたものが「制度経済学」であり、「制度変化の経済学」である。「進化経済学」は経済システムのなかで組織・企業の変化に焦点を当てシステムがどのように生成・発展（進化）するか、すなわち経済システムのダイナミズムを扱うものである。このようにそれぞれの経済学は異なるポイントに焦点を当てているのであり、それゆえそれぞれの経済学が「移行経済学」において果たす役割は当然異なるものでなければならない⁵²⁾。そもそも複雑な現実の経済社会を限られた知識と情報処理能力をもって理解しようとするのであるから、一般的に言えば、特定の経済学によってすべての問題に答えることは不可能である。そのような意味で、「移行経済学」は、新古典派経済学、「制度経済学」、「制度変化の経済学」、そして「進化経済学」、こうした経済学それぞれの利点を活かしながら、それぞれの文脈で必要な知識・情報を取り出し構成されざるをえないであろう⁵³⁾。

ところで、われわれは、前章において、従来の経済体制論の欠陥として制度と時間——本章の文脈では、変化（移行）——という2つの視点を挙げた。そして、この欠陥は従来の新古典派の経済理論に欠如していた観点であり、その結果として情報や取引費用の問題を見過ごし、経済システムの一般理論の展開が遅れたことを指摘した。その上で、従来の経済体制論の質的な発展のためには、この2つの視点を何らかの形で体制（システム）分析のなかに組み込む必要があることを指摘し、「制度経済学」と「制度変化の経済理論」がその点で一定の可能性をもつことを示唆した。

本章では、まず体制移行の急進的アプローチを検討し、そのアプローチに内在する問題点を指摘した。それは、結局、経済システムの性質と経済シス

テムの創造方法（変化、生成発展）に関する理解が不十分であるということであったが、この2つの問題点は新古典派経済学に欠如していた経済の歴史や制度といった社会的条件と動態的視点に通じる観点であった。そこで、本章では、これらの2つの観点を分析枠組みのなかに取り込んでいるアプローチとして、前章で扱った「制度経済学」・「制度変化の経済理論」（とりわけ、ノースの理論）と「進化経済学」を取り上げ、移行経済との関連でこれらのアプローチの特徴を論じ、体制移行との関連を検討した。

このように考えてくると、従来の経済体制論の欠陥、新古典派の経済理論に欠如していた観点、体制移行の急進的アプローチに内在する問題点、そして「移行経済学」の課題は、それぞれ対応していることがわかる。そして、それらがともに抱える2つの欠陥を克服する視点が制度と変化（移行）という視点であり、その2つの視点を有するアプローチとして「制度経済学」（および「制度変化の経済理論」と「進化経済学」が考えられた。それゆえ、一方で、体制論の欠陥を克服するアプローチとして「制度経済学」を取り上げ検討するということは、新古典派の経済学に欠如していた観点を考察することになる。他方で、体制移行の急進的アプローチの問題点を取り上げ「制度経済学」と「進化経済学」を論じることは、新古典派に欠如していた観点と同時に「移行経済学」の課題を検討することであり、経済体制論の欠陥の克服とその質的発展につながる。前者の側面が前章において試みられたことであり、後者の側面が本章において試みたことである。

最後に、本章の議論から得られるひとつの重大な含意は、マルクス経済学における資本主義市場経済の本質の理解の不十分さがロシア革命とその後の混乱を引き起こし、そしてまた、新古典派経済学における同じ資本主義市場経済の理解の不十分さが今回の急進的な体制移行の実験の契機となったということ、である。こうして、2つの急進的な革命・改革の失敗——少なくとも、結果がその意図と大きく乖離し、多くの犠牲・混乱を伴ったという意味において——の根本原因が同じところに存するということになれば、言うなれば同じ過ちを人類は20世紀2回も犯したことになる。けれども、それゆえ

にこそ、経済システムの生成・発展（進化）を含めた経済システムの本質の理解が、極めて重要な課題となるように思われるのである。そもそも、経済システムの生成・発展を含めた経済システムの本質の理解が、このように極めて重要な課題となってきたのは、経済社会の急速な変化と旧ソ連・東欧諸国の社会主義経済の崩壊であった。後者の観点からいえば、「資本主義対社会主義」の枠組みに代わり、「資本主義対資本主義」の枠組みの重要性が増し、資本主義経済システムの本質の理解が要請されるようになった。同時に社会主義から資本主義への移行も当初の意図通りに進んでいないことが、さらに、資本主義市場経済の本質とは何かという問題を大きな課題とした。

こうして、経済社会が急速に変化しているということは、要するに制度的な枠組みのさまざまな側面が大きく変動しているということであり、経済社会の安定期に姿を見せなかった本質的側面が顕在化してきているわけで、経済社会システムを考察する絶好の機会を与えられていることにもなる。その意味で、現在は経済体制論の質的發展にとっても有利な状況にある。実際、本章で論じたように、旧ソ連・東欧諸国で国家的規模で行われている市場経済への移行の実験⁵⁴⁾が、経済システムの本質、とりわけそのダイナミズムを再認識させてくれたということができる。本章で展開された議論は、経済システムの理解を深めるために不可欠な制度と変化という視点から——「制度経済学」と「進化経済学」を通して——移行の経済の限られた側面について考察したにすぎない。制度や制度変化を扱うアプローチの可能性・射程については、章を改めて検討することにしたい。

<注>

- 1) 1989年から1990年代初頭にかけての旧ソ連・東欧における社会主義経済システムの崩壊と資本主義市場経済への移行の試みを、ここでは「1989年東欧革命」と呼ぶことにしたい。
- 2) 社会主義経済から市場経済への移行に際して、マクロ経済的安定化政策、体制改革（制度改革）、および経済構造改革などの各政策の実施の順序や速度が大きな問題になる。このいわゆるシーケンシング問題に対して、一挙に集中

的にこれらの施策を行う方法は「ショック・セラピー（療法）」ないし「ビッグ・バン政策」と呼ばれる急進的アプローチである。これに対して、その時々
の状況に応じて移行措置を段階的に講じていく方法は「漸進的アプローチ」と
呼ばれる。ポーランド、旧ユーゴスラビア、チェコ・スロバキア、ロシアなど
ではショック・セラピーが採用され、ハンガリー、ルーマニアなどは漸進的ア
プローチを採ったとされている。一般に、ショック・セラピーはIMFの安定
化政策と同義に受け取られているが、おおむねすべての国が市場経済への移行
を目指しているという点では一致している。

- 3) 以下のロシア革命と当時の状況に関する記述は、Nove (1980) chs. 3,4と
Eidem and Viotti (1978) pp. 34-39に基づく。
- 4) *Ibid.*, p. 35.
- 5) *Ibid.*, p. 38.
- 6) 共産主義時代には、共産主義と反共産主義の2つのユートピアが存在し、と
もに非現実的な性質のものであったという。Poznanski (1995c) p. 16.
- 7) 大野 (1992) 276ページ。
- 8) ペーヨヴィッチ (S. Pejovich) は、制度変化を自発的な内生的変化と外生
的な変化とに区分した上で、今回のIMFの改革戦略が社会工学的な結果志向
的アプローチ (outcome-oriented approach) であったことを指摘している。
Pejovich (1994) pp. 220-223.
- 9) Murrell (1991) p. 59.
- 10) もともと「社会主義対資本主義」という枠組み自体が大きな問題を抱えるも
のであった。すなわち、「社会主義」という用語は、その主張者であるサン・
シモンやロバート・オーエンらの支持者たちによって唱えられ、初めからそれ
は理想と結びついて提唱された概念であった。つまり、「社会主義」はひとつ
の理念像 (モデル model) であった。これに対して、「資本主義」はもともと
理想ではなく、歴史的現実であり、しかもその批判者、とりわけマルクスによ
って一般化された概念である。つまり、「資本主義」は「泥まみれの現実」
(muddle) であった。このような意味で「社会主義対資本主義」という枠組み
自体は本来「社会主義の理想」対「資本主義の現実」を意味するものであり、
初めから適切な比較の枠組みとは言えなかったのである。この文脈で、正しい
比較の枠組みとは当然、資本主義、社会主義の理想同士、両者の現実同士の比
較、あるいはそれぞれの現実と理想の比較でなければならない。野尻武敏
(1975) 26ページとEidem and Viotti (1978) p. 4を参照。

けれども、完全競争市場モデルをメルクマールとしてすべての市場経済の現
実を理解するのが果たして望ましいのかどうかには、大きな疑問が残る。とい

うのは、モデルが現実から乖離しすぎ、そのモデルから導かれる政策的含意がとうてい実現できないものであるならば、実現不可能なものから現実を判断・評価することになるからである。このような意味から、デムゼッツ (H. Demsetz) はそうしたアプローチを「ニルバーナ・アプローチ」(nirvana approach) と呼んで、批判している。Demsets (1969) p. 1, Eggertsson (1990) ch. 1.

- 11) 「制度経済学」と「制度変化の経済理論」の概要については、前章においては別の観点から論じてあるので、参照されたい。
- 12) 本節の議論は、基本的に North (1990) Prat I の議論に基づいているが、Eggertsson (1990) ch. 1 も参考にした。
- 13) 前章、注21)参照。
- 14) これは、サイモン (H. Simon) が強調する点である。彼が主張するように、意思決定者の知識と計算能力が厳しく制限されているとすれば、現実世界と行為者の世界の知覚・推論とは区別されなければならない。ここに、ノースの主張する主観的知覚モデルの重要性がある。North (1990) p. 23 [邦訳、30ページ]。
- 15) 取引費用の問題を初めとして、逆選択、モラル・ハザード、エージェンシー問題、インセンティブ問題など、さまざまな問題がこの点に関係してくる。
- 16) 伝統や慣習から成文法への動きは、単純な社会から複雑な社会への移行を意味し、特化と分業の増大と関係する。社会の複雑性の増大とともに、制約のフォーマル化 (文書化の発達) の収益率が増大した。North (1990) p. 46 [邦訳、62ページ]。
- 17) 経済理論における契約は単純で完全 (瞬時の一元的な生産物の交換) であるが、現代の複雑な経済における契約は多元的・長期的で不完全である。契約は交換当事者がより複雑な組織形態を組織化する方法についての緒を提供する。*Ibid.*, pp. 52-53 [邦訳、70ページ]。
- 18) インフォーマルな制約の発生については、つぎの個所を参照されたい。*Ibid.*, pp. 41-45 [邦訳、55-60ページ]。
- 19) 執行が不完全であるのは、契約の成果を構成する多くの側面の測定費用が存在することと、執行がエージェントによって行われ、その効用関数が結果に影響を与えるからである。なお、執行の側面をとりわけ強調するのがノースの理論のひとつの特徴である。*Ibid.*, p. 54 [邦訳、73ページ]。
- 20) フォーマルな第三者執行者とは、契約を破ることが犠牲の大きなものとなるところまで、違反者が常に被害者を補償しなければならないように、契約の属性の測定・執行を費用をかけずに行える能力をもった中立的な当事者のこと、

である。

ところで、契約における第三者執行の達成は非人格的な交換経済の主要なジレンマである。先進諸国では、効果的な司法システムに対する信頼感が存在するが、第三世界においては、法的原理の曖昧さ、エージェントの行動の不確実性のために、執行の不確実性が存在する。*Ibid.*, pp. 58-59 [邦訳、78-79ページ]。

- 21) フォーマルな制約とインフォーマルな制約との混合が、17世紀イングランドの立憲的形態の進化を生み出した。それは、長い時間を要する緩やかな発展の過程であった。*Ibid.*, pp.59-60 [邦訳、81ページ]。
- 22) 制度的枠組みは「取引費用」を決定するだけでなく、「変換費用」に対しても、採用される技術に影響を及ぼすことによって、間接的に影響を及ぼす。*Ibid.*, p.64 [邦訳、86ページ]。
- 23) 本節の議論は、基本的に North (1990) Prat II の議論に基づいているが、Eggertsson (1990) ch.1 も参考にした。
- 24) 新古典派的企業においては、企業家の利潤極大化（企業家活動）にはまったく費用がかからないとされるが、企業家の本当の仕事（市場の考案・発見、生産物・生産技術の評価、被雇用者の活動の積極的管理など）には、不確実性が存在し、情報への投資が必要とされる。それらは、暗黙知の発展を必要とする。したがって、企業家によって必要とされる種類の知識と情報は、かなりの部分、特定の制度的文脈によって決まる。North (1990) pp.76-77 [邦訳、101-102ページ]。
- 25) 知識と主観的知覚モデルとは双方向的な関係にあり、知識の発展様式が環境に関する知覚を形づくり、逆にそうした知覚が知識の探求を形づくる。ノースは、これに関連して、西欧の発展の主要因は純粋科学研究の効用を徐々に知覚したことであると、主張している。*Ibid.*, pp. 74-76 [邦訳、99-101ページ]。
- 26) 相対価格の変化（要素価格比の変化、土地に対する資本比率の変化、情報費用の変化、技術変化など）のいくつかは、分析枠組みに対して外生的であるが、ほとんどは内生的であり、企業家（政治的、経済的、そして軍事的な）の継続的な極大化努力を反映する。すなわち、測定と執行の費用に関する知覚の変化や新しい交渉や契約の費用・便益に関する知覚の変化によって、企業家が技術や知識を獲得するプロセスは相対価格を変化させ、制度変化の要因となる。*Ibid.*, p. 84 [邦訳、110-111ページ]。
- 27) 嗜好ないし選好の変化も、相対価格の変化と並ぶ制度変化の重要な要因である。現在、これについては十分な説明はなされていないが、奴隷制度撤廃のケースは選好の変化が重要な役割を果たした制度変化の典型的な事例である。な

- ぜなら、この制度は南北戦争当時においても依然として有益だったからである。*Ibid.*, p. 85 [邦訳、111-112ページ].
- 28) ノースは、漸進的な制度変化のひとつの歴史的事例として、封建制と荘園制の崩壊を取り上げている。*Ibid.*, p.89 [邦訳、117ページ].
- 29) もし制度が取引費用ゼロの枠組みの下に存在するならば、相対価格の変化ないし選好の変化に応じて、効率的に対応するために、制度は即座に再構成される。そのときには歴史は重要でない。しかし、もし現在の諸制度に到達するプロセスが重要であり、それが将来の選択を制約するならば、そのときには歴史が重要となる。*Ibid.*, p.93 [邦訳、122ページ].
- 30) 制度変化と技術変化は、社会的、経済的発展にとって基本的な鍵であり、ともに経路依存の特性を示す。両者は多くの共通点を持ち、収穫増は双方にとって不可欠の要素である。フォーマルな制約とインフォーマルな制約との相互作用、政治組織と経済との相互作用、交渉力の異なる行為者、そしてインフォーマルな制約の基礎にある文化的遺産などのために、閉塞と経路依存はともに、技術の場合よりも制度の場合のほうがいっそう複雑である。*Ibid.*, pp. 103-104 [邦訳、136ページ].
- 31) 「制度経済学」、「制度変化の経済理論」の観点から体制移行の問題を直接扱った研究は今のところその可能性に比べて数が少ないが、たとえばそうした研究として、Eggertsson (1993)、Winiecki (1989)、Krasznai and Winiecki (1995) などが挙げられる。ここでもこれらの文献を参考にしたが、とりわけ最後の文献によるところが大きい。
- 32) 当局がシステムを機能させるためのミニマムのルールをいかに完全に制定しようとしても、供給されるものは有効な市場経済の要件によって要求されるものよりも少なく（ルールは、制度構築の遅れにより不完全にならざるをえず）、両者のギャップは時間の経過によってのみ埋め合わせられざるをえない。*Krasznai and Winiecki (1995) p. 240.*
- 33) 通常的环境中でもルールは完全には一貫せず、完全には執行されない。しかしながら、移行経済のフォーマルな諸制約の弱さ（不十分さ）のために、非一貫性と不十分な執行の費用は、成熟した資本主義市場経済の場合よりも著しく高いと思われる。*Ibid.*, p. 241.
- 34) Sirc (1995) は、社会主義と資本主義の両体制における道徳の役割と移行経済における道徳のもつ意味を取り上げ検討したものであるが、基本的に本章におけるインフォーマルな制約の強調に通じる議論が展開されている。
- 35) これに関連して言えば、市場経済への移行期の最重要な問題は共産主義時代に損なわれた国家活動への正当性に対する態度である。Szymanderski

- (1995) pp. 251-252.
- 36) 国営商店の4割から高いところでは8割において従業員による不正が見られたという。また、ロシアの大都市において約30%の新生児が産科院で両親に引き取られていないという事実が、数年前に報道された。さらに、共産主義下で出世する方法となっていた密告の問題や支配層の昇進の決定の恣意性は、「組織において、利己主義者、体制順応者、卑怯者、そして無節操な人が、勇敢、正直で、あらゆる人の福祉に責任と関心をもつ人々よりも重要な役割を演じ始める。そうした条件の下では、悪い性格が良い性格を追い出す」という選択のグレシャムの法則を生み出した。このような風潮のなかで、立身出世と成功一般に対する社会の態度は、あらゆる成功に対して疑念、不信、悪意を抱くことである。とりわけ競争原理に基づくシステムへの移行期においてそうした態度がいかに有害なものになるかは、想像に難くない。Winiecki (1989) p. 35.
- 37) 不完全なルール、学習プロセス、および不十分な執行という環境の下では、多くの腐敗の機会が与えられる。ルールの執行が十分でないということが腐敗を生み出すことは容易に想像されるが、不完全なルールも同様に腐敗を生み出す。というのは、曖昧で未経験のルール（法）は恣意的な解釈の余地が大きく、それだけ賄賂を引き出す機会が多く与えられるからである。Krasznai and Winiecki (1995) pp. 240, 241.
- 38) 移行期における違法な、あるいは非道徳的な行動の増大は、政治的抑圧と国家による経済の管理という二重の足枷を追い払おうとする多くの途上国で起こった。すなわち、経済の国家管理と政治的専制主義とに同時に苦しむすべての経済において、自由が到来したとき、それは道徳的な機会と非道徳的な機会の双方を増大させる。その意味で、こうした現象は旧ソ連・東欧の移行の経済に独特のことではなく、ある程度普遍的なことであるが、人々の目には、資本主義市場経済への移行と道徳的な秩序の低下や犯罪の増大とが結びつけられ、すべての経済問題は1989年に始まり、犯罪の増加は道徳的秩序の共産主義者の破壊の遺産ではなく資本主義の贈り物であると混同する人々の数が増大すると、それは社会の発展にとって重大な帰結をもたらす可能性がある。*Ibid.*, pp. 245-256.
- 39) 本節の議論は、基本的に Nelson and Winter (1982) ch. 1, Dauma and Schreuder (1991) chs. 9, 10, Murrell (1992a, 1992b) の議論に基づくが、Poznanski (1993, 1995b, 1995c) の議論も参考にした。
- 40) Andersen (1994) pp. 16-21には、進化経済学の現代の歴史に関する簡潔な記述がみられる。
- 41) このように、進化経済学は情報の問題に焦点を当てることによって、個人

- 的・組織的行動の理論を体系的に明らかにしようとするが、情報の問題は現在主流派の経済学においても中心的な関心事である。Stiglitz (1991) を参照。
- 42) 成長と変化のプロセスを強調する進化的パラダイムの中心には、産業革命以降の富の急激な増大を推進した力は、イノベーションであるという考え方があ
る。このイノベーションには、技術的イノベーション (technological innova-
tion) だけでなく、組織的・制度的イノベーション (organizational and
institutional innovation) も含まれる。新古典派のパラダイムは主としてひと
つの均衡の枠組み内の配分的効率性 (allocative efficiency) と競争に焦点を
当てているが、進化的パースペクティブは、成長・変化、したがってイノベ
ーションを強調することで、配分的効率性よりも適応効率性 (adaptive effi-
ciency) に相対的に高い重要性を与えている。
- 43) このことは、単純に組織を合理的な経済人の拡張版としてみなすことはでき
ないことを意味する。
- 44) Murrell (1992a) pp. 84-85.
- 45) Dauma and Schreuder (1991) p. 169 [邦訳、274ページ].なお、そうした
情報は個人によって所持されているというよりも、むしろ個人人間の継続的
な相互作用のなかに保持されているものとして考えられるべきである。
Murrell (1992b) p. 38.
- 46) 「あらゆる進化的アプローチにとって基本的な考えは、……ルーティンのヴ
ァリエーション (あるいは突然変異)、(ポピュレーション内の企業のサヴァイ
バル・チャンスにとってのルーティンの価値にしたがっての) 環境による淘汰、
そして成功的なルーティンの累積的保持、である。」 Dauma and Schreuder
(1991) p. 161 [邦訳、260ページ].
- 47) Murrell (1992a) p. 85. また、Nelson (1990)、North (1990) pp. 80-
82 [邦訳、106-108ページ] も参照。
- 48) 以下の説明は、Murrell (1992a) pp. 86-92、Poznanski (1993) pp. 399-
401を参考にしたが、とりわけ前者によるところが大きい。
- 49) Murrell (1995) p. 93.
- 50) ノートン (B. Naughton) は、中国の改革戦略が多くの点で進化的戦略に合
致することを指摘し、その特徴のひとつが旧ソ連・東欧で行われた「計画の放
棄」(dropping a plan) ではなく、「計画からの脱皮」(growing out of
plan) にあることを強調している。Naughton (1995) p. 138, Poznanski
(1995b) p. xx.
- 51) 吉井昌彦 (1994) 69、72ページ。
- 52) Murrell (1991) は、新古典派経済学が移行経済の改革のための理論的基礎

となりうるかどうかを論じたもので、極めて刺激的な議論が展開されている。結論的には、新古典派経済学は改革のための基礎を与える強力な候補にはなりえない。そえゆえ、新しい「情報の経済学」、「進化経済学」などからの提言を改革者は考慮に入れるべきであるというものである。Murrell (1991) pp. 72-74.

53) こうした観点から、新古典派経済学の「無機的な市場観」に対照させて、大野が「東アジアや大陸ヨーロッパの政策担当者たちの多くは、米英の大学では自由放任の経済学を学びながらも実際には新古典派に必ずしも立脚しない積極的な経済政策を行ってきた。彼らの有機的な市場観は新古典派ほどは学問的体裁を整えていないために口承芸術にとどまっているが、歴史的にみるとむしろ新古典派のそれよりも多くの国で影響力を持ってきたように思われる。」と述べ、最後に「第二次大戦後の敗戦日本・ドイツにおける経済改革は、……政策のシークエンシング〔政策実施の順序や速度〕という点に限れば極めて示唆深いものがある。生産力の何割かを失い物不足とインフレに陥っていた両国の初期復興政策の特徴は、基幹産業（石炭および鉄鋼）の生産確保を最優先課題として限られた資源を傾斜的につぎ込んだこと、それが実現し経済全体が上昇軌道に乗るまで戦前からの経済統制を維持したこと、さらに物価安定のためのマクロ的ショック療法はやはり実物経済の改善を待って3～4年後に行われたこと、の3点である。」と指摘している点は、極めて示唆的である。大野 (1992) 276-277、287ページ。

54) 経済学のような社会科学においては、自然科学のように実験ができず、そこに社会科学の大きな困難のひとつがあるが、ここにきて、3つの意味において、この状況に少なからず大きな変化が起きている。そのひとつは、経済学のなかで実際に実験が用いられその役割が高まってきていることである。いわゆる「実験経済学」といわれるものがそれに当たる。2つ目は、青木 (1995) の提唱する「比較制度分析」(comparative institutional analysis) である。経済システムを理解する理論の発展により比較制度分析が可能となり、それがひとつの実験の役割を果たしている。そして、最後に、本章で取り上げた社会主義経済の崩壊後の市場経済システムへの移行の「実験」である。移行の経済はこれまでの主流派の新古典派の経済学のもつ本質的な特徴や限界をより明確化する機会を提供してくれている。

<参考文献>

- [1] Andersen, E. S. (1994) *Evolutionary Economics: Post-Schumpeterian Contribution*, Pinter Publishers.

- [2] 青木昌彦 (1995) 『経済システムの進化と多元性：比較制度分析序説』 東洋経済新報社.
- [3] Dauma, S. and H. Schreuder (1991) *Economic Approaches to Organizations*, Prentice Hall [岡田・渡部・丹沢・菊沢訳 『組織の経済学入門』 文真堂、1994年].
- [4] Demsets, H.(1969) "Information and Efficiency: Another Viewpoint," *Journal of Law and Economics* 12 (No.1): 1-22.
- [5] Eggertsson, T.(1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press [竹下公視訳 『制度の経済学：制度と経済行動(上)・(下)』 晃洋書房、1994年].
- [6] Eggertsson, T.(1993) "The Economics of Institutions and the Transition in Eastern Europe and in the former Soviet Republic," in Schiavo-Campo, S. ed., *Institutional Change and the Public Sector in Eastern Europe and the Former Soviet Union*, The World Bank.
- [7] Eide, R. and S. Viotti (1978) *Economic System: How Resources are allocated*, Martin Robertson.
- [8] Krasznai, Z. and J. Winiecki (1995) "Formal and Informal Constraints in Transition to the Market: Costs of Neoclassical Utility Maximisation," *Communist Economies & Economic Transformation*, Vol. 7, No. 2.
- [9] Murrell P.(1991) "Can Neoclassical Economics Underpin the Reform of Centrally Planned Economies?" *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 5, No. 4: 59-76.
- [10] Murrell, P.(1992a) "Evolutionary and Radical Approaches to Economic Reform," *Economics of Planning*, Vol. 25, No. 1:79-95.
- [11] Murrell, P.(1992b) "Evolution in Economics and in the Economic Reform of the Centrally Planned Economies," in Clague C. and G. C. Rausser eds., *The Emergence of Market Economies in Eastern Europe*, Blackwell.
- [12] Murrell, P.(1995) "Reform's Rhetoric-Realization Relationship," in Poznanski ed. (1995a).
- [13] Nelson, R.(1990) "Capitalism as an Engine of Progress," *Research Policy* 19, 193-214.
- [14] Nelson, R. and S. Winter (1982) *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Harvard University Press.

- [15] North, D.C.(1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994年].
- [16] Naughton, B.(1995) “China’s Economic Success: Effective Reform Policies or Unique Conditions?,” in Poznanski ed. (1995a).
- [17] 野尻武敏 (1975) 『経済体制の接近? - 体制収斂論争をめぐって -』晃洋書房.
- [18] Nove, A.(1980) *An Economic History of the USSR*, Penguin Books [石井規衛・奥田央・村上範明ほか訳『ソ連経済史』岩波書店、1982年].
- [19] 大野健一 (1992) 「市場経済導入の基本問題：学際的考察のための素描」『社会科学研究』第45巻第2号、東京大学社会科学研究所、275-293.
- [20] Pejovich, S.(1994) “A Property Rights Analysis of Alternative Methods of Organising Production,” *Communist Economies & Economic Transformation*, Vol. 6, No. 2.
- [21] Poznanski, K. Z.(1993) “Restructuring of Property Rights in Poland: A Study in Evolutionary Economics,” *East European Politics and Societies*, Vol. 7, No. 3.
- [22] Poznanski, K. Z. ed.(1995a) *The Evolutionary Transition to Capitalism*, Westview Press.
- [23] Poznanski, K. Z.(1995b) “Introduction” in Poznanski ed. (1995a).
- [24] Poznanski, K. Z.(1995c) “Institutional Perspectives on Postcommunist Recession in Eastern Europe,” in Poznanski ed. (1995a).
- [25] Sirc, L.(1995) “Morality in Economic Life,” *Communist Economies & Economic Transformation*, Vol. 7, No. 2.
- [26] Stiglitz, J. E.(1991) *Whither Socialism? Perspectives from the Economics of Information*, M. I. T. Press.
- [27] Szymanderski, J.(1995) “Moral Order and Corruption in Transition to the Market: Popular Beliefs and Their Underpinnings,” *Communist Economies & Economic Transformation*, Vol. 7, No. 2.
- [28] Winiecki, J.(1989) “Ethics and Politics to the Rescue of Neoclassical Economics?” *Economic Affairs*, April/May.
- [29] 吉井昌彦 (1994) 「社会主義経済体制崩壊と比較経済体制論：二元論から多元論へ」『比較経済体制研究』創刊号、64-72.

第3章/

経済システムと制度論

——制度経済学を超えて——

はじめに

われわれは、第1章において、経済体制論の伝統的枠組みを検討し、従来の体制論の欠陥を2つに大別した。そのひとつは、経済システムそのものの内容が乏しく、現実の経済システムの多様性を捉えきれないこと。もうひとつは、第1の欠陥と大きく関係し、その分析そのものが静態的性質のものになり、経済システムの動き・変化を捉えられないこと、であった。そして、こうした欠陥は従来の新古典派の経済理論に欠如していた観点であり、その結果として情報や取引費用の問題を見過ごし、経済システムの一般理論の展開が遅れたことを指摘した。その上で、従来の経済体制論の質的な発展のためには、この「制度」(社会)と「時間」(変化・歴史)という2つの視点を何らかの形で体制分析のなかに組み込む必要があることを指摘し、「制度経済学」(Economics of Institutions)がその点で一定の可能性をもつことを指摘した。

また、第2章においては、旧社会主義諸国の市場経済への移行の試みに焦点を当て、体制移行の急進的アプローチ(radical approach)の特徴を批判的に検討した。その結果、従来の経済体制論の欠陥、新古典派の経済理論に欠如していた観点、体制移行の急進的アプローチに内在する問題点、および「移行経済学」の課題がそれぞれ対応していること、そして、それらがともに抱える欠陥を克服する視点が「制度」(社会)と「時間」(変化・歴史)という視点であることを明らかにした。さらに、今日このような経済システムの本質の理解は、移行経済の諸問題に関係するだけでなく、成熟した先進

諸経済システム間（システムそのものと成果）の相違や東アジアの急成長にみられる開発経済の諸問題にも同じようにかかわってくるようになっている。換言すれば、社会主義経済圏の崩壊と移行経済の諸問題、先進諸経済間の相違、そして東アジアの急成長という現象は、われわれに伝統的な経済システム像の根本的見直しを迫っているようにみえる。

このような状況のなかで、今日政治学、経済学、社会学など社会科学のさまざまな領域で「制度」の重要性（institutions matter）が指摘され、「制度論」の復活と言ってもいい様相を呈している。このような「制度」の再発見の状況は経済学の領域でもっとも顕著であり、政治学や社会学への影響も大きい¹⁾。こうした動きのなかで、個人主義的な観点から「制度」を捉える「新制度派経済学」が生まれてきたが、他方で同じく「制度」を取り上げながらも新古典派ないし新制度派とは趣きを異にする「現代制度派経済学」（Modern Institutional Economics ²⁾）が登場している。

本章では、第1章、第2章における議論を踏まえ、改めて経済システムと制度論との関係を考察し、経済学（あるいは社会諸科学）における「制度」の再発見の意味と経済システム論ないし「制度の経済学」の進むべき方向、あるいはそれらの射程について考察することにした。

1 制度論

ここでは、社会諸科学、とりわけ経済学における「制度」の意味を考えるために、初めに「新制度派経済学」における「制度」の位置づけを検討することによって、「新制度派経済学」登場の意味・背景を考察してみることにしよう。

(1) 新制度派における「制度」

新制度派経済学の代表的論者としては、制度分析を主に企業組織に限定して用いるウィリアムソン（O. E. Williamson）と制度分析を歴史分析にまで

拡張するノース (D. C. North) の2人が挙げられるが、ここでは後に明らかになるように、新制度派の特徴を捉える上で、より適切なノースの理論を取り上げ、新制度派における「制度」の意味を考察することにしたい。

まず、新制度派のもっとも基本的な枠組みは、ノースの『制度・制度変化・経済成果³⁾』やエッグルトソン (T. Eggertsson) の『経済行動と制度⁴⁾』という著書のタイトルに端的に表れているように、「制度」によってインセンティブ (誘因) が与えられ、それが経済行動を引き起こし経済成果が決まるというものである。すなわち、「制度→インセンティブ→経済行動→経済成果」というプロセスを経て「制度」が経済成果を決定するというのがノースの理論ないし新制度派の基本構造である。したがって、そのプロセスを逆にたどることで、すなわち「経済成果→経済行動→インセンティブ→制度」とたどることによって「良い成果」を得るための「良い制度」に到達 (を考察) することができる。

ノースの問題意識 (課題) は、経済成果の歴史的相違 (変化) と地域的相違をいかにして説明することができるかということであった。ノースのこの課題は、上記の枠組みに基づいて解決された。ノースにとって「良い成果」とは経済の成長・発展のことであるが、これは「交換からの利益」を実現する自発的交換の増大 (=特化・分業の増大) を意味し、そのためには取引費用を引き下げ自発的交換を促進する「良い制度」を整える必要がある。ノースは、この「良い制度」を整えられるか否かを基準にして経済成果の歴史的・地域的な相違を説明した。

新制度派経済学の意味 (とその意味の意味) は、上述のノースの理論のなかにみることができる。まずノースの理論は新古典派理論の論理を逆転させ、その理論の外側の世界をみるための立脚点として理論を用いることで、成功を収めた。すなわち、合理的な個人を前提とするとき、長期的 (歴史的) には各地域間の経済成果の相違は収斂に向かうはずである。けれども、現実にはそうなっていない。すなわち、歴史的にも現在においても各地域間には経済成果の大きな相違が存在する。このとき、ノースはそのギャップを説明す

るものとして「制度」に着目し（「制度」を再発見し）、この「制度」によって経済システムの成果における歴史的変化と現実の相違を説明することに成功したのである。このような意味で、ノース理論の成功は「経済学の論理の逆読みの勝利」であった。

けれども、ノース理論の成功は同時に失敗でもあった。というのは、ノースは歴史的・地域的経済成果の相違を説明するために、新古典派理論を逆転させた結果として新古典派経済学ないし伝統的な経済学の範囲を超える要素を彼の理論体系のなかに持ち込まざるをえなくなったからである。

経済成果の歴史的相違と現在の相違を説明するために、彼がどうしても持ち込まざるをえなくなった、伝統的経済学の領域を超える要素としては、大きく3つのものを挙げることができる。まず第1に、ノースの枠組みにおいては、経済成果の相違は「制度」の違いによって、経済成果の歴史的相違は「制度変化」によって説明されるが、とりわけその制度変化に関連した経済成果を説明するために、「制度」の概念のなかに「フォーマルな制度」（成文法）だけでなく慣習や伝統などの「インフォーマルな制度」が含められ、「制度」の漸進的変化が説明されていること。第2は、同じ目的のためにイデオロギー（主観的知覚モデル）までもが持ち出されていることである。しかし、これらの要因を加えることで初めて経済成果の歴史的相違の説明が完成している。さらに、最後に第3の要素として、「制度」の問題の核心が不確実な世界における「安定性」の問題ないしは人間の「調整・協力」の問題として捉えられ、「制度」は取引費用を引き下げることですれらの問題に対する答えを提供していると主張されていることである。

このように、ノースの理論においては、取引費用を引き下げ「協力」を引き出すことに「制度」の中心的な役割が見出されているが、その「制度」にはフォーマルなものだけでなくインフォーマルなものも含められ、さらには制度変化を説明する要因としてイデオロギー（主観的知覚モデル）までもが持ち出されている。しかし、そうであれば、「制度」の引き出す「協力」はノースが主張するような単なる取引費用のレベルを越え、それだけでは解決

されない問題、すなわち「社会的連帯」(秩序)や「信頼」の問題にかかわらずをえず、それが市場の多様性をもたらしていると考えerるほうがむしろ自然であろう。

こうした経済学を超える要素は、結局、ノース理論ないし新制度派経済学の3つの本質的限界に結びついてくる。その第1は、「制度」をゲームのルールとみなし、つくられたあとのルール(=「制度」)のみに焦点を当て、「主体としての人間の意志」が軽視・無視されていること。第2は、取引費用を削減する「制度」のみに焦点が当てられていることにみられるように、「制度」の議論が交換(市場)経済ないし経済学の領域に限定されてしまっていること。そして第3に、ノースの理論はあくまでも欧米近代(現代)の視点からの理論であるということ。以上の3点である⁵⁾。これらの3点は、「制度」の定義や経済システムの議論のなかで大きな関わりをもってくることになる。というも、以下の議論のなかで次第に明らかになるように、ノースの理論は新古典派の議論を極限まで展開することによって大きな成果を上げたと同時に、それによって新古典派的な制度アプローチの限界を浮き彫りにしているからである。そして、この点にノース理論の意味の意味があると考えられる。

(2) 「制度」の定義

上述のように、新制度派経済学、とりわけノースの理論においては、「制度」はゲームのルールと捉えられ、「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」から構成されている。それでは、その他の論者は「制度」をどのように捉えているのであろうか。ヴィゼ(L. von Wiese)は「制度」を「一定の人間間の関係形態の複合体⁶⁾」と捉え、サムナー(W. G. Sumner)は「制度は習慣や慣習から形成されたものであり、この習慣や慣習の究極的な起源は、ただ深い歴史的研究によってのみ明らかにされうる⁷⁾」と主張する。また、旧制度派のヴェブレン(Th. Veblen)は「制度」を「慣習によって形成される象徴的意味の体系」ないし「思考の習慣」と捉え、こうした「制

度」という視点から近代産業社会の描写を試みた⁸⁾。あるいは、社会学者の盛山は、「制度」を「理念的な実在」ないし「意味（づけ）の体系」と捉えている⁹⁾。

それぞれの論者の「制度」の捉え方にはそれぞれの問題意識や立場によって微妙な違いがみられるが、その主張するところはおおむね共通しているように思われる¹⁰⁾。具体的には、「制度」とは慣習や習俗などと深くつながり、人々にとっての意味（づけ）の体系となることによって、人々間の関係を規定しているものというのが、これらの定義に共通したところであろう。こうした点を考慮に入れるとき、「制度」のもっともわかりやすく、適切な定義は中村（1977）の定義であるように思われる。彼によれば、「制度」には法制度のような「意識的につくられた目に見える制度」と慣習、習俗のように「無意識的につくられた目に見えない制度」がある¹¹⁾。これは先のノースの「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」にほぼ対応するものと言える。

われわれも基本的にはこのような「制度」の捉え方を採用し、中村やノースと同じような意味で「制度」には「見える制度」と「見えない制度」があるという立場をとりたいが、ここで注意しなければならない最大のポイントがある。それは、「制度」（institution）という言葉のラテン語の語源「in+statuere」（或ものの上に立てるの意）に端的に表れているように、「制度」は何よりも「自覚的に設立（設定）するもの」であり、慣習・習慣（「見えない制度」）や組織、構造、システムと根本的に異なるものであるという点である。すなわち、「制度」とは、人間の意志によって設定（定立）されているものであり、本来「制度」とは「見える制度」のことである¹²⁾。この点は、誤解なきよう十分に注意する必要がある。ただ、こうした本来の「制度」（「見える制度」）に対して、慣習や習俗を「見えない制度」と呼ぶことで、それらと「見える制度」との関わりの深さを表現することにしたい。

ところで、この点は、ノース理論ないし新制度派の本質的限界として挙げた第1の点に大きくかかわるものである。つまり、上述のように「制度」は

何よりも人間の意志によって設立されるものである。そうであるにもかかわらず、ノースを初めとした新制度派の経済学者においては（現代のその他の制度論も同じように当てはまるが）、こうした「制度」のもっとも本質的な側面が軽視され、その制度論の不十分さの大きな原因のひとつとなっていると考えられる。

このように、「制度」を考える際には、まずそれが人間の意志によって意図的に（あるいは、自覚的に）設立されるものであるということに留意すべきである。そして、それと同時に、本来の「制度」である「見える制度」は慣習・習俗といったいわゆる「見えない制度」と深くかかわり、基層の部分では本質的に連続するものであることにも留意する必要がある。この点に関する認識も、すなわち「見えない制度」と「見える制度」との本質的連続性の認識も、ノースの場合「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」とが区別されてはいるけれども、必ずしも十分ではないように思われる。

2 現代の経済システム

つぎに、経済システムと「制度」との関係を考える際の前提となる現代の経済システムの特質について考えてみることにしよう。まず、経済学と近代社会というより一般的な形から経済システムの特質の考察を始め、その上で現代の経済システムの特質を明らかにすることにしたいが、ここでもノース理論ないし新制度派理論について指摘した本質的限界が深くかかわってくる。

(1) 経済学と近代社会¹³⁾

まず、現代（ないしは近代）の経済システムの本質を考察する上で最初に考えなければならないことは、経済学と近代社会（近代市民社会）との深い関わりである。経済学は元来17、18世紀を転機として西ヨーロッパに成立した近代市民社会が、個人の自由を原理とするものでありながらしかもなお社会としての秩序をもつことが可能であろうか、という問題の解決を目的とし

て形成されたものであった。

近代という時代のもっとも重要な特徴は、中世を支配してきた宗教が力を失い、世俗化したことである。近代以前の社会においては、社会の秩序（order）は超越者——神、神を背後にもつ王など——の命令（order）によって形づくられていると考えられていた。これに対して、神から解放された近代以後の社会においては、近代以前のように、神や王の命令という外的な規制によってではなく、社会そのもの、とりわけ世俗化した近代社会においてもっとも重視されることになった経済そのものがいわば内的な秩序をもつと考えられるようになった。経済学はこうした経済社会そのものの内的秩序を対象とする科学として誕生したのである。

このような性格をもっとも強く帯びていたのがアダム・スミスの経済学である。スミスの経済学は道徳哲学（moral philosophy）の一部であった。彼の道徳哲学の体系は、自然神学（理神論）、狭義の倫理学（『道徳情操論』として刊行）、法学（『グラスゴー大学講義』）、そして経済学（『国富論』）という四部構成をとり、経済学はその最後の一部分であった。彼は近代において解放された経済それ自身が秩序を有することを労働価値説によって明らかにした。すなわち、スミスは、労働価値説を彼の経済学体系の基礎に据え、個人の自由な経済活動が経済秩序を形成し、それが社会の秩序につながることを明らかにした。その意味で、スミスの経済学は単なる経済学ではなく、根本的には経済と社会との関わりを視野に入れた「社会の学」であった¹⁴。

古典派の経済学は基本的にスミスの経済学の大系に含まれていたそうした社会との関わりを保持していたが、その転機をなしたのは1870年代の限界革命である。財の価値はすべてその効用から導き出されるというこの考え方の転換によって、古典派の価値論は逆転させられ、これによって古典派経済学に包摂されていた社会との関わり方の視点が根本から誤解され、その後急速に軽視されていく。とりわけ、一般均衡論において、価格の自動調節作用によって支えられる市場メカニズムの合理性が証明され、この財の世界の合理性の考え方が主流派の経済学のなかで受け継がれていくことになる。このよう

にして、古典派以降の経済学は、社会との関わりをおおむね軽視する方向で発展してきた。

しかし、ここで重要なことは、解明された財の世界の合理性がそのまま現実の世界の合理性、あるいは人間の世界の合理性につながるものではないということである。仮に財の世界の合理性（均衡、調和）が達成されても、現実の人間の世界ではそれがそのまま受け入れられるとは限らない。たとえば、社会政策、社会保障政策の形で、財の世界に手を加え、財の世界の均衡に修正を施す必要が生じる。あるいはまた、現実の経済の世界が不均衡の状態（景気変動や恐慌）にあれば、経済政策の形で政治が介入せざるをえない。それどころか、そもそも分業と交換を基礎とする自由な経済社会そのものが、その分業・交換関係を確立・維持するための法制度——権利主体としての人格の保障、所有権の保障、交換に当たった対等性の保障、交換契約の保障、契約履行の保障など——を必要とする。

こうして、アダム・スミス以降、社会との関わりを軽視してきた経済学であったが、現実の経済はそれに反して社会のさまざまな側面との関わりを無視しては成り立たなかった。といよりも、むしろ社会との関わりをますます深めながら現実の経済は推移してきたと言って良いだろう。ただ、こうした現実の流れのなかで、経済学はいわば経済学以外の領域からみれば明白なもの、の再発見——ハイエク（F. A. Hayek）の情報の再発見、ケインズ（J. M. Keynes）の失業の再発見、フリードマン（M. Friedman）の貨幣とインフレの結びつきの再発見、そしてコース（R. H. Coase）の企業と法の再発見——の歴史をたどってきた。そして、今日「制度」が再発見され新制度派経済学を初めとした「制度経済学」が現れてきていることを、上記の経済学の流れとともに、ここで確認しておきたい。

ところで、近代という時代の本質は、中世を支配してきた宗教が力を失い、世俗化したことであるが、宗教に代わって近代の社会を支配するようになったのは合理主義（rationalism）であった。近代科学、とりわけ自然科学はこの合理主義の成果である。自然科学の基本的特徴は、すべての現象をでき

るだけ単純な要素に還元し、この要素を数量的に規定し、最後に数量化された要素間の関係になるべく簡単な数式で表現するところにある¹⁵⁾。社会科学、とりわけ「科学としての経済学」は、こうした要素化・計量化・定式化という自然科学の方法論を社会経済現象に適用し、自分自身を含め一切のものを対象化し客観的に観察し、社会経済現象のなかに「法則」（つまり、「必然」）を見出そうとした。したがって、経済学はその本質において「経済現象に関する自然科学」であり、それは必然的に因果必然的な機械論的な体系に結びつかざるをえない¹⁶⁾。しかし、その結果として、自分自身を傍観者たらしめ社会に対する自己の責任を忘れさせ、何よりも「主体としての人間の意志」を軽視することにつながった。

以上、ここでは2つのことを確認しておきたい。第1は、成立期の経済学、すなわちアダム・スミスを初めとする古典派の経済学において考慮に入れられていた経済と社会との関わりが、その後の経済学の発展のなかで忘れ去られ、軽視されてきたことである。ただ、現実の経済は社会のさまざまな側面と決して無関係ではなかった、否むしろ深い関係にあったということ、そして今日たとえば「制度経済学」のなかに、まったく不十分ではあるが、そうした経済と社会との関わりが見直されてきていることを、あわせて確認しておきたい。第2に確認しておきたいことは、経済学が、自然法則に相当する「経済の法則」（「必然」）を追求してきた結果として、「主体としての人間の意志」が軽視されてきたことである。

なお、近代社会との関わりのなかで見出される経済学の以上の2つの点は、ノースを初めとした新制度派の経済学のなかにとりわけ顕著な形で表れている。言うまでもなく、上記の第1の点と第2の点は、ノースないし新制度派の本質的限界として挙げた第2、第1の限界にそれぞれ対応している。

(2) 現代の経済システム

現代（近代）の経済システム（経済体制）がどのような特質をもっている（いた）か、あるいは現代（近代）の経済システムが現代（近代）の社会に

においてどのような位置を占めている（いた）かは、基本的には上述の経済学と近代社会との関係に対応するものとして考えることができる。

近代合理主義の影響をもっとも強く受けて発展してきた「科学としての経済学」は社会全体との関わりへの関心を低めていったが、それは一面では現実経済の動きに対応するものであったといえることができる。すなわち、宗教から解放され、外的な枠による社会の秩序づけが消滅し世俗化した近代以降の社会においては、近代以前の社会と異なり、経済の領域が社会全体のなかで占める割合が突出した経済優位の時代（ゾンバルトのいう「経済時代」）となった。換言すれば、近代以降はすべての現象が経済現象となり、そのような意味で経済の領域が社会との関わりを低めたと言える時代である。確かに、近代以降の社会においては、理性が、さらには人間の欲望までもが、解放されることによって、科学技術が発達し、消費文化が栄え、かつてない物質的繁栄をもたらされたが、近代以降の「社会経済システム」は、本質的に経済システム優位の「経済社会システム」であり、その意味で近代特有の「社会経済システム」であったと言える¹⁷⁾。

しかし、そうは言っても、現実には、まず個人の自由な経済活動を原則とする経済システムの根幹である分業・交換関係それ自体を確立・維持するための法体系を最初から必要とした。さらに、時代の進行とともに、経済システムは社会システムとの関わりを深めざるをえなくなっていく。すなわち、個人の自由な経済活動が経済システムとしても、あるいは社会システム全体としても一定の秩序・正義をもたらすという古典派の主張にもかかわらず、現実の経済社会は19世紀半ばになると景気変動、恐慌、社会的不平等というさまざまな問題を引き起こしたからである。これらの問題に対しては、近代中央集権国家による経済政策、社会政策、あるいは社会保障政策を通じた対策が講じられた。こうして、1880年代に入ると自由な経済システムは、国民経済各層の、あるいは国民経済全体での自主規制（調整）の動きによって大きく変容し、19世紀末までには自由放任主義はその一般的權威を喪失した。さらに、こうした動きは、第一次大戦後の国家による積極的な経済への介入

へと結びついていく。ただ、ここで注意しておきたいことは、近代中央集権国家は、とりわけ急速な近代化を進めた東アジア諸国においては、それまで存在していたさまざまなレベルでの伝統的共同体の解体を通して形成され、維持・発展してきたものであるという点である。

いずれにせよ、こうして、近代・現代社会は、基本的には、個人の自由な経済活動を国家の法的・行政的枠組みにおいて支える「経済社会システム」、すなわち「私」の原理と「公」の原理の2つの原理によって支えられた「経済社会システム」であった。そのなかでは経済システムが絶対的に優位にあり、その意味で近代以降の「社会経済システム」は「経済社会システム」であり、そのようなものとして経済システムは位置づけられていた。

けれども、社会主義経済システムの崩壊やその他の世界の経済社会の動きは、以上のような経済システムの位置づけを大きく揺るがすものである。つまり、これまで経済システム優位の時代状況のなかで意味をもっていた「資本主義経済システム」対「社会主義経済システム」の比較の枠組みが意味を失い、「資本主義経済システム」対「資本主義経済システム」の比較が重要になったとき、そこに残されていたものは「経済社会システム」（「社会経済システム」）の多様性の存在であった。そして、それはやがて経済社会システムの多様性の承認につながっていく。しかし、その経済システムの多様性を生み出すものは経済そのものではありえず、それぞれの社会において全体としての社会のさまざまな側面と経済との関わりのなかで生まれるものである。それは、要するに解体したはずの共同体的なるもの、歴史的なるものがしぶとく生き残り、それぞれの社会の基層をなしているからに他ならない¹⁸⁾。

けれども、多くの場合それは無意識のレベルで存在するにすぎず、現実の状況は経済システムが偏重され、その比重が他の部分システムに比べて突出している。その意味で、現代における経済システムの社会経済システム全体における位置づけは、極めて不安的な状況にあるということが出来る。そして、この点は前述の経済学と近代社会との関わりに関連して指摘した2つのポイントとノース理論ないし新制度派の2つの限界に深くかかわってくる。

以上、ここで確認しておきたいことは、つぎの2点である。第1に、古典派以降の経済学の実験的発展のなかで経済と社会との関わりが軽視されてきたことに対応して、現実の経済システムも社会システム全体のなかで突出した位置を占めてきたが、他方で国家（政府）による介入を必要とし、その度合いを高めてきたことである。すなわち、近代・現代の「経済社会システム」においては、「私」の原理と「公」の原理の2つの原理に基づき、私的な個人の経済活動が国家的な枠組みで支えられている。（現実には、「公」を担い「私」を支える国家に過大な負担がかけられてしまっている。）第2に、世界の経済社会の急速な変化、とりわけ社会主義経済システムの崩壊は「経済社会システム」の多様性の重要性を認識させたが、その多様性は経済以外の側面との関わりで、なかでも社会の基層で生き残っていた歴史的なもの、共同体的なものとの関わりで生じているものであるということ、そして、残念ながら、それは無意識のレベルにとどまっているということである。

3 「制度」の視点の必要性

さて、以上において、一方で新制度派の「制度」の意味や「制度」の諸定義を検討し、他方で現代（近代）の経済システムの特徴を論じたことで、いま経済システムと「制度」との関係論を論じる準備が整ったように見える。しかし、なぜいま社会科学の諸領域で「制度」がとりわけ重視されるようになってきたのかは、まだ十分に明らかにされていない。実際、現在さまざまな領域の多くの論者によって「制度」の重要性が論じられるようになってきているが、そこでも、なぜそれほどまでに「制度」が重要であるかの十分に説得的な理由は提示されていないのである。

実は、本章でこれまで、一方で制度論を取り上げ、他方で現代経済システムの特徴を取り上げたのは、経済システムと「制度」との関係論を論じるという本章のテーマによるだけのものではない。むしろ、それが「制度」の視点の必要性、あるいは「制度」の再発見の意味を解明する上で是非とも必要

とされると思われるからである。そして、事実「制度」概念の重要性のポイントは、基本的にはそこで論じたことのなかにほとんど含まれている。以下では、まず「制度」の再発見の意味を明らかにすることにしよう。

(1) 「制度」の再発見の意味

さて、経済学と近代社会との関連で論じたように、近代社会において科学として確立した経済学は当初、個人の自由な経済活動からなる経済社会の調和を説くことで社会との関わりを保持していた。けれども、近代合理主義に基礎を置く「科学としての経済学」においては、あらゆるものを対象化・客体化するという性向（近代科学の大きな特徴）が社会科学のなかでもとりわけ強く、自然科学と同様の因果必然の法則が追求された。それは必然的に相対主義や機械論的な世界観に結びつき、「主体としての人間の意志」の軽視や実践的・主体的立場（主客一如の立場）の軽視につながった。その結果、経済学においてはその後社会全体との関わりが急速に希薄化していった。

これに対して、確かに近代において解放された経済は個人の自由な経済活動を基本とする経済優位のシステムであり、それはかつてない物質的豊かさをもたらしたが、逆にそうであればあるほど、現実の経済社会は決して経済のみで完結するものではなく、法律、政治、社会との関わりを抜きにしては存在しえない。事実、現実の経済は19世紀末から今世紀の初め頃までには古典派経済学の自由放任主義の想定とまったく様相を異にし、「私」の原理偏重（社会システムとの関わり希薄化・欠如）によってもたらされた諸問題を国家という「公」の原理によってカバーする領域を増大させる形で、社会全体との関わりを深めてきた。こうして、現代の経済システムは、一方で個人の自由な経済行動という「私」の原理と、他方でその個人の自由な経済活動の場を法的枠組みで支え、同時に私経済の領域に事後的・事前的に介入する国家という「公」の原理の2つ原理を大きな支柱とする経済システムとなっている。

このように多くの役割を果たすようになった近代国民国家の形成・発展は、

伝統的共同体の解体・消滅を伴ったが、社会主義経済の崩壊の後に浮かび上がった「経済社会システム」（「社会経済システム」）の多様性はそうした伝統的なもの、歴史的なものの生命力・強靭さを証明した。こうして、現在明らかになりつつあるのは、ひとつには「社会経済システム」の多様性を生み出す歴史的に形成されたものの重要性であり、また社会主義経済の崩壊にみられる「公」の原理のみに依存することの問題であり、さらにはまた資本主義経済における「私」の原理の失敗をカバーする「公」の原理の過大負担の姿（様相）である。

ここまで論じてきたことは、ひとつには、近代社会において成立し発展してきた経済学の本質的特徴が何であるかということであり、もうひとつには、同じく近代社会において社会のすべての側面に優位し、その領域を拡張させてきた経済システムが現在どのような特質を備えているのかということであった。それぞれについて要点を整理すれば、以下のようになろう。まず、経済学の本質的特徴については、第1に、「主体としての人間の意志」が軽視されていること。第2に、たぶんはその結果として、社会全体との関わりが希薄化ないし欠如していること。以上の2点である。つぎに、現代の経済システムの特質については、第1に、いわば「私」の原理の欠陥をカバーするために「公」の原理にますます依存せざるをえなくなっていること。第2に、とりわけ社会主義経済システムの崩壊後明らかになったように、歴史的に形成されてきたものが「経済社会システム」（「社会経済システム」）の多様性を生み出していること。そして、最後に第3として、「公」の原理のみの社会主義経済システムの失敗や「私」の原理プラス「公」の原理の資本主義経済システムの限界が現代の経済社会システムの行きづまりを示唆し、社会全体のなかでの経済の位置づけが重要になってきていること。以上の3点である。

ここで確認しておきたいことは、このような状況のなかで、新制度派経済学を初めとした「制度経済学」が登場してきていることである。実は、ここに「制度」の再発見の「真の意味」を見出すことができる。というのは、本

来「制度」とは、何よりもまず人間の意志によって設定されるもの、つまり「見える制度」のことであり、その「見える制度」は「見えない制度」と深くかかわり、本質的に両者は連続する性質のものである。そして、「見える制度」と「見えない制度」との間のこの連続性と「見える制度」の自覚的な設定によって、経済システムが歴史的に形成されたものとつながり、社会システム全体のなかで適切に位置づけられ、そこから「社会経済システム」の多様性が生まれるものだからである。

けれども、新制度派経済学を初めとする現在の「制度経済学」には、このような視点がまったく不十分である。というよりも、むしろ自覚されていないと言ったほうが適切であるかもしれない。現代の経済学の特徴として挙げた社会全体との関わりの欠如（「経済の位置の矛盾」）と人間主体の意志の軽視という2つのポイントは、ノースないし新制度派の理論の限界として指摘した3つのポイントのなかの2つと対応するが、それは結局これらを生み出した大本の近代合理主義の限界を示唆している。つまり、近代合理主義に基礎をおく経済学のこの2つの特徴が、「公」の原理のみに依存した社会主義の失敗、資本主義における「私」の原理と「公」の原理のバランスの欠如、さらには歴史的なものに基礎をおく「経済社会システム」（「社会経済システム」）の多様性の十分な理解を妨げているのである。このことは社会全体に対する経済の適切な位置づけと人間の主体的意志の重要性を示唆していると言える。そして、それは西欧近代社会のみを重視し、それをすべての判断の基準とする必然性がないことを意味する。要するに、西欧近代社会の相対化であり、そのことはそれぞれの社会の特性を認めることにつながる。

このように広く承認されるようになった社会経済の多様性が一体何に由来するのかということになったとき、それは結局、経済、政治、社会、文化等々のそれぞれの社会におけるさまざまな側面相互の位置関係にあると言える。このとき、経済に関わらせて表現すれば、経済は全体としての社会（そのさまざまな側面）との関わりのなかで位置づけられ、そこに経済社会の多様性が生まれる。その時、具体的に、経済を社会全体のなかに位置づけ

るのが、「見えない制度」と「見える制度」との間の連続性であり、「見える制度」の自覚的な形成である。したがって、このように「見えない制度」と「見える制度」との深い関わり・連続性と「見える制度」の自覚的な形成の重要性を考慮に入れるとき、「見える制度」を「見えない制度」に自覚的に結びつけることの、あるいは「見えない制度」と「見える制度」との結びつきを自覚することの重要性が一層大きくなるであろう。このように考えるときに初めて、「制度」の再発見の「真の意味」がはっきりと理解できるものと思われる。

ところで、「私」の原理や「公」の原理に対して、「制度」は本来いかなる原理に基づくものなのだろうか。この点を考える際にも、ノースの理論は有益な示唆を与えてくれる。すなわち、彼は「制度」が人々の間の「調整」の問題、「協力」の問題、あるいは「信頼」に関わるものであると主張する¹⁹⁾。しかし、ノースの場合、新古典派の理論に沿って、自己中心的な個人の世界（「私」の原理に基づく世界）のなかで理論を組み立てた結果として、制度的枠組みが取引費用を引き下げることによって人々の間の「協力関係」をつくり出す側面を一面的に強調してしまっている。個人中心主義は、いかに「制度」を整えようとも、どこかで相手を「信頼」せざるをえないとしか表現のしようのない領域を残さざるをえない。つまり、相手との「信頼関係・協力関係」を前提として初めて制度的枠組みが整えられるというもう一方の側面が新制度派やノースの理論では、まったく無視されているのである²⁰⁾。結局、現実には、「制度」が「協力関係」をつくり上げ、「信頼」を築き上げるものであると同時に、他方では、むしろそれ以上に、人々の間に共通に存在するものに基づく「信頼関係・協力関係」が制度的枠組みの構築を支えているのである。このようないわば「共的なもの」ないしは「協的なもの」が「制度」の根本を支えているということが改めて認識される必要がある。

以上、要するに、「制度」の再発見の「真の意味」は、「共（協）」の原理に支えられた「制度」が経済と全体社会との関係を媒介し、その間の適切な位置関係を決定するということ、そして、それは「見える制度」を「見えな

い制度」に結びつけるわれわれ人間の意志の力に依存するところが大きいということ、さらにそれは近代西欧社会を相対化しそれぞれの社会の多様性を承認することにつながるということであると思われる。

(2) 経済システムと「制度」

さて、「制度」の再発見の意味に関する以上の議論は、実はほぼそのまま経済システムと「制度」との関係に関する議論になっている。というのは、上の議論においては、「制度」の再発見の意味を考察することに焦点が当てられているが、論じられている内容は、経済学と経済システムの近代・現代における特徴・特質と「制度」との関係に関するものだからである。したがって、ここでは経済システムと「制度」との関係に関する議論を今後本格的に展開していく上で必要となるポイントを、再確認の意味も含めて、いくつか指摘しておくにとどめたい。

まず、一方で、近代以降の「社会経済システム」は経済の優位した「経済社会システム」であったが、今日その状況に大きな変化が現れ、経済システムの位置が不安定化している状況において、経済システムの「社会経済システム」のなかでの位置づけが重要になってきている。他方で、「制度」は経済と全体社会とを媒介し、社会システム全体のなかの適切な場所に経済システムを位置づけるものである。ここに経済システムと「制度」とが結びつく。そして、経済システムの位置が不安定化し、さまざまな問題が生じている今日の状況下においては、経済システムとそれを構成する「制度」との適切な位置関係はますます重要になってきている。このように、経済システムと「制度」との関係を考えるとき、まず第1に、経済システムを社会システム全体のなかに位置づける「制度」の意味を確認しておくことが必要不可欠である。

つぎに、近代以降の経済優位の経済社会システムは、基本的に自由な個人という「私」の原理と国家という「公」の原理の2つの原理に支えられた近代固有の社会経済システムであったが、近年の世界レベルでの経済社会の急

速な変化は、そうした2つの原理だけでは説明のできない、あるいは解決のできない問題を顕在化させている。経済システムの位置が不安定化しているのも基本的にはそこに原因がある。現実世界のこのような状況のなかでは、「私」の原理と「公」の原理のバランスをいかにとるかということだけでなく、むしろそれを超える原理の必要性を示唆しているように思われる。そこに、基本的に「共（協）」の原理に基づく「制度」の重要性がある。すなわち、「私」と「公」のあいだのさまざまな領域・さまざまなレベルで、「見える制度」を「見えない制度」に結びつける努力を通して、経済システムの社会システム全体のなかでの適切な位置を求めていかなければならない。その意味で、いま必要なことは既存の「制度」（エスタブリッシュメント）を見直し、そのなかで「見える制度」を「見えない制度」に結びつけることである。それは、決して「制度」の創造的破壊ではなく、連続的な創造でなければならない。そして、原理的には、こうした実践的・主体的努力のなかにおいて初めて社会経済のトータルな把握が可能になるものと思われる。このように、「制度」と経済システムとの関係を考えるとき、確認しておかなければならない第2のポイントは、経済システムを社会システム全体のなかで位置づける際の「制度」が基本的には「共（協）」の原理に基づくものであり、「見えない制度」に「見える制度」を結びつける自覚的な努力（実践）が必要とされるということである。

ところで、「制度」が基づく「共（協）」の原理と「私」の原理や「公」の原理とは基本的にどのような関係にあるのだろうか。この点をここで少し論じておこう。通常、表面的には、「共（協）」は「私」や「公」と同じレベルで捉えられているように思われる。たとえば、所有制の場合、私有、公有、共有という区別がなされる。あるいは、福祉のタイプとして、「私助」、「公助」（公的扶助）、「共助」（相互扶助）というような使い方がなされたりする。このとき、確かに「私」・「公」・「共」の3つがまったく同じレベルのものであると意識的に主張されることも少ないが、逆にその相違が自覚的に議論されることも少ないように思われる。そのことは、たとえば「公共財」、「公共

サービス」、あるいは「公共政策」といった表現にみられるように、「公」と「共」がはっきりと区別されず「公共」という形で用いられることが極めて多いことのなかにも表れている²¹⁾。

しかし、原理的に考えれば、基本的には「共（協）」は「私」と「公」の基礎にある（基礎をなす）と考えざるをえない²²⁾。すなわち、「私」と「公」は「共（協）」を前提としなければ成り立ちえない。たとえば、「私」の世界に徹するはずの完全な市場経済においても他者との契約関係は、まず人格の保障、権利とりわけ所有権の保障、および契約履行の保障という法的枠組みを必要とする。その意味で、「私」の世界は「公」的世界を前提とせざるをえない。さらに、この法的枠組み（「公」的世界）によって保障された「私」的世界の契約は最終的には、どこかで相手を「信頼」せざるをえないところ（つまり「共」的世界）を残す。また、「公」的世界も、「私」的世界の場合と同様に、「共」的世界を前提とせざるをえない。たとえば、国家による社会保障政策はその対象とされる社会がひとつの共通する何ものかを有する「共」の世界であることによって初めて成り立つものである。したがって、「私」は「公」を、さらには「共」を前提とし、そして「公」もまた「共」を前提とする。すなわち、「私」は「公」と「共」によって基礎づけられ、「公」は「共」によって基礎づけられる。「制度」は根本でこのような「共（協）」の世界に関係するものである。

社会主義経済システムは本来「共（協）」を目指したはずであるが、そしてもちろん現実には「私」も「共」も存在したが、その実体は根本では「公」（具体的には、国家）のみであった。また、独自の自主管理社会主義を追求した旧ユーゴスラビアも根本のところでは「公」であって「共」ではなかった。さらに、資本主義経済システムは建前としては「私」の世界が基本であるが、既述のように、実体は「私」と「公」の世界である。けれども、社会主義の崩壊後、現在「私」の世界が一面的に強調され、「公」の重要性が軽視される傾向が顕著であるだけでなく、「共（協）」の重要性はほとんど顧みられない。しかし、今日もっとも必要とされているのは、これまでの議

論からうかがえるように、単に「公」と「私」のバランスの問題ではなく、「共（協）」の原理に基づく「制度」によってその問題の根本的な解決を目指すということであると考えられる²³⁾。これが、経済システムと「制度」との関係を考えるとき、留意しなければならない第3番目のポイントである。

最後に第4のポイントとして、以上の3点にも共通するポイントを挙げておこう。それは、「制度」と経済システムの関係が重要になっていることの根本にかかわるものである。経済システムと「制度」は本来ともに経済学の領域を超えるところで結びついている。上述のように、社会システム全体における経済システムの位置づけを考えることは、従来の「量」的経済学とまったく次元を異にする事柄である。そして、そのことに他ならぬ「制度」がかかわるのである。要するに、経済システムと「制度」との関係を問うということは、「量」的レベルの問題ではなく、「質」にかかわることなのであり、経済合理性と異なる質的な次元（また別の領域の合理性）が導入されるということなのである²⁴⁾。より端的に表現すれば、「制度」を考えるということは、単なる経済システムを超え、社会システム全体における秩序を考えるということなのである²⁵⁾。この点を最後の第4のポイントとして強調しておきたい。

それでは、以上のポイントの上に立って、具体的に経済システムと「制度」との関係をどのように考えたらいいのか。この点の理解を助けるために、制度改革について節を改めて論じることにしよう。

4 制度改革と経済システム

ここでは、制度改革を取り上げる。具体的には、まず、制度改革（論）の基本的なタイプと制度改革に対する一般的姿勢を取り上げ、つぎに、現実のわが国の代表的な改革論の特徴を考察することで、経済システムと「制度」との関係に関する議論を補足することにしたい。

(1) 改革論のタイプ

まず、基本的に、「制度」の改革論（ないし政策）には2つのタイプが考えられる²⁶⁾。その第1は、現代（正確には、近代以降）もっとも一般的なタイプで、ひとつの「制度」の理想像に基づいて制度改革を行おうとするもの（「近代的制度（化）」の立場）である。この場合の基本姿勢は現実をその理想像に近づけようとするものであり、本質的に急進的なアプローチになりやすい。通常、経済学者が考える改革や社会工学的な政策はこのタイプに属する。具体的には、経済学者の場合、完全競争モデルを理想像として出来るだけそれに近づけようとする。これに対して、第2のタイプは、第1のタイプとまったく正反対の性質を持つ。第1のタイプのように、理想像に現実を合わせるのではなく、歴史的社会的現実にできるだけ適合するような「制度」を考えるという立場（「古典的制度（化）」の立場）である。このタイプは本質的に漸進的アプローチになりやすい。こうした立場は現在一般的には支持を得られていない。というよりも、事實は、とりわけ経済学において、第1のタイプの改革論の影響が強すぎるために、第2のタイプの改革論の意味や重要性はほとんど理解されていない²⁷⁾。けれども、社会主義経済の崩壊の根本的原因や、その後浮かび上がった経済社会システムの多様性を生み出すものとしての歴史的なものの重要性を考慮に入れるとき、こうした第2のタイプの改革論のもつ意味・可能性は無視できないものがある。というよりも、今日の多様な問題の根本原因はむしろ第1のタイプの改革が、近代以降の経済社会において支配的になり無原則に追求された結果であると言っても過言ではない²⁸⁾。すなわち、「見えない制度」と「見える制度」との深い関わりや連続性をまったく考慮せずにとだ単に理想的なモデルに基づいた改革（政策）を続けることで多くの混乱・矛盾が蓄積されてきた。したがって、現在必要とされているのは、歴史的社会的現実をしっかりと見据え「見えない制度」に整合的な「見える制度」を自覚的につくり上げる改革（政策）を追求することではない²⁹⁾。

以上のように考えるときに初めて、制度改革に対する基本姿勢がはっきり

してくる。一般に、制度改革に対する態度としては、それを積極的に支持する態度とそれに消極的な態度の2つに大別できよう。しかし、上述の立場からすれば、こうした積極的態度、消極的態度はともに一面では正しく、また他面では間違っている。このとき、ポイントは「見える制度」と「見えない制度」である。まず、制度改革に対する積極的な態度は、制度改革が重要であると主張している点では確かに正しいが、制度変更ですべてが解決するように考えている点では間違っている。つまり、ここで考えられている「制度」は「見える制度」のみで、「見えない制度」との関連はほとんど考慮に入れられていない。これに対して、制度改革に対して消極的な態度は、「制度」のなかの人間は同じであり、制度改革ですべてが解決するわけではないと主張している点では正しいが、制度改革の重要性を軽視していると言わざるをえない。ここでは「制度」は「見えない制度」が中心になり、「見える制度」への移行（「制度化」）の重要性が十分に認識されていない³⁰⁾。

重要なことは、制度改革によって歴史的社会的現実を非連続的なものにするのではなく、できるだけその現実にあった連続的なものにするべく努力することである。つまり、現実を「制度」に合わせる一般的なアプローチではなく、「制度」を現実に合わせている必要がある。その意味では、上述のように、本質的に漸進的にならざるをえないが、制度変化の漸進性はあくまでも原理的に言ってそうであるということであって、「見える制度」と「見えない制度」とが調和するのであれば、現象的には急進的にみえる場合もありうる³¹⁾。

(2) 改革論の現実

制度改革（論）のタイプとそれに対する基本姿勢に関する以上の議論を前提に、わが国における制度改革に関する議論を取り上げ、本章の立場との関連を示しておこう³²⁾。まず、これまでの制度改革におけるもっとも一般的でもっとも支持を集めている議論として、徹底的な規制緩和論がある。これは基本的には「急進的改革論」であるが、その基本は新古典派経済学の市場経済機能の信頼の上に立つものであり、「制度」は技術やイノベーションなど

とほとんど同じ次元（つまり、経済的効率性）で捉えられている。多くの経済学者はこの立場をとる³³⁾。しかし、この急進改革論は、もっぱら本章で取り上げた「見える制度」のレベルだけで、しかも経済的な効率性の観点からのみ、制度改革を取り上げているもので、社会全体でのそのバランスや合理性、したがって「見えない制度」との整合性といった視点はほぼ完全に抜け落ちており、改革論のなかではもっとも問題の多いものと言わざるをえない。また、経済学の論理の枠組みのなかにとどまったとしても、何よりもこうした改革論の主張する徹底した規制緩和の後に決して調和が約束されるものではないことも注意されなければならないであろう。

つぎに、上記のような徹底した規制緩和論ではないが、基本的にはその立場に近い「漸進的改革論」（改革派）の立場が主張されている。正村公宏氏の主張である³⁴⁾。その基本的な立場は、正村氏自身の言葉を用いれば「状況適応的な『その場のしご』を得意ワザとする保守主義の立場と違うだけでなく、既存の体制を爆砕して一挙にまったく新しい体制を築き上げなければならないと主張する革命主義の立場とも違う。改革派の立場は本質的に漸進主義の立場である。」要するに、保守でも革新でもないその中間に位置するという意味での「漸進主義」である。しかし、その改革論の具体的内容はともかく、正村氏の改革論の基本的立場は結局保守と革新を過剰に意識した結果としての中間の道（中庸）であるにすぎない。一見、「漸進主義」という明確な立場がありそうだが、それはあくまでもまず保守的、革新的立場があり、その後で決定される立場にすぎず、本章でいう改革論の第2のタイプの「漸進的アプローチ」とは原理的に異なると言わざるをえない。

最後に、近年登場した改革論として「保守的改革論」と呼ばれるものがある。たとえば、佐藤光氏の改革論がそれである³⁵⁾。佐藤氏によれば、「保守や保守的とは……ほとんど家族、故郷、国家、およびそれらの歴史を大切にする生き方」という意味で、いわばそうした「常識」や「良識」の立場から改革論議を振り返り、「社会の信頼関係」に社会経済の根本を求めるものである。したがって、この「社会の信頼関係」を基に考えられる改革が「保

守的改革」ということになる。本章の立場は、こうした「保守的改革」の考え方と重なるところが多い。そして、おそらく基本的な姿勢も共通するものだろう。けれども、重要な点で、考え方の相違が存在する。言うまでもなく、「制度」の位置づけが本章の立場と決定的に異なるのである。というよりも、「保守的改革論」においては、「制度」に対して意識的に何ら特別な重要性は与えられていない。確かに、本章で論じたように、「社会の信頼関係」は「制度」と大きくかかわるのであるが、「保守的改革論」では「社会の信頼関係」が中心的位置を占めているにもかかわらず、「制度」に関する積極的な言及はみられない。そして、基本的には、この「制度」の位置づけの違いが「保守的改革論」と本章との相違として現れているといていい。要するに、本章では「制度」というものが経済と社会全体とを媒介するものであり、「見えない制度」と整合的な「見える制度」を意図的に追求する努力のなかで、「社会の信頼関係」が作り上げられていくと考えているが、そうした視点が弱いように思われるのである³⁶⁾。

ところで、本章と上述の「保守的改革論」とが共通するものとは何であろうか。確かに、明言されてはいないが、おそらく「保守的改革論」の立場は、現実を理論モデルに近づける（急進的改革論）のではなく、現実（この場合、単なる現実ではなく現実のなかの本質的なもの）にあわせるべく改革を行うという上述の第2のタイプの改革論の立場に立つものであろう。その意味で、本章と「保守的改革論」とは基本姿勢が共通するものである。実は、この点（「制度」を現実に合わせて制度改革の本質的な連続性）は、明治期、戦後の改革期、そして現在の制度改革を考えるときもっとも必要な観点であるが、今日もっとも軽視されている点であるように思われる³⁷⁾。

おわりに——制度経済学を超えて——

以上、本章では、経済システムと制度論との関係の考察を、新制度派における「制度」の意味の検討から始め、制度論に共通する「制度」の定義との

関連において、現代（近代）における経済学と経済システムの特徴・特質や「制度」の再発見の「真の意味」を考察した。さらに、こうした「制度」の意味を前提に制度改革に対する姿勢を論じることで、経済システムと「制度」との関係の捉え方の方向を示した。

ここでは、以上の本章における議論を踏まえ、今後「制度経済学」、あるいは経済システム論（経済体制論）が進むべき方向について若干言及しておくことにしたい。そのために、まず新制度派、とりわけノースの理論の意味から再整理してみよう。

ノース理論の意味は、言うまでもなく、経済成果の歴史的・地域的相違を説明するために、「制度」に着目（それを再発見）したところにある。しかし、ノースの理論に対しては、安場も指摘したように、「単純化されすぎているのではないか」という印象を拭き切れなかったが³⁸⁾、本章の議論から予想されるように、ノースの理論は明らかに「単純化されすぎている」のである。なぜなら、新制度派の3つの本質的限界として指摘したように、ノースはあくまでも取引費用削減という観点からのみ、つまり経済合理性というひとつの基準からのみ「制度」を捉えているからである。そのため、彼の理論は社会との関わりが希薄で、「主体としての人間の意志」が軽視され、さらにこうしたことを具体的内容とする西欧近代の視点からみた議論となっているのである。

けれども、「単純化されすぎている」ということでノースの理論を即座に却下すべきかということ、必ずしもそうとは言い切れない。いや、むしろノースの理論はおそらく彼自身も十分に自覚していなかった、単なる経済学における「制度」の再発見という表面的意味を超える意味をもっているように思われる。というのは、ノースは新古典派の論理を制度的側面において極限まで追求することによって、経済（学）の本質的限界（経済を説明するために経済以外の要因を必要とすること）を鮮明にさせたからである。すなわち、ノースは経済成果の歴史的・地域的相違を説明するために、慣習・習俗などの「インフォーマルな制度」を持ち込み「制度」の漸進的変化の主張をせざ

るをえなかった。あるいはまた、経済成果の変化の要因としての制度変化を説明するためにイデオロギー（主観的知覚モデル）を考えざるをえなかった。そして、何よりも「制度」の問題を人間の「調整・協力問題」、したがって「信頼の問題」と捉えていたのである。これらの側面は、本来、経済合理性（部分合理性）を超える別の領域の合理性（全体合理性・価値合理性）で考えられるべき事柄なのである。要するに、経済学のなかに「制度」の問題を持ち込むことは従来の単なる「量」の経済学を超えるということなのである。

結果として、ノースは現代（近代）の経済学の本質的特徴・問題点を、あるいは現代（近代）の経済社会の本質的問題点を鮮明に描き出しているのである³⁹⁾。この点に、ノース自身が意識しなかったノース理論の意味の意味があると考えられる。事実、「制度」は、本章で考察したように、全体としての社会のさまざまな側面にかかわり、主体としての人間が自覚的に設立するものである。その意味において、「制度」の真の重要性は、「量」ではなく「質」的側面にあり、したがって経済学（量的な）の領域を超えるところにある。同様に、経済システムの意味も経済（学）を超えるところにある。このとき、「制度」と経済システムも結びつくのであった。

このように考えるとき、「制度経済学」は新制度派経済学でも現代制度派経済学でも、あるいは比較制度分析（Comparative Institutional Analysis⁴⁰⁾）でも不十分である。確かに、社会諸科学、とりわけ経済学において「制度」が注目されるようになったという点では評価されて良いが、それが「制度」本来の意味が十分に理解されないままで展開されようとしている点では大きな問題である。新制度派経済学や比較制度分析においては、「制度」を扱ってはいても、「制度」が個人主義的な視点からのみ捉えられ、相変わらず従来の枠組み（効率性）のなかで議論が展開されており、「質」にかかわる「制度」本来の側面——「制度」が「主体としての人間の意志」によって設定されるものであるとか、「制度」の根本が「共（協）」の原理にあるとかいうこと——が正面から取り上げられていない⁴¹⁾。また、現代制度派は、新古

典派ないし新制度派を批判することに重点を置きすぎる嫌いがあり、その結果としてそれらに代わりうる固有の枠組みなり視点を提供しているとは言い難い状況にある。

結局、「制度」を持ち出してくることは経済学を超えること（単なる量的思考を超え質的思考を行うこと）であり、また経済学を超えなければ意味がない。「制度」を経済学のなかに入れるということは、従来の（狭義の、あるいは量的な）主流派の経済学だけではすまされなくなるだけでなく、主流派批判を主とする経済学でもすまなくなる。つまり、「制度」の本当の重要性は、新制度派でも現代制度派でもまだ十分理解されていないし、取り上げられてもいない。その意味で、「制度経済学」は「量の経済学」ではなく、「質の経済学」でなければならない⁴²⁾。全体としての社会経済（「社会経済システム」）のなかで「制度」を捉える「社会経済」の「学」という意味において、「制度経済学」は「制度の社会経済学」でなければならない⁴³⁾。そのとき、「制度の社会経済学」の課題は、通常の「制度経済学」（新制度派）で考えられているような、単なる適切なインセンティブ（制度）の設計ではありえない。そうではなく、それは、これまで軽視されてきた質的なもの（「見えない制度」）を捉え「見える制度」として自覚的に統合（体系化）して行くものでなければならないのである。

<注>

- 1) たとえば、ノースがアルト（James Alt）とともに編者を務める「ケンブリッジ・シリーズ：制度と決定の政治経済学」（The Cambridge Series in the Political Economy of Institutions and Decisions）に収められているもののなかに、そうした傾向を読みとることができる。なお、North（1990）はそのうちの一卷として著されたものである。また、March and Olsen（1989）2-3ページ（邦訳）を参照。
- 2) Hodgson（1988）. ところで、そもそもなぜ経済学の領域において「制度」がふたたび重視されるようになったのであろうか。「制度経済学」（新制度派経済学、現代制度派経済学）登場の背景としては、基本的に2つの要因が考えられる。ひとつには、既述のように世界経済の急速な変化が伝統的経済学の体系

と現実の経済社会との乖離を拡大させ、その説明力を低下させてきたということである。もうひとつは、現実の経済社会を説明できる理論的体系が要請されている状況のなかで、契約の理論、情報の経済学、ゲームの理論など新たな分析ツールが開発され、ある程度その要請に応える条件が整いつつあったということである。

- 3) North (1990; 邦訳1994).
- 4) Eggertsson (1990; 邦訳1996). ただし、邦訳のタイトルは『制度の経済学：制度と経済行動』となっている。
- 5) Lux (1990) は、現代世界が抱える根本問題の核心を経済学の失敗、とりわけアダム・スミスの経済学の失敗に求めているが、その際ラックスの言うスミスないしスミス以降の経済学の失敗の内容は、基本的に、本章で挙げるノースないし新制度派の理論における3つの本質的限界に対応する。

具体的には、まずLux (1990) の第1章「アダム・スミスの旅」において、スミスが中世の旧秩序の崩壊過程にあつて新秩序を明らかにすることによって、近代社会のものの考え方への転換を成し遂げ、その後の経済学の歴史を決定づけたことが指摘される。つぎに、第4章「アダム・スミスの失敗」では、『国富論』における「利己心」という価値の肯定が現代社会に破壊的な結果をもたらしたことが指摘される。最後に、第8章「科学の贈り物」では、経済学における決定論的・機械論的方法の乱用が人間の本質的要素である主体的意志の軽視・無視に結びつき、経済学に破壊的な影響をもたらしたことが指摘されている。

言うまでもなく、ラックスによる上記3つの指摘はそれぞれノースないし新制度派の本質的限界の第3、第2、第1のポイントに対応している。

- 6) モンターネル (1948) 7ページ。
- 7) サムナー (1906) 70-72ページ。
- 8) 西部 (1983) 100、118ページ参照。
- 9) 盛山 (1995) 221ページ。
- 10) 『制度の哲学』(ルナール)、『制度論』(中村)、『制度論の構図』(盛山)などの制度論はそれぞれ検討に値する興味深いものであるが、本章では、こうした制度論への言及は経済システムとの関連で最少限に抑えざるをえなかった。
- 11) 中村 (1977) 174ページ。
- 12) ルナール (1939) 27ページ、中村 (1977) 170ページ参照。
- 13) 本章における近代社会と経済学との関連および近代社会の捉え方については、基本的に難波田 (1982a) (1982b) (1982c) に基づいているが、Drucker (1939)、Lux (1990) も参考にした。

14) この点、すなわち労働価値説によって経済秩序が社会秩序に結びつけられているという点は、スミスの体系における最大のポイントであると考えられるが、今日十分に理解されているとは言い難い。たとえば、ラックス (1990) は現代の本質を理解する鍵を経済学、とりわけアダム・スミスの経済学に求め、利己心に基づく社会の過ちを指摘しており、その議論は経済と社会との関連を強調する本章の立場とも大きく重なるが、上記の点 (すなわち、労働価値説によって経済秩序と社会秩序が結びつけられているという点) でのスミス理解は不十分であると言わざるをえないように思われる。それは、ラックスが労働価値説に本格的に言及していないことに表れている。

これらの点に関しては、小林 (1994) 7-8ページ、および注5)を参照。

15) 難波田 (1982a) 27、123ページ。

16) Lux (1990) 第8章「科学の贈り物」を参照。また、こうした側面に対抗して今日登場しているのが、「進化経済学」や「複雑系の経済学」であると考えられる。

17) 本章では、全体としての社会が経済優位の時代にあつて経済に大きく支配されているような社会システムを「経済社会システム」と呼び、逆に経済が社会全体のなかに位置づけられている社会システムを「社会経済システム」と呼んで区別している。「経済社会」と「社会経済」も同様に区別されている。武井 (1994) 参照。

18) 加地 (1990) 40-46ページ、「いまなぜ儒教なのか」を参照。

19) 「信頼」は現代の経済社会を理解する上でのキーワードとなっている。たとえば、Fukuyama (1995) は、各国において歴史的に形成された社会的連帯 (信頼) の形成様式が各国固有の市場、産業構造、企業組織を生み出すと主張し、「信頼」の重要性を強調している。

20) ノースよりも新古典派的傾向の強い新制度派の経済学者エグゲルトソンが「あらゆる人がまったく利己的かつ冷淡に行動する社会は存続できない」と述べているのには、示唆深いものがある。Eggertsson (1990) 75ページ (邦訳)。

21) 高橋 (1996b) 130ページ参照。

22) 「私」の原理、「公」の原理、「共 (協)」の原理の発想、およびこの3つの原理の間の関係は、武井昭氏の着想に基づいている。たとえば、武井 (1994) 17ページ、図2「市場経済と非市場経済の関係構造」を参照。なお、われわれは、第5章でこれらの3つの原理に「社」と「自然」の2つの原理を加える。これについては、第5章3節一(2)「社会経済システムの構成原理」の項を参照されたい。

23) 高橋 (1996a)(1996b) は、基本的にこのような立場から、「自己中心的な個

人を支えてきた社会制度の限界」を克服するために、個人と国家を超える「社会」の重要性を強調している。この「社会」が「共（協）」の原理を根本とする「制度」と大きくかかわってくる。なお、高橋正巳氏が『経済往来』誌に連載されたシリーズ「『成熟社会』における宗教への回帰」は、経済システムと「制度」との関係を根底から問い直す場合の貴重な示唆を与えてくれる。高橋（1996a）（1996b）を参照。

また、ここでいう「社会」の重要性については、Drucker（1939）106ページ、Lux（1990）129-130ページを参照。

- 24) たとえば、会計制度の場合、確かに「制度」がひとつだけつくられてしまえばそのなかでは量的な関係が主となるかもしれないが、情報開示の問題にみられるように、「制度」そのものをつくるときには「質」を問題にしなければならない。そして、そうでなければ意味がない。

また、今日のボーダーレス化、グローバル化の流れが世界を均質化する傾向を示すなかで、民族や地域の伝統文化・生活文化の維持、環境問題・資源問題の解決、さらには地方の復権等を考えるときには、必然的に経済合理性という次元を超えたところでこれらの問題を捉える必要（究極的には、価値の序列づけの必要）が生じると思われる。

これらの点については、小林（1994）46-51、72-73、76、215-223ページ、およびLux（1990）175、179-180ページを参照。

- 25) 武井（1993a）168ページ参照。ところで、社会システム全体における秩序を考えると、「社会秩序および信条としての資本主義」というドラッカーの発想は極めて示唆的である。彼によれば、資本主義は単なる経済的合理性によって支持されていたのではなく、キリスト教伝来以来のヨーロッパの基本的理念である「自由」と「平等」という2つの価値を実現するという約束によって正当化されていた（その意味で、社会的合理性をもっていた）。Drucker（1939）18、39-40、47-53、57ページ参照。また、Lux（1990）181ページを参照。
- 26) 難波田（1982a）187-210ページ、「経済学における理論と政策と歴史」を参照。また、この2つのタイプについては、第5章1節一(1)の制度化の2つのタイプの説明を参照されたい。
- 27) 福田（1987a）は、第2のタイプの改革論の立場に立ち、2つのタイプの改革論の基礎にある考え方（価値観）の相違を明らかにしてくれる。
- 28) この点は、旧ソ連邦崩壊の意味と深くかかわってくるように思われる。社会主義経済圏崩壊の意味は、ここで指摘したように、ひとつには、あるひとつの理想像に現実を近づけようとする近代特有の改革の失敗を、もうひとつには、

本文でも述べた「公」の原理のみに依存することの失敗を証明したことにあるように思われる。その意味では、やはり旧ソ連邦の崩壊は近代というひとつの時代の実験の終わりを示唆している。

- 29) 具体的には、たとえば日本的経営に関して言えば、武井昭氏が指摘される、階級意識が乏しく平等意識とか人間関係を重視する日本人の特質（人間主義、平等主義、日本的プラグマティズム）を活かす制度改革を目指すというようなことである。武井（1993b）参照。

また、理論的には、個人主義思想に基づく伝統的な企業理論の立場で日本企業を捉えきれないことが、この点に深くかかわってくる。小林（1994）24-26、231-232ページ参照。

- 30) 「見える制度」の重要性については、高橋（1996b）141-143ページを参照。
- 31) しかし、それはあくまでも結果としてそうみえるのであって、改革論としては第1のタイプと第2のタイプは単なる程度の差ではなく、基本的には価値観の相違である。福田（1987b）306-307ページ参照。
- 32) それぞれの改革論の具体的な内容を取り上げれば、結果として類似した点も多いと考えられるが、ここではあくまでもそれぞれの改革論の視点（姿勢）に焦点を絞って論じてあることに注意されたい。
- 33) この立場は主流派の新古典派的アプローチをとる論者にみられる議論であるが、それに対抗して登場した「進化経済学」や「複雑系の経済学」においても、制度改革に対して徹底した規制緩和政策が支持されることが多い。たとえば、中村（1996）における議論を参照。また、注16）を参照。
- 34) 正村（1997）、とりわけ「『保守』と『革新』の政治的破産」（28-36ページ）と「根元的思考にもとづく漸進的改革」（36-42ページ）を参照。
- 35) 佐藤（1997）。
- 36) その結果として、「保守的改革論」は改革に対して消極的になりやすい。あるいは、どのように改革を進めるかという点になると曖昧さが残り、具体性に欠ける嫌いがある。たとえば、佐伯（1996）273-274ページ、「『日本型』を再創造する」を参照。
- 37) この点は、東アジアにおける開発政策にも大きくかかわっている。たとえば、欧米で経済学を勉強したアジア諸国のエリートは、その欧米経済学を直接適用するのではなく、各国、各地域にあった政策、すなわち「見えない制度」と「見える制度」との調和した政策を採用する傾向がある。そして、このことがロシアの経済改革と東アジアの改革とのもっとも大きな相違であるように思われる。また、明治期におけるわが国の政治的指導者についても同じようなことが言えよう。

- 38) 安場 (1993) 「クリオメトリックス①④」(3&6 November 1993)、安場 (1996) 80ページ。
- 39) ただ、ノースの理論がアメリカという特殊な経済社会の現実を写し出している側面が強いことも否定できない。その意味では、ノースの理論もやはり現代のアメリカという特殊な社会において生まれた理論なのである。
- 40) 青木昌彦・奥野正寛編著 (1996) 参照。
- 41) その意味では、つまり経済だけでなく社会全体の秩序にかかわる「制度」の問題を従来の経済学の範囲内で扱っているという意味では、経済学も極限まで来ているのかもしれない。
- 42) 「量の思考」と「質の思考」との関係については、Lux (1990) 218、229ページ (邦訳) を参照。また、注24)を参照。
- 43) 注25)参照。

<参考文献>

- [1] 青木昌彦・奥野正寛編著 (1996) 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- [2] Drucker, P. F.(1939) *The End of Economic Man*, The John Day Co. [上田惇生訳 『「経済人」の終わり：全体主義はなぜ生まれたか』ダイヤモンド社、1997年]。
- [3] Eggertsson, T.(1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press [竹下公視訳 『制度の経済学：制度と経済行動(上)・(下)』晃洋書房、1996年]。
- [4] 福田恒存 (1987a) 「伝統に対する心構」『福田恒存全集 第5巻』所収、文藝春秋。
- [5] 福田恒存 (1987b) 「自由と平和」『福田恒存全集 第5巻』所収、文藝春秋。
- [6] Fukuyama, F. (1995) *Trust: The Social Virtues & the Creation of Prosperity*, Free PR. [加藤寛訳 『「真」無くば立たず』三笠書房、1996年]。
- [7] Hodgson, G. M.(1988) *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Polity Press [八木・橋本・家本・中矢訳 『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会、1997年]。
- [8] 加地伸行 (1990) 『儒教とは何か』中公新書。
- [9] 小林好宏 (1994) 『いま経済学に求められていること』中央経済社。
- [10] Lux, K.(1990) *Adam Smith's Mistake: How a Moral Philosopher Invested Economics and Ended Morality*, Shambhala Pubns [田中秀臣訳

- 『アダム・スミスの失敗：なぜ経済学にはモラルがないのか』草思社、1996年].
- [11] March, J. G. and J. P. Olsen (1989) *Rediscovering Institutions: the organizational basis of politics*, ? [遠田雄志訳『やわらかな制度：あいまい理論からの提言』日刊工業新聞社、1994年].
- [12] 正村公宏 (1997) 『改革とは何か：どのような社会をめざすのか』ちくま新書.
- [13] モンターネル, A. (1948) 『制度主義論：アメリカ思想史の一齣』佐々野謙治訳、創言社、1983年 (邦訳).
- [14] 中村秀一 (1996) 「制度とルールの『進化』：新オーストリア学派の視座から」『日本経済政策学会年報』第44号、60-68、勁草書房.
- [15] 中村雄二郎 (1977) 『哲学の現在：生きることと考えること』岩波新書.
- [16] 中村雄二郎 (1993) 『制度論』岩波書店.
- [17] 難波田春夫 (1982a) 『社会哲学序説』(全集第1巻) 早稲田大学出版部.
- [18] 難波田春夫 (1982b) 『経済学革新の道』(全集第4巻) 早稲田大学出版部.
- [19] 難波田春夫 (1982c) 『国家と経済』(全集第6巻) 早稲田大学出版部.
- [20] 西部邁 (1983) 「ヴェブレン黙示録：懐疑の問題をめぐって」『経済倫理学序説』所収、中央公論社.
- [21] North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994年].
- [22] ルナール, R. G. (1939) 『制度の哲学』栗田珍雄訳、栗田書店、1941年 (邦訳).
- [23] 佐伯啓思 (1996) 『現代日本のリベラリズム』講談社.
- [24] 佐藤光 (1997) 『入門・日本の経済改革』PHP 新書.
- [25] 盛山和夫 (1995) 『制度論の構図』創文社.
- [26] サムナー, W. G. (1906) 『フォークウェイズ』青柳・園田・山本訳、青木書店、1975年 (邦訳).
- [27] 高橋正己 (1996a) 「『見えない宗教』と民主社会」(シリーズ「『成熟社会』における宗教への回帰」第3回)『経済往来』第48巻、第3号、132-148.
- [28] 高橋正己 (1996b) 「『社会なき社会』と『見えない宗教』」(シリーズ第10回)『経済往来』第48巻、第10号、128-143.
- [29] 武井昭 (1993a) 「『現代の体制問題』と仏教：『経済体制』から『社会体制』へ」駒沢大学『仏教経済研究』第22号、153-172.
- [30] 武井昭 (1993b) 「東洋型資本主義経済と仏教」『高崎経済大学論集』第36

卷, 第1号, 1-28.

- [31] 武井昭 (1994) 「社会経済学的方法的基礎」『高崎経済大学論集』第36卷, 第4号、1-22.
- [32] 安場保吉 (1993) 「クリオメトリックス」日経新聞『やさしい経済学』(3-9 November 1993).
- [33] 安場保吉 (1996) 「クリオメトリックスの動向について」『社会経済史学』Vol. 62, No. 2, 73-90.
- [34] 拙稿 (1997) 「現代経済システムの特質—制度と歴史の視点から—」関西大学経済学会『関西大学経済論集』第47巻第1号、1-39.

